

(案)

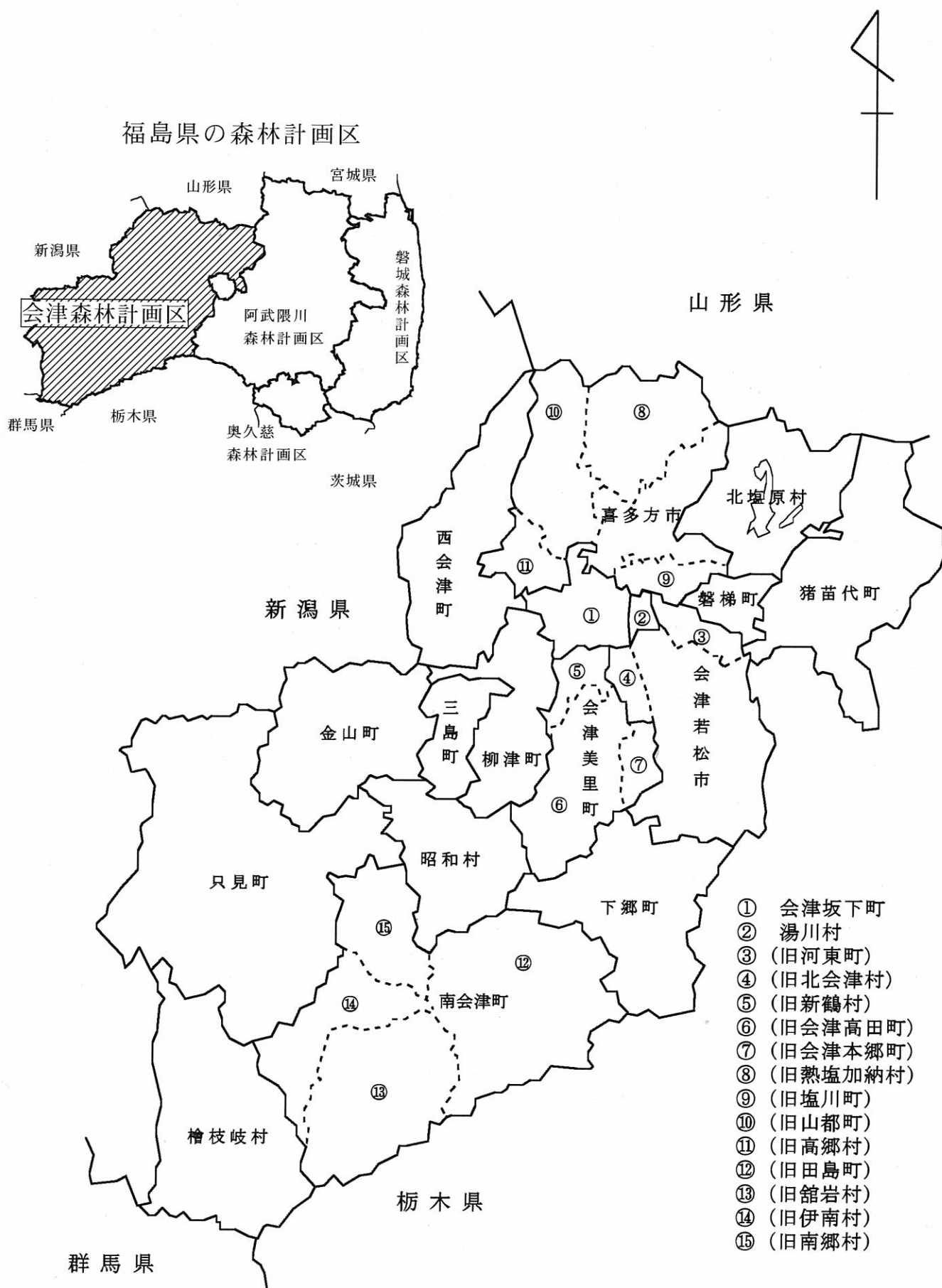
会津地域森林計画書

(会津森林計画区)

計画期間 自 令和 9 年 4 月 1 日
至 令和 1 9 年 3 月 3 1 日

福 島 県

会津森林計画区の位置図



□ 森林計画制度について

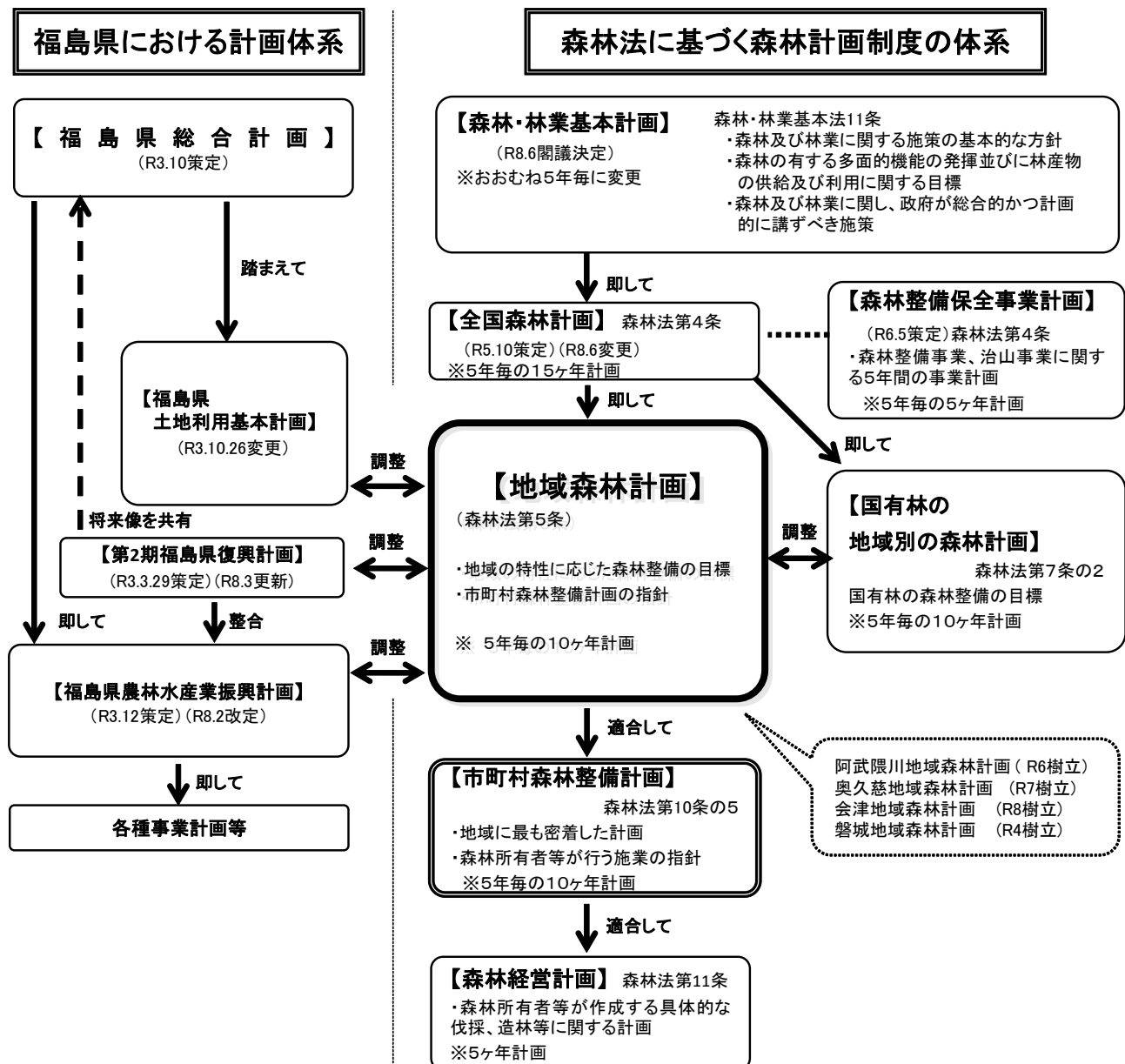
森林は、一度荒廃すれば長期にわたりその機能が損なわれることから、総合的・長期的な視点に立ち、適切に管理・育成する必要があります。そのため、森林法に基づく森林計画制度が設けられています。

また、森林の恵みは広域に及ぶ一方で、管理・育成は個々の森林の現況に応じて実施する必要があります。そのため、森林計画制度は、国・県・市町村・森林所有者等相互に整合を図る体系となっています。

地域森林計画とは

森林法第5条に基づき、全国森林計画に即して、知事が各森林計画区の民有林について5年毎に10年を1期としてたてる計画で、地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、各市町村が定める市町村森林整備計画の指針となるものです。

森 林 林 業 に 関 す る 計 画



全国森林計画と地域森林計画の計画期間対応表

○全国森林計画（計画期間 15 年）

年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
令和 5 年度樹立 全国森林計画 (令和 6 ～20 年度)																		
← 前期 5 年 中期 5 年 後期 5 年 →																		

○地域森林計画（計画期間 10 年）

年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
令和 8 年度樹立 会津地域森林計画 (令和 9 ～18 年度)																		
← 前期 5 年 後期 5 年 →																		

目 次

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況 1
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 4
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 5

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 7

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - (1) 森林の整備及び保全の目標 8
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針 8
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 8

2 その他必要な事項

- (1) 森林の放射性物質対策 9
- (2) 森林生態系の保全 9
- (3) 木質バイオマスの利活用の推進 9

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 1 4
- (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 1 7
- (3) その他必要な事項 1 7

2 造林に関する事項

- (1) 人工造林に関する指針 1 8
- (2) 天然更新に関する指針 2 0
- (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 2 2
- (4) その他必要な事項 2 2

3 間伐及び保育に関する事項

- (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 2 4
- (2) 保育の標準的な方法に関する指針 2 5
- (3) その他必要な事項 2 7

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- (1) 公益的機能別施業森林区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 2 8
- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 2 8
- (3) その他必要な事項 2 9

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 3 4
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 3 4
- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 3 4
- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 3 4
- (5) 林産物の搬出方法等 3 5
- (6) その他必要な事項 3 5

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

- (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 3 6
- (2) 森林経営管理制度の活用に関する方針 3 6
- (3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針 3 6
- (4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 3 7
- (5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 3 8
- (6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 3 8
- (7) その他必要な事項 3 9

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区・・・ 4 0
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 4 0
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 4 0
- (4) その他必要な事項 4 0

2 保安施設に関する事項	
（１）保安林の整備に関する方針	4 1
（２）保安施設地区の指定に関する方針	4 1
（３）治山事業の実施に関する方針	4 1
（４）特定保安林の整備に関する事項	4 1
（５）その他必要な事項	4 1
3 鳥獣害の防止に関する事項	
（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	4 2
（２）その他必要な事項	4 2
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
（１）森林病虫害等の被害対策の方針	4 3
（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）	4 3
（３）林野火災の予防の方針	4 3
（４）その他必要な事項	4 3
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
（１）保健機能森林の区域の基準	4 4
（２）その他保健機能森林の整備に関する事項	4 4
第6 計画量等	
1 伐採立木材積及び間伐立木材積	4 5
2 森林施業面積	4 5
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	4 5
4 林道の開設及び拡張に関する計画	4 6
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等	4 6
（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	4 7
（３）実施すべき治山事業の数量	4 7
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	4 7

第 7	その他必要な事項	
1	保安林その他制限林の施業方法	4 7
2	その他必要な事項	4 7

別 表

別表 1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	4 9
別表 2	人工造林及び天然更新別の造林面積	5 0
別表 3	林道の開設及び拡張に関する計画	5 1
別表 4	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	6 3
別表 5	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	6 8
別表 6	実施すべき治山事業の数量	7 2
別表 7	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	7 7
別表 8	保安林その他制限林の施業方法	7 8

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積	1 4 4
(2) 地 況	1 4 5
(3) 土地利用の現況	1 4 6
(4) 産業別生産額	1 4 7
(5) 産業別就業者数	1 4 8

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表	1 4 9
(2) 制限林普通林別森林資源表	1 5 0
(3) 市町村別森林資源表	1 5 1
(4) 所有形態別森林資源表	1 5 2
(5) 制限林の種類別面積	1 5 3
(6) 樹種別材積表	1 5 5
(7) 特定保安林の指定状況	1 5 6
(8) 荒廃林地等の面積	1 5 7

(9) 森林の被害	1 5 8
(10) 山火事防止施設の整備状況	1 6 0

3 林業の動向

(1) 林家数	1 6 1
(2) 森林経営計画の認定状況	1 6 2
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	1 6 3

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積及び間伐立木材積	1 6 4
(2) 森林施業面積	1 6 4
(3) 人工造林・天然更新別面積	1 6 4
(4) 林道の開設及び拡張の数量	1 6 4
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	1 6 5
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積	1 6 5

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動	1 6 6
(2) 森林以外より森林への異動	1 6 6

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等	1 6 7
(2) 分期別期首別資源表	1 6 8

7 その他

(1) 持続的伐採可能量	1 6 9
--------------	-------

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

本計画区は福島県西部に位置する「会津」と呼ばれる地域で、山形、新潟、群馬、栃木の各県と境を接しています。会津若松市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡の17市町村からなっており、総土地面積は542千haで県土の39%を占めています。

県の行政区分でみると会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡が会津地域（会津農林事務所）、南会津郡が南会津地域（南会津農林事務所）となっています。

(2) 自然的背景

ア 地 勢

東部には奥羽山脈が南北に走り、北部の山形県境には吾妻連峰や飯豊連峰が、西部の新潟県境には越後山脈が連なっています。南端の尾瀬は新潟・群馬両県と接し、南部の栃木県境には帝釈山、田代山、荒海山、三本槍ヶ岳などが連なっています。山地はおおむね急峻で、只見川流域の山岳では基岩露出地が多く見られ、断層や破碎帯も数多くあります。

平坦地は、中央部に阿賀川を挟んで会津盆地が開けています。

河川は阿賀野川水系で、荒海山に源を発する阿賀川が、猪苗代湖から流れ出る日橋川や尾瀬沼を源とする只見川などと合流し、新潟県を経て日本海に注いでいます。

イ 地質及び土壌

山地の多くが第三紀層により形成され、只見町から檜枝岐村にかけては古生層が、会津美里町から南会津町にかけては石英安山岩類が、会津盆地と阿賀川に沿っては第四紀沖積層が、燧ヶ岳、旭岳、磐梯山等の火山地帯では新期安山岩類が分布しています。

これらの岩石が風化堆積した褐色森林土が広範囲に分布し、磐梯山麓、背あぶり山北部、会津盆地西南部、南会津郡の東部に黒色土壌が、標高1,000m以上の尾根・稜線部に小面積ながらポドゾル土壌がみられます。

ウ 気 候

日本海側気候に属し、積雪が多く、50cm程度から多いところでは3m以上になります。

年平均気温は9～12℃、年平均降水量は会津盆地で1,253mm、南部で1,318mm、只見地域では2,446mmとなっています。

(3) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の森林面積は447千haで、民有林が241千ha（54%）、国有林が206千ha（46%）となっています。林野率は県内計画区の中で最も高い82%で、県の森林率71%を大きく上回っています。

森林以外では、農地が28千ha（5%）、宅地が7千ha（1%）等となっています。

イ 人口の推移

本計画区の人口は230千人（令和8年7月1日現在）で県全体の14%を占めています。5年前と比較すると約91%となっており、減少傾向で推移しています。

ウ 交通網

J R磐越西線、国道49号、磐越自動車道が東西に走り、国道118号、121号、会津鉄道会津線、野岩鉄道会津鬼怒川線が南北に走るほか、J R只見線、国道115号、252号、289号、294号、352号、400号、401号、459号などが県道、市町村道と併せて計画区内の交通網を形成しています。

エ 地域産業の概要

本計画区の総生産額（令和5年度）は9,961億円で、県全体の12%を占めています。

内訳は第一次産業3%、第二次産業27%、第三次産業70%となっています。

第一次産業は稲作を中心にアスパラガス、トマト等の野菜やリンドウ、宿根カスミソウ等の花きを組み合わせた経営が行われています。また、特産品のソバや薬用人参、柿、梅の生産やイワナ等溪流魚の養殖、山菜の加工等も行われています。

第二次産業は建設業及び電気・非鉄・精密機械等の製造業が中心です。

第三次産業は歴史と自然を生かした観光産業が特徴として上げられ、都市との交流の推進や森林空間を利用したレクリエーション施設の整備等も図られています。

（4）森林・林業の現況

東日本大震災によって、林地、林道の崩壊、林産施設等の損壊などの被害が発生し、その被害からの復旧は完了していますが、原子力災害に伴う森林への放射性物質の影響、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評等により、計画区内の森林・林業・木材産業はいまだに影響を受けています。

ア 森林の概要

森林植生は標高400m以下ではコナラが主体で、標高400m～1,400m付近ではブナ、ミズナラ、アカマツ等が混交し、その中にトチノキ、ホオノキ、ハリギリ、サワグルミ、天然スギが点在し、これらの大径木も局所的に見られるほか、ブナ伐採後の二次林としてミズナラ、コナラ等が成林しています。標高1,500m～2,000m付近では、オオシラビソ、コメツガ、ヒメコマツ、シラベ等の針葉樹とダケカンバ等の広葉樹が見られます。

民有林のうち、天然林は181千haでその96%が広葉樹です。人工林は56千haですが、本計画区は積雪が多く地形も急峻なこと等から、人工林率は県平均の34%を下回る24%となっています。人工林の齢級別でみると7齢級以下が6%、10齢級以上が87%となっています。また、樹種別面積比率では、スギ74%、カラマツ15%、アカマツ9%となっており、特産のキリや小面積ながらウルシの造林も見られます。

民有林の総蓄積は54,203千m³で、人工林が31,115千m³（平均552m³/ha）、天然林が23,089千m³（平均128m³/ha）となっており、人工林が57%を占めています。

森林の機能別では、磐梯朝日及び日光並びに尾瀬国立公園、越後三山只見国立公園等をはじめとする豊かな自然と景観を持つ地域が多く、また、日本有数の水力発電地域でもあることなどから、水源涵養機能や保健機能、文化機能の高い森林が多い計画区となっています。

イ 林業・木材産業の概要

（ア）森林所有形態・林家数・林業所得

民有林の所有形態は、私有林75%、公有林18%、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（旧林業公社）5%、国立研究開発法人 森林総合研究所 森林整備センター（旧緑資源機構）2%となっています。

林家数は9千戸です。令和5年度の林業所得は18億円で、総生産に占める割合は県の0.1%をやや上回る0.2%となっています。

(イ) 森林組合

森林組合は6組合あり、組合員所有の森林面積は149千haで民有林面積の62%を占めており、地域林業に重要な役割を果たしています。

(ウ) 林道

既設林道の延長は、令和6年度末で1,501kmです。林道密度は6.22m/haとなっており、県平均の7.35m/haを1.13m/ha下回っています。

(エ) 林産・木材産業

令和5年の素材生産量は156千m³（県全体の16%）です。内訳は針葉樹86%、広葉樹14%で、民有林の生産が73%を占めています。

一方、計画区内の木材需要量は46千m³で国産材が100%を占め、部門別では製材用13%、パルプ・チップ用87%となっています。製材工場の年間素材入荷量は5千m³で、国産材が99%を占めています。また、チップ工場5、木材市場1となっています。このほか、特産の会津桐や広葉樹を活用した家具や木工品製造、漆器産業等が地場産業として発達しています。

(オ) 特用林産物

令和6年の主な生産量は、生しいたけ307.5t（県全体の8%）、乾しいたけ4.0t（同55%）、なめこ7.5t（同1%）、まいたけ5.5t（同36%）、木炭0.1t（同0.2%）となっています。なめこのうち原木栽培2.4tは県全体の96%を占めています。

また、桐材169m³（同100%）は全国一の生産量を誇り、その品質についても高い評価を得ています。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

前計画では、前半5ヵ年間に主伐612千m³、間伐627千m³を計画し、実績は主伐694千m³（113%）、間伐490千m³（78%）となっています。伐採立木材積全体としては、計画1,239千m³に対し、実績1,184千m³（96%）と計画量を下回る実績となりました。

(2) 森林施業面積

前計画では、前半5ヵ年間に間伐面積9,180haを計画し、実績は5,190ha（57%）となりました。人工造林、下刈り、間伐の各施業面積を合算した森林施業面積全体の実績は6,071haとなりました。

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画では、前半5ヵ年間に人工造林926ha、天然更新2,639haを計画し、実績は人工造林318ha（34%）、天然更新343ha（13%）となっています。造林面積全体としては、計画3,565haに対し、実績661ha（19%）と低い実行量となりました。特に人工造林は材価の低迷等で森林所有者の造林意欲が低下し、実行歩合が低い値となっています。今後とも森林所有者の意識を高めるとともに、低コスト造林の推進等により、森林資源の持続的な育成を図ることとします。

(4) 基幹路網の開設又は拡張

前計画では、前半5ヵ年間に基幹路網の開設を51.6km、拡張を41箇所計画し、実績は開設21.8km（42%）、拡張54箇所（132%）でした。優先して実施する必要のある路線を中心に進めたため計画に対して開設実績は減少していますが、引き続き早期の完成を目指すこととします。

(5) 保安林の整備

前計画では、前半5ヵ年間に、指定については、水源涵養^{かん}を目的とする保安林を1,532ha、災害防備を目的とする保安林を1,236ha計画し、実績はそれぞれ55.27ha（3.6%）、91.36ha（7.4%）となっています。また、解除については、水源涵養^{かん}を目的とする保安林を4ha、災害防備を目的とする保安林を5ha計画しましたが、それぞれ0.69ha（17.3%）、0.58ha（11.6%）の実行となっています。

指定については、森林所有者の同意取得の調整に時間を要したことから低位な実行量となりました。解除については、申請量そのものの減少により、実行量も少なくなりました。

(6) 治山事業

前計画では、前半5ヵ年間に217箇所を計画し、72箇所（33.2%）で事業が完了しました。令和元年東日本台風や令和4年8月豪雨による災害復旧工事を優先的に実施しました。

(7) 要整備森林の整備

前計画において、要整備森林の整備計画はありませんでした。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方^{かん}

森林は、木材等の林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、県民生活と深く結びついてきました。近年、これらに加え、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、県民の森林に対する要請は一層高度化、多様化しています。

このような県民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保するためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっています。

こうした中、平成23年3月11日に東日本大震災及びそれに伴い発生した原子力災害に加え、同年7月の新潟・福島豪雨などにより、本県は甚大な被害を受け、県民はあらゆる面で困難に直面しています。そのため県は、同年8月11日に福島県復興ビジョンを策定し、放射性物質に汚染された環境の回復や生活基盤・産業インフラの早期復旧、産業の再生、災害に強い地域づくり、再生可能エネルギーによる新たな社会づくりなど、復興に向けての基本理念と主要施策を取りまとめるとともに、このビジョンに基づく福島県復興計画を策定し、県民一丸となった復興に取り組んでいるところです。

また、震災・原発事故からの復興・再生と地方創生・人口減少対策を重要課題とし、SDGsの理念を踏まえつつ、令和3年10月に福島県総合計画を策定し、令和3年12月にはその部門別計画である福島県農林水産業振興計画を策定して農林水産業・農山漁村の振興対策を進めているところです。

こうした状況を受け、会津地域森林計画を策定するに当たっては、全国森林計画に即しつつ、福島県復興計画や福島県農林水産業振興計画などの関係する計画等を踏まえて、次の4つの事項を基本的な考え方として策定しました。

なお、計画の実施に当たっては、これら関係する計画等と調整を図り進めるものとします。

また、市町村森林整備計画の策定に当たっては、本計画を指針として、森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、国有林とも緊密な連絡調整を図りつつ、適切な森林施業の実施が確保されるよう配慮するものとします。

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

放射性物質の影響を受けた森林環境の回復や風評の払拭を推進するものとします。

また、森林は多面的な機能を有していることから、放射性物質対策とあわせた適正な整備を推進するとともに、県産材の安定供給体制の構築、木材の新たな製品・技術の開発や、再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利活用など、木材需給の創出を推進するものとします。

(2) 森林資源の質的な充実

県内の人工林は、利用可能な高齢林分が増加している一方で、若齢林分が少なく、偏った齢級構成となっているため、主伐・更新による資源構成の適正化を図るものとします。

また、若齢林の間伐に加え、高齢級の人工林についてもコストを抑えた択伐や間伐を進め、花粉発生源対策や自然的条件等に応じた針広混交林化等による天然林への移行や長伐期化を計画的に実施するとともに、天然生林の適確な保全・管理など、森林を健全な状態に育成し、循環させるものとします。

(3) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮

豊かな森林の恵みを次世代に引き継ぐため、長期的な視点に立って、森林の状態を適確に把握するとともに、森林資源の現況に応じた適正な森林施業の実施や森林保全の確保を推進し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるものとします。

また、地球温暖化防止に向けた森林整備や頻発する局地的な集中豪雨等による大規模災害に対応するための効果的な治山対策、森林とのふれあいの場を提供するための森林整備、良好な水資源の維持・確保に向けた森林整備を推進し、安全で安心のできる県土の形成を進めるものとしします。

なお、森林の整備や林道・作業道等の路網の整備は、自然環境の保全など公益的機能の維持に十分配慮するものとしします。

（４）持続可能な林業経営の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、多様な森林整備を展開するに当たっては、新たな造林技術や伐採・搬出技術等も取り入れながら、森林施業の集約化、林業従事者の養成・確保、路網と高性能林業機械との組合せによる低コスト作業システムの導入、木材流通・加工体制の地域一体となった整備推進により、効率的かつ安定的な林業経営の確立を目指すものとしします。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。

森林計画図の縦覧場所は、福島県農林水産部森林計画課（計画区全域）、当該区域を管轄する県の農林事務所及び市町村（いずれも管轄区域のみ）となっています。

なお、本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可^{※1}、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出、同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出^{※2}の対象となります。

※1、※2 保安林及び保安施設地区内の森林を除く。

＜市町村別面積＞

単位 面積：ha

区 分		面 積	区 分		面 積	区 分		面 積
会 津 農 林 事 務 所	会津若松市	15,299	会 津 農 林 事 務 所	猪苗代町	15,620	南 会 津 農 林 事 務 所	下郷町	21,446
	会津若松	(14,421)		会津坂下町	2,478		檜枝岐村	1,827
	北会津	(一)		湯川村	—		只見町	21,116
	河東	(878)		柳津町	11,654		南会津町	56,941
	喜多方市	24,236		三島町	6,487		田島	(30,420)
	喜多方	(5,072)		金山町	10,168		舘岩	(11,998)
	熱塩加納	(9,357)		昭和村	4,904		伊南	(5,061)
	塩川	(752)		会津美里町	18,970		南郷	(9,463)
	山都	(6,348)		会津高田	(15,237)		事務所計	101,330
	高郷	(2,708)		会津本郷	(2,372)		総数	241,287
	北塩原村	6,333		新鶴	(1,361)			
	西会津町	20,430		事務所計	139,957			
	磐梯町	3,379						

(注) 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の目標となる、森林の有する機能ごとの望ましい森林の姿は、表1のとおりです。また、森林整備と併せて放射性物質の拡散抑制対策を進めるものとします。

本計画では、この事項及び以下の各事項において、この望ましい姿に誘導するための考え方や重点的に取り組むべき事項、計画量等を明らかにしています。

(2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林の維持造成を推進するとともに、レーザ計測等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。また、森林の資源状況を適確に把握するため、森林クラウドの効果的な活用を図るものとします。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等に配慮します。また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するものとします。

また、多様な森林の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林の集積・集約化、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとします。

これらの取組に当たり、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道（開設が見込まれるものを含む。以下同じ。）や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散に取り組みつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定や森林経営計画の作成等を積極的に推進することで、植栽による確実な更新を行い、これを維持します。林業適地以外にあるものについては、帯状又は群状等の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行します。また、現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を行います。

なお、放射性物質対策については、森林の有する公益的機能の発揮にも配慮するとともに、森林整備と併せて放射性物質の拡散抑制対策を推進し、森林環境の回復を図るものとします。

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針は、表2のとおりです。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(2)の森林整備及び保全の基本方針を勘案し、第6の1の「伐採立木材積及び間伐立木材積」、第6の2の「森林施業面積」の計画量、第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」の計画量、及び第6の4の「林道の開設及び拡張に関する計画」並びに全国森林計画に示された森林の整備及び保全の目標との整合を図りつつ、森林の有する諸機能の発揮に対する要請、森林の構成等を考慮した計画期末における森林の状態は、表3のとおりです。

なお、期待する機能の発揮に向けた整備及び保全については、表4のとおりです。

2 その他必要な事項

(1) 森林の放射性物質対策

森林整備を進めるに当たっては、森林の有する多面的機能の維持向上に努め、適正な森林整備と併せた放射性物質の拡散抑制対策を推進するものとします。

なお、森林における放射性物質による影響は長期に及ぶと考えられることから、森林における放射性物質モニタリングや放射性物質対策の技術開発及び知見集積に努めます。

(2) 森林生態系の保全

会津地域の国有林における森林生態系保護地域及び緑の回廊に隣接する地域については、保安林の適切な管理により森林生態系の保全に資するものとします。

(3) 木質バイオマスの利活用の推進

森林資源の有効活用を図る観点から、製材時の端材や林地における未利用間伐材等について、再生可能エネルギーとして利活用を推進するものとします。

表 1 森林の有する機能と望ましい森林の姿

森林の機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

表2 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

機能	機能の維持増進を図る森林	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林	1 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。 2 自然的条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林について針広混交林化等により天然林への移行を推進するなど、天然力を活用した施業を推進する。 3 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 4 放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林	1 災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 2 自然的条件や県民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進する。 3 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。 4 放射性物質の拡散抑制に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林	1 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 2 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。

機能	機能の維持増進を図る森林	森林整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林	1 県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然的条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 2 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。 3 利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、必要に応じ森林の保育・間伐等の対策を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林	1 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 2 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。 3 歴史や文化的由来のある森林や樹木の保全に努める。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林	1 全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然的条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。 2 野生生物の生息・生育環境にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林	1 林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、林業適地では、将来にわたり人工林として維持する観点から、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた安全で効率的な作業のため、路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。 2 更新に当たっては花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽等に努める。 3 利活用等により機能の維持増進を図る天然林では、更新補助作業を含む適切な整備を推進する。 4 放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるほか、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積を図りながら、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。

(注1)森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件、森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

(注2)これらの機能以外に地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要があります。

表3 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m3/ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	人 工 林	5 6 , 3 6 4	5 2 , 8 4 8
	天 然 林	1 8 0 , 5 2 6	1 9 1 , 4 1 9
	利活用等により 機能の維持増進 を図る天然林	6 , 5 6 9	1 2 , 2 8 7
森 林 蓄 積		2 2 9	2 6 9

(注1) 人工林は伐採跡地、天然林は竹林及び未立木地を含みます。

(注2) 人工林、天然林及び利活用等により機能の維持増進を図る天然林の区分は、次のとおりです。

人 工 林	主として植栽又は人工下種 ^{※1} により成立している森林。
天 然 林	主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林。
利活用等 により機 能の維持 増進を図 る天然林	適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る里山林等の天然林。

※1 種子を直接林地に播き付ける造林法をいう。

表 4 森林の区分に応じた整備及び保全の考え方

森林の区分	森林の区分に応じた整備及び保全の考え方
人 工 林	1 林業適地については、人工林として確実に維持し、資源の充実を図る。 この場合、適切な間伐とともに、標準的な伐期や長伐期など多様な伐期での主伐と植栽による確実な更新を図る。 また、木材等生産機能の発揮と水源涵養機能の発揮を同時に期待する森林では、自然的条件等に応じて皆伐面積の縮小や分散、間伐の繰り返しによる伐期の延長、植栽による確実な更新を図る。木材等生産機能の発揮と山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、自然的条件等に応じて、伐期の延長や帯状等の伐採による皆伐の回避を図りつつ、植栽による確実な更新を図る。 なお、伐採に当たっては、生物多様性の保全等に配慮しつつ、土砂の流出を招かないよう、搬出方法の選択、保護樹帯の設置等を適切に行う。 2 林業適地以外については、自然的条件等に応じて、帯状等の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行する。 さらに、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、上記の考え方によらず、これらの機能の発揮に向けた森林空間の利用と他の公益的機能の発揮との調整を図りつつ、景観の創出等の観点から、間伐の繰り返し等により長期にわたって人工林を維持し、又は自然的条件等に応じて侵入広葉樹の活用等により天然林へ移行する。 また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、その機能の発揮に必要な施業等により、人工林を維持し、又は天然林へ移行する。
天 然 林	1 里山林など「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」については、更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る。特に快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、これらの機能の発揮に向けた森林空間の利用と他の公益的機能の発揮との調整を図りつつ、不用木の伐採等を行う。 2 その他の森林は、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元等の保全管理を図る。

第3 森林の整備に関する事項

民有林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育の施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然的条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ、施業の集約化や機械化等により、効率的かつ効果的に行うこととします。

また、道路や鉄道、電線等に近接する森林においては、管理者等と適切な連携を図りつつ、これらの周辺の森林において間伐等の施業を推進することとします。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の立木竹の伐採（主伐）の標準的な方法及び標準伐期齢については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「伐採立木材積及び間伐立木材積」の計画量を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行うものとします。

また、対象森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとします。

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、森林の生物多様性の保全を図る観点から、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和6年3月林野庁策定）を踏まえ、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散、伐採後の更新の確保、尾根筋の保護樹帯の設置、溪畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、農地や草地等と複合生態系を構成する二次的な里山林の保全管理等に努めることとします。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととします。

森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、伐採に伴い集材路の作設等を行うに当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）等に基づく方法による伐採・搬出を確実に実施することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものです。

ア 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐は更新を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとします。

(*)更新とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地になること。

伐採方法	内容及び標準的な方法
皆 伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け、的確な更新を図るものとする。
択 伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は群状に、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

イ 伐採における留意事項

立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下の事項に留意するものとします。

項 目	留 意 す べ き 事 項
1 箇所当たりの伐採面積	a 保安林等法令により立木の伐採について制限がある森林（別表 8 参照）については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。 b 制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保を考慮して、1 箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに、伐採箇所についても分散を図るものとする。
林地の保全	林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、伐採の適否や択伐、分散伐採等の伐採方法を決定する。
生物多様性の保全	森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等については、保残等に努めるものとする。
伐採跡地の連続性の回避	森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。
伐採後の適確な更新の確保	a 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。 b 特に天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。
保護樹帯の設置	林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、市町村森林整備計画において定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

標準伐期齢は、次表に基づき平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して主要な樹種毎に定めます。

その際、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を別に区分します。

なお、特定母樹由来の苗木などの成長に優れた苗木については、知見や実証の成果等を収集し、その特性に対応した標準伐期齢の検討を進めるものとします。

＜樹種別の立木の標準伐期齢＞

単位 林齢：年

スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
45	50	45	45	55	15	65	20

(注)広葉樹（その他）は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの

(3) その他必要な事項

ア 林地残材の利用促進等

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進します。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとします。

イ その他

伐採作業を行うに当たり、空間線量率等を測定し、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとします。

2 造林に関する事項

造林樹種、造林の標準的な方法及び伐採跡地を更新する期間並びに植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の3の「人工造林及び天然更新別の造林面積」を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

なお、造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然的条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分に確認することなどにより適切な更新方法を選択することとします。また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図るものとします。なお、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとします。

また、きのこ原木林再生のため、放射性物質対策に関する技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進するものとします。

（1）人工造林に関する指針

人工造林は、将来にわたり人工林を維持する自然的及び社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、次表に基づき、また、以下に示す事項にも留意の上、適地適木を旨として、自然的条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮して定めるものとします。

苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木の積極的な活用に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性の保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めるものとします。その他、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けるものとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められるものです。

（ア）幅広い樹種の選択

地域における過去の施業状況から見て、一定の活着率や活着後の生育が確保される樹種とするとともに、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種も含む幅広い樹種が選定されるよう配慮するものとします。

（イ）標準的な樹種以外の取り扱い

風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するよう、市町村森林整備計画に記載するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべきことを明らかにした上で樹種を定めるものとします。

＜人工造林の対象樹種＞

樹 種 名		備 考
針葉樹	スギ、アカマツ、カラマツ等	
広葉樹	キリ、イヌエンジュ、クヌギ、ナラ類、クリ等	

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、以下に示す事項に基づき、森林の適確な更新を図ることを旨として、自然的条件、既往の造林方法を勘案して、人工造林の標準的な方法を定めるとともに、伐採からコンテナ苗を活用した造林まで連続した作業システムや低密度植栽の導入に努めるものとします。

なお、人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものです。

(ア) 人工造林の植栽本数

人工造林の植栽本数は、次表に基づき、また、以下に示す事項にも留意の上、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数が適用されるよう配慮して定めるものとします。

a 樹下植栽本数

複層林化を図る場合の樹下植栽については、地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべき旨を市町村森林整備計画に記載するものとします。

b 標準的な植栽本数によらない場合の取り扱い

森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持、又は新たな施業技術の開発等により、標準的な植栽本数によらないで植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとします。

また、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、市町村森林整備計画に記載するとともに、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとします。

＜標準的な植栽本数＞

樹 種	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
ス ギ	1,500～2,500	樹種・植栽本数の決定に当たっては、造林地の自然的条件、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案の上、定めるものとします。
アカマツ	5,000	
カラマツ	1,500～2,500	
キ リ	500	
その他広葉樹	1,500～6,000	

（イ）人工造林の標準的な方法に関する指針

表5のとおり。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林で、皆伐については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。

また、択伐については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新するものとします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の規範として定められるものです。

（２）天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、次表に基づき、適地適木を旨として、自然的条件、周辺環境等を勘案して定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めるものとします。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

＜天然更新の対象樹種＞

樹 種 名		備 考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、ナラ類、ブナ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ミズナラ、コナラ等	

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法は、以下に示す事項に基づき、森林の確実な更新を図ることを旨として定めるものとします。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

（ア）天然更新補助作業に関する指針

天然下種更新による場合はそれぞれの森林の状況に応じて、また、ぼう芽更新による場合にはぼう芽の発生状況等を考慮して、表5に示す天然更新補助作業を行うこととします。

（イ）適確な天然更新の確保

天然更新による場合は、ウに定める天然更新をすべき期間内に天然更新の対象樹種が、立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって、更新完了を判断するものとします。

また、天然更新が困難であると判断される場合には、植込みなどの天然更新補助作業を行うか、更新の方法を人工造林に変更するなどして、確実な更新を図るものとします。

なお、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとします。

○立木度は、幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}} \times 10$$

5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は、1ha当たり10,000本を目安とする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の規範として定められるものです。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木が存在しない森林や種子を供給する母樹が存在しない森林等であって、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できないものについては、適確な更新を確保するものとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとします。

(4) その他必要な事項

ア 優良種苗の安定供給

今後増大する主伐後の再造林に対し、特定母樹等から生産した優良種苗の供給を推進します。

イ 花粉発生源対策の加速化

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉の少ない苗木の植栽を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとします。

ウ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進します。

エ 森林の再生

放射性物質の拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとします。

また、きのこ原木林再生のため、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、植栽やぼう芽更新による広葉樹林の再生を推進します。

オ 再造林の確保

適正な森林の管理を進めるため、伐採後における再造林に関する届出制度の普及に努めます。

表5 人工造林及び天然更新の標準的な方法の指針

項 目			標準的な方法の指針
人工造林	地拵えの方法		a 植付け予定地の雑草木、ササ類など、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積み等を実施する。 b 植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 c 傾斜角30°以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
	植付けの方法		a 植付け地点を中心に、周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 b コンテナ苗は、唐クワまたは専用器具で植付を行う。現地の傾斜・地形・土質・地被物等の状況等によって適する器具を選定する。 c 凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 d 多雪地帯の急斜面に植付ける場合は、直角植え又は斜め植えあるいは巢植えなどの植付け地に適した方法によるものとする。
	植栽時期		a 春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け梅雨入りの前までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 b 秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。
天然更新補助作業	天然下種更新	地表処理の方法	ササや堆積した粗腐植等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
		刈出しの方法	ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
	天然下種更新及びぼう芽更新	植込みの方法	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
	ぼう芽更新	芽かきの方法	ぼう芽更新を行った林分において、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目ごろ、2回行う場合は伐採後1～2年目ごろと5～6年目ごろに行うものとする。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育の標準的な方法については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の1の「伐採立木材積及び間伐立木材積」並びに第6の2の「森林施業面積」の計画量を踏まえ、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

間伐及び保育に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進や地球温暖化の防止に配慮し、必要な施業を適時・適切に行うとともに、高齢級林分においても間伐を推進するなど、健全な森林の育成が図られるよう努めるものとします。

また、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要がある森林については、施業方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進するものとします。

なお、間伐等による伐採については、林床植生の成長促進を通じて放射性物質の拡散抑制効果もあることから、技術開発や知見の集積を図り、地域の実情に応じた適正な施業に努めるものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に基づき、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとします。

また、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にあると認められる範囲内で行うものとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、間伐を行う際の規範を定めるものとします。

ア 間伐の標準的な方法

樹 種	施 業 体 系 (植栽本数)	間 伐 時 期 (林 齢)					間 伐 の 方 法
		初回	2回	3回	4回	5回	
ス ギ	2,500本/ha	13	17	23	30	40	・選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 ・間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 ・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。 ・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 ・長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね10年を目安に行うこと。 ・施業の安全性及び省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。
アカマツ	5,000本/ha	17	21	26	32	39	
カラマツ	2,500本/ha	12	16	22	27	35	

イ 間伐率の決定

林床植生の成長を促すため、一定の相対照度が確保できるよう間伐率を決定するとともに、樹冠がうっ閉することから、繰り返しの間伐を行うものとします。

ウ 表土の流出抑制、土壌の保全

林床植生が失われて土壌流出のおそれが高い箇所や、列状間伐で伐採幅が広がる場合には、土砂流出を抑制する観点から、必要に応じ表土流出防止や土壌保全措置を行うものとします。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、次表に基づき、地域における既往の保育の方法を勘案して定めるものとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、森林の保育を行う際の規範として定めるものとします。

ア 保育の標準的な実施林齢及び回数

樹 種	保 育 の 種 類	実 施 林 齢 ・ 回 数																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ	下刈り 雪起こし つる切り 除 伐 枝 打 ち	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アカマツ	下刈り つる切り 除 伐	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						
カラマツ	下刈り つる切り 除 伐	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○								

(注1) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準表であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なりますので、地域の実情に応じて適用することが必要になります。

イ 保育の標準的な方法

保育作業	保 育 の 基 本 的 な 考 え 方
下 刈 り	雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ、適切な時期及び作業方法により行うものとする。 また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとする。
つる切り	下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行うものとする。
除 伐	下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外の樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成するものとする。
枝 打 ち	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行うものとする。

(3) その他必要な事項

ア 林地残材の利用促進等

未利用間伐材をはじめ、間伐や保育時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進します。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとします。

イ その他

伐採作業を行うに当たり、空間線量率等を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等の整備については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「公益的機能別施業森林」という。）の区域は、「水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「水源涵養機能維持増進森林」という。）、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下、それぞれ「山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」という。）に区分されます。

区域の設定に当たっては、第2の1（1）の「森林の整備及び保全の目標」を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限のある森林の所在、対象森林に関する自然的条件及び社会的条件、森林簿による森林の機能の評価区分等を参考にしながら、表6に基づき設定するものとします。

なお、この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

また、自然的、社会的、経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとします。

イ 施業の方法に関する指針

施業の方法に関する指針については、第2の1（2）の「森林の整備及び保全の基本方針」等を踏まえつつ、市町村森林整備計画において、表6及び表7に基づき公益的機能別施業森林ごとに定めるものとします。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」という。）の区域の設定に当たっては、対象森林に関する自然的条件及び社会的条件、森林簿による森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、表6に基づき設定するものとします。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域についても表6に基づき設定するものとします。

この際、区域内において（1）の公益的機能別施業森林の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないよう定めるものとします。

なお、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、6（3）の特に効率的な施業が可能な森林の区域として確実に設定するものとします。

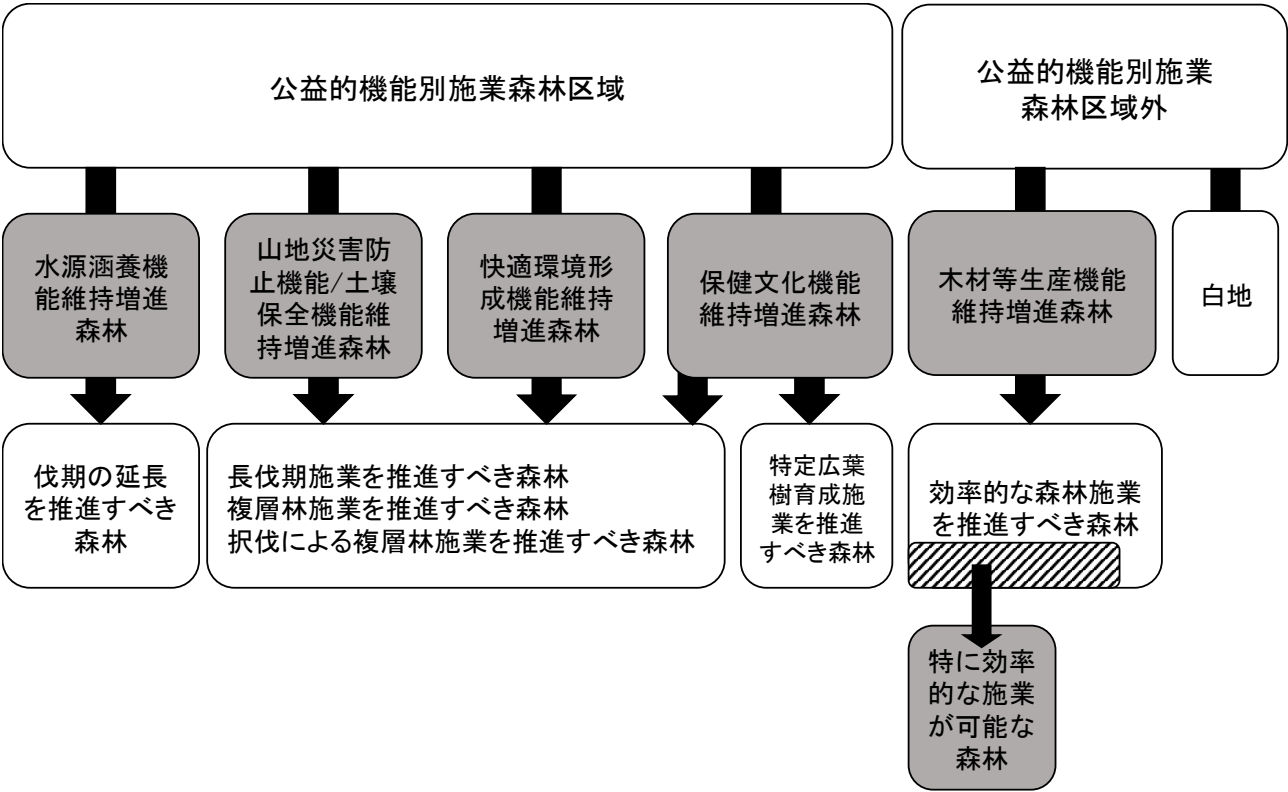
イ 施業の方法に関する指針

施業の方法に関する指針については、表6のとおりとします。

なお、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐その他伐採の方法等を定めるとともに、当該区域のうち、林業適地においては、主伐後の植栽による

確実な更新を行うものとし、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行うものとします。

(3) その他必要な事項
特になし



(参考) 公益的機能別施業森林等の区分

表6 公益的機能別施業森林等における区域の基準と施業の方法に関する指針

区分		区域の基準	施業の方法に関する指針
水源涵養機能維持増進森林		①水源かん養保安林、干害防備保安林 ②ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 ③地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等周辺の森林 ④水源涵養機能の評価が高い森林、等	1 伐期の延長を推進する。 2 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進する。(表7参照) 3 放射性物質の拡散抑制に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。
土 快 地 適 に な 関 環 す 境 る の 災 形 害 成 の の 防 機 止 能 及 又 び は 土 保 壤 健 の 文 保 化 全 機 の 能 機 能	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	①土砂流出及び土砂崩壊防備保安林、なだれ及び落石防止保安林 ②砂防指定地周辺の森林 ③山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林 ④山地災害防止機能の評価区分が高い森林、等	1 複層林施業推進 ①複層林施業を推進する。 ②これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進する。(表7参照) 2 長伐期施業推進 適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これらの公益的機能が確保可能な場合には、長伐期施業(標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢で主伐を行う)を行ったうえで皆伐することができる。その際には、伐採面積の縮小・分散を図るものとする。 3 特定広葉樹施業推進 保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う。 4 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ土砂流出抑制対策を推進する。 5 快適環境形成及び保健文化機能維持増進森林では、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、必要に応じ間伐等による放射性物質の拡散抑制対策を推進する。 6 労働者の安全で効率的な作業のため、路網の整備や機械化を推進する。
	快適環境形成機能維持増進森林	①飛砂及び潮害防備保安林、防風・防霧・防雪・防火保安林 ②日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 ③風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ④生活環境保全機能の評価区分が高い森林、等	
	保健文化機能維持増進森林	①保健保安林、風致保安林 ②都市緑地法の緑地保全地域及び特別緑地保全地区の森林 ③都市計画法の風致地区の森林 ④文化財保護法の史跡名勝天然記念物に係る森林 ⑤キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの保健・教育的利用等に適した森林 ⑥史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ⑦保健文化機能の評価区分が高い森林、等	

区分	区域の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産機能維持増進森林	自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる次の森林等 ①林木の生育に適した森林 ②林道等の開設状況等から効果的な施業が可能な森林 ③木材等生産機能の評価区分が高い森林	1 地域における森林資源の保続に配慮しつつ、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。 2 放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに、土砂流出抑制対策に努める。さらに、安全で効率的な作業のため、路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	災害発生の恐れのある森林を除く人工林を中心とした林分構成である次の森林 ①林地生産力が高い森林 ②傾斜が比較的緩やかな森林 ③林道等や集落からの距離が近い森林	伐採後は原則、植栽による更新を行う。

表7 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

機能	区域の基準
①水源涵養機能 ^{かん}	次の条件のいずれかに該当し、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林については、伐期の延長のほか、皆伐を行う場合にあっては伐採面積の規模縮小を推進する。 (1) 地形 ア 標高の高い地域 イ 傾斜が急峻な地域 ウ 谷密度の大きい地域 エ 起伏量の大きい地域 オ 溪床又は河床勾配の急な地域 カ 掌状型集水区域 (2) 気象 ア 年平均又は季節的降水量の多い地域 イ 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 (3) その他 ア 大面積の伐採が行われることが多い地域
②山地災害防止機能／土壌保全機能	次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進する。 (1) 地形 ア 傾斜が急な箇所 イ 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 ウ 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 (2) 地質 ア 基岩の風化が異常に進んだ箇所 イ 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 ウ 破碎帯又は断層線上にある箇所 エ 流れ盤となっている箇所 (3) 土壌等 ア 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所 イ 土層内に異常な滞水層がある箇所 ウ 石礫地から成っている箇所 エ 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所

機能	区域の基準
③快適環境形成機能	次のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進する。 ア 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成しているもの イ 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 ウ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林
④保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性機能	次のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進する。 (エについては、択伐による複層林施業に限る。) ア 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 イ 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの ウ ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 エ 希少な生物の保護のため必要な森林

(注) ②から④までにあつては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道は、林業経営、森林管理にとって基幹となる施設であり、森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、効率的な森林施業を実施する上で、不可欠な施設となっています。

また、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を一体的に進めるとともに、建築材料や再生可能エネルギーとしての木質バイオマスなど県産材の安定供給を図るためにも、林内路網の整備を推進するものとします。

林道等の整備に当たっては、自然的条件や事業量のまとまり等地域の特性に応じて、多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両も走行する「林道」と林業用車両が走行する「林業専用道」、林業機械が走行する「森林作業道」の適切な組合せによる路網整備（既設路網の改良を含む）を推進するとともに、木材の大量輸送や災害の激甚化等の視点を踏まえながら、林道施設の機能維持・向上を図るものとします。

あわせて、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの整備とその普及・定着を図るものとします。

なお、計画期間内の林道（林業専用道も含む。以下同じ。）の開設量については、第6の4「林道の開設又は拡張に関する計画」のとおりです。

また、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や土砂流出抑制対策の実施、敷砂利やウッドチップによる路面洗掘防止等、土砂流出の要請措置を講じるものとします。

＜基幹路網の現状＞

単位 延長：km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	489	1,501
うち林業専用道	11	14.7

（注）基幹路網とは、車道である林道及び林業専用道

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

（1）で記載した林道と森林作業道の適切な組合せによる路網整備の目安となる、林地の傾斜や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表8のとおりです。

また、傾斜に応じた伐採搬出方法や林業機械の組み合わせ等の作業システムについては、6の（5）の「作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針」のとおりです。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の整備と森林の集積・集約化により、低コストで効率的な森林施業を推進する「路網整備等推進区域」については、地形、地質、気象条件、森林の構成、木材生産機能、傾斜に応じた路網密度の水準（表8）等を勘案し、幹線となる林道の利用区域等を考慮しながら、市町村森林整備計画において区域を指定するものとします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網の整備に当たっては、「林道規程」（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、県が定める「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」（平成23年1月25日22森第2412号農林水産部長通知）、「福島県森林作業道作設指針」（平成23年3月25日22森第2781号農林水産部長通知）に則り開設するものとします。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出方法にあたっては、林地保全に配慮した集材路や土場の配置・作設及び人家、道路、取水口周辺等での配慮、生物多様性と景観への配慮のため、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）を考慮し決定することとします。

イ 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当無し

(6) その他必要な事項

特になし

表8 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業 システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地（0～15°）	車両系	110以上	30以上
中傾斜地（15～30°）	車両系	85以上	23以上
	架線系	25以上	
急傾斜地（30～35°）	車両系	60〈50〉以上	16以上
	架線系	20〈15〉以上	
急峻地（35°～）	架線系	5以上	5以上

（注1）車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動して木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

（注2）架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

（注3）「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化などへ誘導する森林における路網密度。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、国、県、市町村及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、以下の事項について地域の実情に応じ、計画的かつ総合的に推進するものとします。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとします。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとします。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、市町村に加え、長期にわたり持続的な経営を担う林業経営体への森林の集積・集約化を進めるため、森林経営管理制度や森林経営計画制度等を活用するとともに、必要な森林関連情報の提供及び助言・あっせん等を推進するものとします。

その際、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなど、森林所有者情報の精度向上を図るものとします。あわせて、レーザ計測等により整備した森林資源情報等のオープンデータ化を推進するものとします。また、森林の集積・集約化を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとします。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとします。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組を促進するものとします。

また、所有者不明森林への対応については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置の活用などの取組を促進するものとします。

(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定するものとします。

イ 施業の方法に関する指針

施業の方法として、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための造林、保育、間伐、伐採の方法等を定めるとともに、造林については、主伐後の植栽による確実な更新を行うものとします。

また、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な森林整備を推進するものとします。

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業経営体の経営基盤の強化

林業従事者の養成及び確保を進めるためには、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の経営基盤や経営力の強化を図る必要があります。そのため林業経営体は、以下の点について条件整備を行うものとします。

- ①スマート林業技術の導入
- ②生産管理手法の導入や集約化等による年間を通じた事業量の安定的確保
- ③生産性の向上と収益性の確保
- ④林業経営体間の事業協力や共同組織化
- ⑤収益性の高い事業に速やかに対応できる高い技術力の確保
- ⑥通年雇用化や社会保険の加入促進
- ⑦技能検定制度等の活用の促進

イ 林業従事者の養成及び確保

林業従事者を確保するために県や林業経営体は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①林業経営体の体質強化（上記ア参照）
- ②新規就業希望者を対象とした多様な技能、技術取得のための長期研修講座の実施
- ③新規就業者を対象としたインターンシップや就業相談会
- ④林業従事者に対する知識・技術の取得のための計画的な研修の実施
- ⑤新たな森林整備の担い手として期待されるNPO、ボランティア等への支援
- ⑥地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大
- ⑦女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ

ウ 林業後継者の育成

林業後継者の育成のために県や林業経営体等は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①林業による収益の確保と後継者が従事しやすい環境の整備
- ②林研グループ等若手後継者の育成と活動の支援
- ③地域林業の中核となるリーダーの養成と後継者が育ちやすい環境の構築

エ 労働安全衛生対策の推進

林業従事者の労働安全を確保するために県や林業経営体等は、以下の点について方策を講じるものとします。

- ①作業現場への巡回指導やリスクアセスメントの推進
- ②安全衛生教育（除染等業務も含む）や新たな作業システムに対応した研修等の実施
- ③振動障害予防及び放射線障害防止のため特殊健康診断や蜂アレルギー対策等の実施
- ④安全装備の配備や森林除染研修等による放射線障害防止対策の実施
- ⑤長袖、手袋、マスクの使用による身体等の放射性物質による汚染防止
- ⑥被ばく線量管理、作業場の措置、健康診断等除染電離則(*1)等関係制度(*2)の遵守

*1「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」

*2「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等

(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能機械等の導入促進

林業生産性の向上と低コスト林業を推進し、伐採や搬出における労働安全の確保と生産性の向上、造林の省力化・低コスト化や労働負担の軽減、森林管理から生産流通全体の効率化に向け、林業機械の遠隔操作、自動運転、林内走行等を含むスマート林業技術の開発や実装を進めるとともに、その導入と稼働率の向上等を促進するものとします。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用体制の整備を推進するものとします。

なお、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、5の(2)の表8を目安として林道及び森林作業道を整備するものとします。

イ 伐出作業における機械作業システムの目標

区 分		作業システム	作 業 内 容
緩中傾斜地	高 性 能	ハーベスタ・フォワーダタイプ	ハーベスタ → フォワーダ (伐木・造材)
	改良在来	トラクタタイプ	チェンソー → トラクタ → チェンソー (伐木) (集材) (造材)
急峻傾斜地	高 性 能	タワーヤーダ・プロセッサタイプ	チェンソー → タワーヤーダ → プロセッサ (伐木) (全木集材) (造材)
	改良在来	集材機タイプ	チェンソー → 集材機 → チェンソー (伐木) (集材) (造材)

(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用促進を図るため、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の生産性向上や供給力強化、付加価値の高い製品の供給等に向けて取り組み、木材製品を安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めるものとします。

また、乾燥材や品質性能の明確な木材製品の生産、放射性物質検査によって安全性が確認された県産材の供給を促進し、県産材の信頼性の確保を図るとともに、木材関係者、建築設計士、大工工務店等、地域のネットワークを強化することにより、地域の木材の利用促進に努めるものとします。

なお、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和7年11月林野庁策定）に基づく商慣習の見直し等を進めるものとします。

あわせて、合法伐採木材等の流通及び利用の促進にかかる法律（平成28年法律第48号）の情報伝達等により、合法性に加え、森林経営計画や森林認証等に基づく取組状況の共有を促進するなど、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図るものとします。こうした取組等を通じて、合法性及び持続性を市場に訴求するとともに、需給動向や木材に係るコスト構造の理解等を進め、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築へと結びつけていくものとします。

(7) その他必要な事項

ア 山村地域の生活環境の整備

山村地域の発展の観点から、林業・木材産業の成長・発展を通じ、地域内の経済循環を推進するとともに、森林空間の利用を含む「森業」等の推進により、山村における就業・収入機会の創出や、移住・定住の促進及び山村地域と多様に関わる関係人口の創出・拡大を図るものとします。

さらに、山村地域を支える集落の生活基盤となる里山林等については、自伐型林業等の専ら自家労働等により木材生産等を実施する民間事業者や地域住民、NPO等の多様な主体による継続的な保全管理や利用等を推進するものとします。

イ 民有林と国有林の連携

関東森林管理局と締結した「豊かな森林づくりに関する覚書」に基づき、民有林・国有林の枠を越え関係者が連携して、福島県の豊かな森林づくりに取り組むこととします。

ウ 持続的な吸収源対策

持続的な吸収源対策に向けて、森林施業の集約化などによる効率的な間伐等の実施、特定母樹由来の苗木の種苗生産体制の確立等に努めることとします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、下記のとおりとします。

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水源の涵養や土砂の流出、崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林は、別表4のとおりです。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用の調整を図るため、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けるものとします。

イ 土石の切取・盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととします。

なお、土砂の流出又は崩壊、水害等の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その状況に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずるものとします。

ウ 林地開発許可制度を厳正に運用するとともに、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていくこととします。

加えて、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、令和7年の森林法（昭和26年法律第249号）の改正等による許可条件違反に対する罰則の規定の新設や許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用することとします。

あわせて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用するものとします。

(4) その他必要な事項

森林内の土壌が流出するおそれがある箇所には、表土の保全や放射性物質の拡散抑制の観点から、適切な間伐等の実施により植生の早期回復に努め、併せて、柵工等により土壌の移動や流出を防ぐ措置を適切に行うものとします。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配置状況等を踏まえ、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて、保安林の配置を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

本計画における保安林として管理すべき森林の種類別面積等は、第6の5の(1)のとおりです。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、流域の地形、気象、土壌等の自然的条件、指定の目的、受益の対象等を勘案し、水源^{かん}養又は災害の防備の目的のために、保安施設事業（森林の造成事業、又は、森林の造成若しくは維持に必要な事業）を行う必要があると認めたとき、その事業を行うために必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定します。

(3) 治山事業の実施に関する方針

当計画区は面積が広く地形地質も複雑で、火山噴出物や温泉の影響、第三紀層や複雑な断層の発達による地すべり地形等が分布しており、脆弱な地質となっています。また全域が豪雪地帯のうち8割が特別豪雪地帯となっており、雪崩や落石の危険箇所が多く存在します。

治山事業については、第2の「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害の発形態態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくりに関して、事前防災・減災の考え方に立ち、保安林の整備、溪間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進し、住民生活の安全を確保することとします。また、流域治水の取組と連携し、浸透・保水機能の維持・向上や山地災害の恐れがある森林の巡視など安全確保に努め、森林病虫害や鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策に関する施策、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととします。

本計画における治山事業の種類別、箇所別数量については、第6の5の(3)のとおりです。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる「特定保安林」のうち、早急な施業を実施する必要がある森林を「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業方法や実施時期等を定めた上で、その実施の確保を図ることとします。

本計画における要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期については、第6の6のとおりです。

(5) その他必要な事項

特になし

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の設定等については、次の事項を指針として市町村森林整備計画の各事項を定めるものとします。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域について設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

なお、ニホンジカによる顕著な森林被害は認められていませんが、被害が発生するおそれのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講じることとします。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法について、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所の調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内での森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報収集等に努めることとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林病虫害や林野火災、気象災害等による森林被害は、林業経営上の損失ばかりでなく、森林の持つ公益的機能の低下をもたらすことから、それらの発生予防と拡大防止対策について、地域との連携を図りつつ総合的に推進するものとします。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止並びに健全な森林の育成に努めるものとします。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じていくこととします。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくこととします。

また、地域におけるクマの出没・被害の実情等に応じて、野生鳥獣の生育環境の保全・整備に向けて、林業適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による天然林への着実な移行、野生鳥獣の移動抑制につながるよう、林業の活性化や里山林整備活動の促進、緩衝帯の整備等、野生鳥獣とのすみ分けを図っていくこととします。

(3) 林野火災の予防の方針

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生の危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりに努めていくこととします。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) その他必要な事項

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等も進めていくこととします。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めていくこととします。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林の整備については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）」第5条の2に基づき、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合に、次の事項に留意して市町村森林整備計画において各事項を定めるものとします。

（1）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等の保健機能の高い森林のうち、森林の存する地域の実情、利用者の意向等からみて、自然環境の保全に配慮しながら森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業を行う担い手が存在し、公衆の利用に供する森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定するものとします。

（2）その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う水源涵養や^{かん}県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて多様な施業を積極的に実施するものとします。

また、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な施設の整備を行うものとし、施設の位置や規模、配置、構造等については、当該森林によって確保されている保健機能を損なうことがないように十分に配慮するものとします。

また、施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高）未満とします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制・防火施設の整備並びに利用者の安全及び安全で円滑な交通の確保に留意するものとします。

第6 計画量等

1 伐採立木材積及び間伐立木材積

計画期間内における伐採立木材積を次表のとおり定めます。

なお、市町村ごとの伐採立木材積については、別表1のとおりです。

単位 材積：千m³

区 分	総 数	主 伐	間 伐
総 数	3,003	2,091	912
うち前半5年分	1,403	980	423

(注) 四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

2 森林施業面積等

間伐に係る伐採立木材積や下刈り、森林資源の構成等を勘案し、次のとおり計画しました。

単位 面積：ha

区 分	森林施業面積
総 数	24,189
うち前半5年分	11,835

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

伐採立木材積や森林資源の構成等を勘案し、次のとおり計画しました。

なお、市町村ごとの造林面積については、別表2のとおりです。

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	2,371	7,147
うち前半5年分	1,146	3,522

4 林道の開設及び拡張に関する計画

計画期間内における開設及び拡張すべき林道の種類別の計画量を次表のとおり定めます。
なお、市町村ごとの数量については、別表3のとおりです。

単位 延長：m

区 分		路 線 数	延 長
開 設	新 設	32	41,267
	改 築	18	49,831
拡 張	改 良	103	(316) 65,084
	舗 装	57	168,537

※（ ）は箇所数

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積	うち前半5年分	備 考
総 数（実面積）	80,357	78,032	
水源涵養のための保安林	54,026	52,757	
災害防備のための保安林	25,929	24,873	
保健、風致の保存等のための保安林	3,351	3,351	

(注1)複数の種類で指定される保安林があるため総数と内訳は必ずしも一致しない。

(注2)「水源涵養のための保安林」とは森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは第2号から第7号までの目的、「保健、風致の保存等のための保安林」とは第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。なお、保安林の種類については、別表8の別紙2参照。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別面積等については、別表5のとおりです。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積:ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更	皆伐面積の 変更	択伐率の変 更	間伐率の変 更	植栽の変更
水源涵 ^{かん} 養のための保安林	—	10,891	35,524	35,380	5,995
災害防備のための保安林	—	1,112	15,054	16,565	1,016
保健、風致の保存等のため の保安林	—	—	7	115	—

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

特になし

(3) 実施すべき治山事業の数量

計画期間内に実施すべき治山事業の数量については、事業の重要性、緊急度等を勘案し、林班（尾根や沢等の地形等により区分される森林の区域）を単位として、別表6のとおり計画しました。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
該当なし。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表8のとおり定めます。

2 その他必要な事項

特になし

別 表

別表 1 伐採立木材積及び間伐立木材積

単位 材積：千m3

区 分		総数	主伐	間伐
総 数		3,003	1,481	912
会津農林事務所	会津若松市	186	130	56
	喜多方市	350	161	105
	北塩原村	70	34	20
	西会津町	224	109	67
	磐梯町	63	28	20
	猪苗代町	243	108	76
	会津坂下町	36	17	10
	湯川村	—	—	—
	柳津町	202	137	65
	三島町	120	53	38
	金山町	161	72	51
	昭和村	41	21	12
	会津美里町	298	132	93
	計	1,994	1,002	611
南会津農林事務所	下郷町	232	108	70
	檜枝岐村	10	6	3
	只見町	114	59	33
	南会津町	654	306	196
	計	1,010	479	302

(注) 四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

別表２ 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分		人 工 造 林	天 然 更 新	備 考
総 数		2,372	7,147	
会津農林事務所	会津若松市	126	445	
	喜多方市	243	889	
	北塩原村	56	185	
	西会津町	147	380	
	磐梯町	40	59	
	猪苗代町	239	327	
	会津坂下町	28	113	
	湯川村	-	-	
	柳津町	158	121	
	三島町	87	53	
	金山町	119	288	
	昭和村	30	69	
	会津美里町	195	375	
	計	1,468	3,305	
南会津農林事務所	下郷町	188	664	
	檜枝岐村	12	134	
	只見町	93	292	
	南会津町	611	2,752	
	計	904	3,842	

(注) 四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

別表 3 林道の開設及び拡張に関する計画

総括表

単位 延長:m

開設 拡張 別	種 類	農林事務所	路線数	延 長 及 び 箇所数	備 考
開設	新 設	会津農林事務所	13	31,367	
		南会津農林事務所	19	9,900	
		計	32	41,267	
	改 築	会津農林事務所	9	22,040	
		南会津農林事務所	9	27,791	
		計	18	49,831	
	計	会津農林事務所	22	53,407	
		南会津農林事務所	28	37,691	
	合 計		50	91,098	
拡張	改 良			42,278	
		会津農林事務所	50	133	箇所数
				22,806	
		南会津農林事務所	53	183	箇所数
	計			65,084	
			103	316	箇所数
	舗 装	会津農林事務所	34	99,968	
		南会津農林事務所	23	68,569	
		計	57	168,537	
	計			142,246	
		会津農林事務所	84	133	箇所数
				91,375	
	南会津農林事務所		76	183	箇所数
	合 計		160	233,621	箇所数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図番 号	備 考 (路線番号)	
(新設)	自動車道	林業専用道	会津若松市	舟子峠	2,300	62	○	1	その他 24376	
				計 1	2,300					
		林道	喜多方市	山都	1,900	(468) 1,966	○	山－1	基幹 2158	
				北塩原・磐梯	1,769	(251) 714	○	喜－1	基幹 2168	
				計 2	3,669					
				北塩原村	北塩原・磐梯	929	(224) 888	○	1	基幹 2168
			計 1		929					
			西会津町	岩井沢櫓ノ木平	6,000	497	○	1	その他 2194	
				計 1	6,000					
			金山町	大曾根	1,500	328		1	その他 3396	
				坂瀬川	1,000	<10> 201		2	その他 2191	
				計 2	2,500					
			会津美里町	大滝	1,478	(138) 2,950	○	1	基 幹 1011	
				新鶴・柳津	1,261	(37) 2,111	○	2	基 幹 2160	
				源田谷	550	153	○	3	その他 24374	
				大滝線支	6,800	750	○	4	その他 13330	
				東尾岐川	2,500	168	○	5	その他 24382	
				水無沢	3,380	156	○	6	その他 24383	
				計 6	15,969					
				林業専用道						
		合 計				13	31,367			
		(開設 改築)	自動車道	林道	喜多方市	金橋	2,622	118		塩－1
計 1	2,622									
北塩原村	鷹ノ巣山				3,130	(846) 1,147		2	基 幹 1008	
	計 1				3,130					
	西会津町				小綱木呼賀	4,574	293		2	その他 2045
計 1					4,574					
柳津町	中ノ川				2,711	(57) 225		1	その他 3115	
	杉山				500	175		2	その他 4450	
	計 2				3,211					
林道	三島町			倉掛沢	1,795	348		1	その他 3123	
				入間方不動沢	2,139	(150) 406		2	その他 2050	
				計 2	3,934					
	金山町			松出山	2,469	163		3	その他 4864	
				計 1	2,469					
	昭和村			入間方不動沢	2,100	(400) 548		1	その他 2050	
				計 1	2,100					
				合 計				9	22,040	

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図番 号	備 考 (路線番号)
拡張 (改良)	自動 車道	林道	会津若松市	田代	100 1	98		2	法面保全 13246 1
				赤崎小倉沢	200 2	445		3	法面保全 13257 2
				一ノ渡戸四ツ屋	200 2	(87) 1,181	○	4	法面保全 12185 2
				中湯川	300 1	65		5	法面保全 14332 1
				闇川	300 1	(459) 1,037		6	法面保全 2064 1
				高坂	200 1	48		7	法面保全 5423 1
				荒俣	120 1	(581) 938	○	12	局部改良 3222 1
				計	1,420 7	9			
			喜多方市	楚々木	4,715 1	1,137		喜一2	法面保全 2060 1
				雄国	11,325 1	(406) 799		喜一3	局部改良 2058 1
				大窪2	2,419 4	147		喜一4	局部改良 12239 1 法面保全 3
				小桧沢	50 3	(97) 1,207		熱一1	局部改良 2055 1 幅員拡張 1 法面保全 1
				五枚沢	500 10	(405) 512		熱一2	局部改良 1005 5 法面保全 5
				野辺沢	30 2	(806) 1,800		熱一3	局部改良 1006 2
				中道地	200 2	(235) 519		塩一2	局部改良 2061 1 法面保全 1
				漆窪	50 1	148		高一1	局部改良 12197 1
				計	19,289 8	24			
			北塩原村	高曽根	300 2	208		3	法面保全 13206 1 局部改良 1
				大窪2	120 3	592		4	法面保全 12239 3
				計	420 2	5			

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図番 号	備 考 (路線番号)
拡張 (改良)	自動 車道	林道	西会津町	大出戸	140 2	214			3112 2
				漆窪縄沢	300 1	634			2193 1
				白牧	460 3	<31> 331			3110 2 1
				泥浮山	350 6	513			2040 3 1 2
				三百刈	20 1	68			4722 1
				安座	100 1	745			1003 1
				漆窪	100 1	148			12197 1
				宝川水沢	100 1	173		10	4736 1
				大山美坂高原	100 2	<13> 2,130			1024 2
				計	1,670 9	18			
			磐梯町	北堰赤枝	7,206 15	1,373			3218 10 5
				計	7,206 1	15			
			猪苗代町	市沢	420 1	(279) 463	○	1	2071 1
				計	420 1	1			
			柳津町	漆峠	30 1	(193) 707			2046 1
				猿倉岳	100 2	(49) 153			3114 1 1
				大峯	200 2	521			3119 1 1
				大柳	50 2	132			4452 1 1
				中野大峯	100 2	99			4531 2
				計	480 5	9			

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図番 号	備 考 (路線番号)
拡張 (改良)	自動 車道	林道	三島町		100	(550)			2050
				入間方不動沢	2	954		3	法面保全 2
					700				4996
				大窪矢柄	3	119		4	局部改良 1 法面保全 2
				計	800 2 5				
			金山町		120	<10>			2191
				坂瀬川	4	201		4	法面保全 4
					600				2053
				上井草	6	515		5	局部改良 4 法面保全 2
					100				4460
				四十九院	1	43		6	法面保全 1
					5,360	<20> 6,118			11019
				本名室谷	8	12,970		7	局部改良 6 法面保全 2
					480	(237)			13240
				横田	4	465		8	法面保全 2 局部改良 2
					200	<23> (689)			2054
				風来沢	2	1,447		9	法面保全 1 局部改良 1
					300				3125
				小栗山	1	190		10	橋梁改良 1
					15	(457)			3128
				山中	1	564	○	11	法面保全 1
				計	7,175 9 27				
			昭和村		600	(66)			4492
				袴沢	3	117		2	局部改良 3
					1,000				4494
				石取山	5	102		3	法面保全 5
				計	1,600 2 8				
			会津美里町		50				3146
				結能	3	332		7	局部改良 3
					200				2066
				松倉川	4	1,554		8	局部改良 4
					600				2067
				西沢	2	853		9	局部改良 2
					200	(39)			1010
				海老山	2	1,564		10	局部改良 2
					748	(20)			4482
				館ヶ沢	1	64		11	幅員拡張 1
				計	1,798 5 12				
			合 計		50	42,278 133			

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図番 号	備 考 (路線番号)
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	会津若松市	一ノ渡戸四ツ屋	14,800	(87) 1,181		8	12185
				黒森	610	11		9	6090
				小谷	2,730	236		10	2801
				谷地平	3,000	(9) 211	○	11	14194
				舟子	4,900	234		13	14308
				計	5	26,040			
			喜多方市	大窪2	2,419	147		喜一5	12239
				舞台田	1,500	69		喜一6	4680
				円田沢	1,600	32		熱一4	4868
				横道	1,500	48		熱一5	5299
				早稲谷堂山	1,748	127		山一2	4728
				大輪場一郷	2,770	78		山一3	5110
				舟引枯山沢	2,217	82		山一4	14014
				黒森向山	1,975	150		山一5	4713
				沢口1号	1,465	156		山一6	2038
				上林	2,448	156		山一7	4439
				上藤沢廻戸	4,500	(34) 190		山一8	24289
				漆窪縄沢	1,500	625		高一2	2193
				漆窪	1,000	148		高一3	12197
				大林	500	<9> 53		高一4	14015
				深山	600	48		高一5	5493
				計	15	27,742			
			西会津町	宝川水沢	1,195	173		12	4736
				小綱木呼賀	850	<13> 293		13	2045
				白牧	2,400	<31> 331		14	3110
				塩	400	99		15	4447
				松峯	800	51		16	4448
				漆窪縄沢	2,000	634		17	2193
				計	6	7,645			
			磐梯町	北堰赤枝	3,000	1,373		2	3218
				計	1	3,000			
			柳津町	西向	1,600	214		8	3236
				大窪矢柄	906	119		9	4996
				計	2	2,506			

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

会津農林事務所

単位 延長:m、面積:ha

開設/ 拡張	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延長及 び箇所 数	利用区 域面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図番 号	備 考 (路線番号)		
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	三島町	大窪矢柄	4,701	119		5	4996		
				計 1	4,701						
			金山町			〈20〉 6,118					
				本名室谷	18,065	12,970		12	11019		
				計 1	18,065						
			昭和村		(550)						
				入間方不動沢	1,829	954		4	2050		
				石取山	1,340	102		6	4494		
				昭和	7,100	(1,183) 1,183		5	基幹 12210		
				計 3	10,269						
			合 計			34	99,968				

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

南会津農林事務所

単位 延長:m、面積:ha

開設/ 拡張	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備 考 (路線番号)		
開設 (新設)	自動 車道	林道	下郷町	白岩	100	322		1	その他 4552		
				久丹沢	100	67		2	その他 4956		
				向山	100	49		3	その他 5792		
				雑根	100	106		4	その他 4957		
				大窪沢	100	37		5	その他 5774		
				水門苅倉	100	469		6	その他 3321		
				成岡	100	29		7	その他 4556		
				芦ノ原	100	115		8	その他 5825		
				滝ノ入	100	145		9	その他 4910		
				沢尻1	400	220	○	10	その他 13331		
				沢尻2	400	90	○	11	その他 24385		
				石倉畑	400	50		12	その他 24386		
				柳島	700	52	○	13	その他 24387		
				計 13	2,800						
		林道	南会津町			(180)					
				田島・館岩Ⅰ	1,500	500	○	1	基幹 2197		
				小塩麻布	2,400	87	○	2	その他 24370		
				小塩麻布支	1,800	94	○	3	その他 24379		
				数間沢・木戸沢	800	78	○	4	その他 24388		
				西沢山	500	124	○	5	その他 4563		
		熊倉	100	54		6	その他 24390				
		計 6	7,100								
合 計			19	9,900							
開設 (改築)	自動 車道	林道	下郷町	成岡	1,110	29		14	その他 4556		
				大峠	1,550	1,206	○	15	基幹 2105		
				計 2	2,660						
			只見町	小戸沢	700	(333) 442		1	その他 4423		
				櫛戸沢	1,700	(802) 2,077		2	基幹 2081		
				黒谷前沢	600	227		3	その他 3172		
				倉谷	4,200	(586) 1,807		4	基幹 2078		
				黒谷	1,400	(6,108) 7,899		5	基幹 2079		
				長浜沢	700	(228) 333		6	その他 3171		
				計 6	9,300						
				南会津町	七ヶ岳	15,831	2,956	○	7	基 幹 11027	
			計 1	15,831							
			合 計			9	27,791				

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備 考 (路線番号)
拡張 (改良)	自動 車道	林道	下郷町		1,000				2105
				大峠	15	1,206	○	16	局部改良 法面保全
									10 5
				大松川	300 4	83		17	局部改良 法面保全
									4554 1 2
				白岩	1,259 3	322		18	局部改良 法面保全
									4552 1 2
				音金	1,000 5	1,247		19	局部改良 法面保全
									2106 2 3
				高野赤土	1,000 3	(30) 343		20	局部改良 法面保全
									4567 1 2
				当勢大山	500 5	245		21	局部改良 法面保全
									3204 2 3
				大保地入山	500 2	161		22	法面保全
									4557 2
				大牧	100 6	1,142		23	局部改良 法面保全
									2102 3 3
				鎌房	500 5	538		24	局部改良 法面保全
									2103 2 3
				焼山	1,000 5	263		25	局部改良 法面保全
									3203 2 3
				安張	1,000 5	519		26	局部改良 法面保全
									2107 2 3
				甲子	300 2	(134) 534		27	法面保全
									2104 2
				鷹ノ巣沢	1,000 5	167		28	局部改良 法面保全
									4874 1 4
				小玉沢	1,000 5	57		29	局部改良 法面保全
									4954 1 2
				水門上ノ山	1,000 4	38		30	局部改良 法面保全
									24316 1 3

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備 考 (路線番号)
拡張 (改良)	自動 車道	林道	下郷町						2100
					500	(308)			5
				城ノ入	10	907		31	法面保全 5
					300				3325
				沢入	2	67		32	法面保全 2
				計	12,259				
				17	86				
			只見町						3176
					60	(936)			1
				塩沢	3	1,247		7	橋梁改良 2
					60	(220)			3175
				小塩沢	3	336		8	局部改良 3
					90	(31)			3341
				柴倉寄岩	3	192		9	法面保全 3
					100	(802)			2081
				櫛戸沢	3	2,077		10	局部改良 1 法面保全 2
					100				3174
				尾戸岐	2	259		11	局部改良 2
						(1,270)			
					120	<43>			2084
				小川沢	4	1,730		12	局部改良 4
					100	<43>			3178
				かしこ岐	3	207		13	局部改良 3
									24344
					400				2
				釜の脇	4	260		14	法面保全 2 局部改良 2
									2079
					200	(6,108)			3
				黒谷	4	7,899		15	法面保全 3 局部改良 1
					60				3169
				大倉前沢	2	338		16	局部改良 2
						<24>			11026
					120	(2,303)			2
				小塩塩ノ岐	4	3,418		17	橋梁改良 2 法面保全 2
					50				2085
				小林	2	239		18	局部改良 2
					15				4716
				八久保	1	114		19	局部改良 1
					100				12233
				太田森戸沢	4	668		20	局部改良 4
				計	1,575				
				14	42				

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

南会津農林事務所

単位 延長:m、面積:ha

開設/ 拡張	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備 考 (路線番号)	
拡張 (改良)	自動 車道	林道	南会津町		200				2111	
				箕沢	1	331		8	局部改良	1
				七ヶ岳	200					11027
					10	2,956	○	9	法面保全	10
				前沢入	300					4645
					2	214		10	局部改良	2
										3188
					400				局部改良	1
					3	483	11	幅員拡張	2	
				塩ノ原	200					4876
					2	188	12	法面保全	2	
										4742
					300				局部改良	1
					2	201	13	法面保全	1	
				峠ノ沢	180	(146)				2088
					2	635	14	局部改良	2	
				青柳						2089
					450	(429)			局部改良	2
					5	739	15	法面保全	3	
				越郷	12					14654
					2	121	16	橋梁改良	2	
				沼ノ平	90	(3)				3184
					3	266	17	法面保全	3	
				白沢	400					2199
					4	1,582	18	法面保全	4	
				鳥越鳥居峠		<25>				2099
					100	(371)			局部改良	1
					1	1,354	19			3194
			富沢	100					12204	
				1	265	20	法面保全	1		
			宮床界	1,000					3196	
				2	598	21	法面保全	2		
界	2,500					2098				
	1	538	22	局部改良	1					
山神界	150					14657				
	3	727	23	法面保全	3					
木伏椿平	60					2109				
	3	129	○	24	局部改良	1				
貝原	85					2178				
	4	1,444	○	25	局部改良	4				
渡実	100	<27>				1013				
	1	2,029	○	26	法面保全	1				
矢竹阿多根	45					3186				
	1	259	○	27	法面保全	1				
横向	500					2197				
	1	500	○	28	局部改良	1				
田島・館岩 I										
	7,372									
計	21	54								
	檜枝岐村		1,600				2178			
館岩・檜枝岐		1	2,291	○	1	法面保全	1			
		1,600								
	計	1	1							
合計				53	22,806					
					183					

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

開設/ 拡張	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備 考 (路線番号)
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	下郷町	安張	500	519		33	2107
				鷹ノ巣沢	200	167		34	4874
				東窪	1,000	87		35	4952
				大峠	4,925	1,206		36	2105
				高畑小池	3,224	85		37	14738
				白岩	1,259	322		38	4552
				大倉	3,020	119		39	4955
				小玉沢	1,194	57		40	4954
				張平	2,576	118		41	14739
				大松川	1,500	83		42	4554
				松坂	1,000	130		43	14728
				焼山	1,000	263		44	3203
				計 12	21,398				
			只見町	下山森戸沢	1,200	189		21	3192
				計 1	1,200				
			南会津町		<233> (310)				
				七ヶ岳	15,831	2,956	○	27	11027
				富貴沢	4,900	298		28	3346
				前沢入	1,630	214		29	4645
				大上沢	701	182		30	14658
						<40>			
				沼ノ平	500	121		31	14654
						<3>			
				白沢	700	266		32	3184
				下山森戸沢	3,891	189		33	3192
						(25)			
				界	4,800	598		34	12204
						<25> (371)			
				富沢	3,000	1,354		35	2099
				古桧峠	10,018	920		38	12215
			計 10	45,971					
合 計				23	68,569				

(注) 上段()は国有林、< >は官行造林の面積で内数

別表4 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

所		在	面 積	留意すべき事項
市 町 村	地 区 (林 班)			
総数			183,036.38	1 伐採に当たっては、制限林の定められた施業方法によること。 2 立木の伐採に当たっては、水源かん養機能、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう小面積区分皆伐とすること。 3 土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流出防止等の施設を設ける等、十分土地の保全に留意すること。
会津農林事務所	会津若松市 (会津若松)	林班の全部 43,44,45,46,47,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84,85,86,87,88,91,92,93,94,97,100,101,102,103,105,107,108,109,110,111,112,114,115,116,117,122,123,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139,140,141,142,143,144,145,146,147,148,149,150,151,152,153,154,155,157,158,159,160,161,162,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173,174,175,176,177,178,179,180 林班の一部 1,2,3,5,9,17,18,21,27,28,35,38,42,48,49,89,95,96,106,113,118,121,124,126,156,181,182,183,184	9,989.75 9,983.19	
	(河東)	林班の全部 林班の一部 1,7,8	6.56	
	喜多方市 (喜多方)	林班の全部 3,9,13,15,29,30,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,48,54,55,61,62 林班の一部 4,5,6,8,10,11,12,14,20,25,26,28,31,46,47,53,56,60	15,645.14 2,821.55	
	(熱塩加納)	林班の全部 1,2,3,5,6,7,8,9,10,11,12,13,16,19,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,64,65,66,67,68,69,70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,88 林班の一部 14,15,17,18,20,35,36,37,38,41,63,83,84,85,86,87,89	7,897.27	
	(塩川)	林班の全部 3 林班の一部 1,2,8	187.70	
	(山都)	林班の全部 2,3,12,13,30,33,34,35,36,37,38,39,40,42,43,45,46,47,48,49,54,55,57,59,60,61,62,63,64,66,67,69,71,72 林班の一部 6,8,9,10,11,15,17,20,21,22,24,25,26,31,32,41,44,50,56,65,68,70,74,75,76,77,78,80,81,82,83	3,667.93	
	(高郷)	林班の全部 12,13,17,21,22,23,24,25,26,36,37,45 林班の一部 1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,15,16,20,27,28,29,30,31,33,38,39,51	1,070.69	

所 在		面 積	留意すべき事項
市 町 村	地 区 (林 班)		
北塩原村	林班の全部	4,920.49	
	林班の一部		
西会津町	林班の全部	12,632.29	
	林班の一部		
	林班の全部		
	林班の一部		
	林班の全部		
	林班の一部		
磐梯町	林班の全部	1,772.99	
	林班の一部		
猪苗代町	林班の全部	9,808.03	
	林班の一部		
会津坂下町	林班の全部	876.49	
	林班の一部		
柳津町	林班の全部	7,312.42	
	林班の一部		

所 在		面 積	留意すべき事項
市 町 村	地 区 (林 班)		
三島町	林班の全部	12,28,37,38,39,40,42,44,45,48,49,51,52,53,71	5,467.64
	林班の一部	1,2,3,4,6,7,8,9,10,11,13,14,15,16,17,18,21,22,23,24,25,26,27,30,31,32,33,34,35,36,41,43,46,47,50,54,55,56,57,60,61,62,63,64,66,67,68,69,70	
	林班の全部	17,23,25,28,47,60,61,62,66,68,69,70,75,81,82,83,84,85,91,92,93	
	林班の一部	3,4,5,6,7,8,9,11,12,13,14,15,16,18,19,20,21,22,24,26,27,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,63,65,67,71,72,73,74,76,77,78,79,80,86,87,89,90,94,95,96,97,98,99,100,101,102,103,104,105	
	林班の全部	16,17,28,35,41	
金山町	林班の一部	1,4,5,6,9,10,11,12,13,14,15,18,19,20,23,24,25,27,29,30,31,32,33,34,37,38,39,40,42,44,45,46,47,48,49,50,53	2,882.89
	林班の一部	1,4,5,6,9,10,11,12,13,14,15,18,19,20,23,24,25,27,29,30,31,32,33,34,37,38,39,40,42,44,45,46,47,48,49,50,53	
昭和村	林班の全部	16,17,28,35,41	2,882.89
会津美里町 (会津高田)	林班の全部	6,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,56,78,79,81,82,83,84,85,86,87,88,89,90,91,92,95,96,97,98,99,100,101,104,105,106,107,108,109,110,111,115,117,123,126	13,646.82 12,168.08
	林班の一部	4,5,7,9,11,12,13,14,15,16,17,25,26,27,28,29,52,53,54,55,57,58,59,60,61,62,63,65,67,68,69,70,73,75,76,77,80,93,94,102,103,112,113,114,116,118,119,120,121,122,124,125,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139	
	林班の一部	4,5,7,9,11,12,13,14,15,16,17,25,26,27,28,29,52,53,54,55,57,58,59,60,61,62,63,65,67,68,69,70,73,75,76,77,80,93,94,102,103,112,113,114,116,118,119,120,121,122,124,125,127,128,129,130,131,132,133,134,135,136,137,138,139	
(会津本郷)	林班の全部		683.20
(新鶴)	林班の一部	1,2,3,4,5,6,7,8,22,24,25,27,28	795.54
計	林班の全部	4,7,15,16,17	
	林班の一部	1,5,6,8,9,10,11,12,13,14,18,19,22,23,24,25,26,27,28	
計		94,252.52	

所 在		面 積	留意すべき事項
市 町 村	地 区 (林 班)		
南 会 津 農 林 事 務 所	下郷町	林班の全部 1,4,10,11,29,34,36,59,61,68,69,79,80,8 1,82,83,84,85,86,87,88,89,90,91,92,93, 104,116,117,118,123,124,126,128,129,1 30,131,132,133,134,135,137,138,139,14 0,141,142,143,144,145,146,147,148,149 ,150,151,152,153,154,155,156,157,162, 163,164,165,166,167,168,169,170,171,1 72,173,174,175,176,177,178,180,181,18 2,183,184,186,187,189,219,220,231,277 ,278,279,284 林班の一部 2,3,5,6,7,8,9,12,13,14,15,16,17,18,19,2 0,21,22,23,24,25,26,27,28,30,31,32,33, 35,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48 ,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,60,62,6 3,64,66,67,70,71,72,73,74,75,76,77,78, 94,95,96,97,98,99,103,105,106,107,108 ,109,110,111,113,114,115,119,120,121, 122,125,127,136,158,159,160,161,179,1 85,188,190,191,192,194,213,214,215,21 6,217,218,221,223,224,225,226,227,228 ,229,230,232,233,234,235,240,242,243, 244,245,248,255,256,257,258,259,260,2 61,262,264,265,266,267,268,269,270,27 3,274,275,276,280,281,282,283	
	檜枝岐村	林班の全部 1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,16,17,18,19, 20 林班の一部	1,725.58
	只見町	林班の全部 3,4,9,10,11,14,18,19,20,21,22,23,26,28, 29,31,32,33,34,35,36,37,38,40,41,42,43 ,49,50,51,61,63,69,70,71,72,73,74,75,7 6,77,78,79,80,81,82,83,84,85,86,87,88, 89,90,91,92,93,94,95,96,97,98,99,103,1 08,109,110,111,112,113,114,115,116,11 7,121,122,125,127,129,130,131,132,135 ,137,138,141,145,147,150,151,153,158, 159,160,161,165,166,169,170,171 林班の一部 1,2,5,6,7,8,12,13,15,16,24,25,27,30,39, 44,45,46,47,48,52,53,54,55,56,57,58,59 ,60,62,64,65,66,67,68,100,101,102,104, 105,106,107,118,119,120,123,124,126,1 28,133,134,136,139,140,142,143,144,14 6,148,149,152,154,155,156,157,162,163 ,164,167,168,172,173,174	20,275.77

所 在		面 積	留意すべき事項
市 町 村	地 区 (林 班)		
南会津町		49,220.17	
(田島)	林班の全部 1,2,4,5,6,7,8,13,15,16,17,18,19,20,21,2 8,29,30,34,35,38,39,40,41,42,43,44,45, 46,47,48,49,52,53,54,55,56,57,58,63,64 ,65,66,67,68,69,70,71,72,73,74,75,76,7 8,80,81,82,83,95,102,103,104,107,113, 115,116,117,118,125,126,127,128,129,1 30,132,137,138,139,140,141,142,145,14 6,147,148,149,150,151,152,153,154,155 ,156,157,158,159,160,161,162,163,164, 165,166,167,169,172,174,175,176,177,1 79,180,181,182,183,184,185,186,187,18 8,189,190,191,193,195,197,198,199,200 ,201,203,204,205,208,210,211,212,218, 223,225,226,229,231,232,233,234,235,2 42,243,244,245,252,253,254,255,258,25 9,265,266,267,268,269,270,271,272,273 ,274,275,276,277,278,285,286,294,298, 299,300,301,302,303,304,305,306,307,3 08,309,310,311,312,314,317,320,332,33 3,334,335,336,350,354 林班の一部 3,9,10,11,12,14,22,23,24,25,26,27,31,3 2,33,36,37,50,51,59,60,61,62,77,79,84, 85,86,87,88,89,90,91,92,93,96,97,98,99 ,100,101,105,106,108,109,110,112,114, 119,120,122,123,124,131,133,134,135,1 36,143,144,168,170,171,173,178,192,19 4,196,202,206,207,209,219,220,224,227 ,228,230,236,256,257,260,261,262,264, 279,281,282,283,284,287,289,290,291,2 92,293,295,296,297,313,315,316,321,32 2,323,324,326,327,328,329,330,331,337 ,338,339,341,342,345,346,348,349,351, 352,353,355,356,357,358,359	24,361.38	
(館岩)	林班の全部 1,3,4,5,9,10,17,18,19,25,26,31,32,33,34 ,35,36,38,42,43,44,45,46,47,48,49,50,5 1,52,53,54,55,56,57,61,64,71,72,73,74, 75,76,77,78,84,96 林班の一部 2,6,7,8,11,12,13,14,16,20,21,23,24,27,2 8,29,30,37,39,40,41,58,59,60,62,63,65, 66,67,68,69,70,79,80,81,82,83,85,86,87 ,88,89,90,91,92,93,94,95,97	11,067.70	
(伊南)	林班の全部 7,8,11,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,2 5,26,28,30,32,35,36,37,40,41,42,43,46, 47,54,59,60,61,62,63 林班の一部 1,2,4,9,10,12,13,14,27,29,31,33,34,38,3 9,44,45,48,49,50,51,52,53,55,56,58	4,544.61	
(南郷)	林班の全部 1,2,3,4,5,6,7,9,11,12,15,16,18,19,21,26 ,29,36,37,38,40,41,42,43,44,45,46,47,4 9,50,51,52,53,54,55,56,57,60,61,63,65, 66,68,69,70,71,72,73,74,78,79,80,81,82 ,83,84,85,86,87,89 林班の一部 8,10,13,14,17,20,22,23,24,25,27,28,30, 31,32,33,34,35,39,48,58,59,62,67,75,76 ,77,88	9,246.48	
計		88,783.86	

別表5 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする
森林の種類別の所在及び面積等

総括表

単位 面積:ha

指定/解除	種類	森林の所在	面	積	備考
		農林事務所		うち前半5年分	
指定	水源かん養保安林	会 津	1,645	772	
		南 会 津	917	521	
		計	2,562	1,293	
	土砂流出防備保安林	会 津	936	470	
		南 会 津	1,061	482	
		計	1,997	952	
	土砂崩壊防備保安林	会 津	10	4	
		南 会 津	4	2	
		計	14	6	
	なだれ防止保安林	会 津	13	5	
		南 会 津	30	30	
		計	43	35	
	合 計	会 津	2,604	1,251	
		南 会 津	2,012	1,035	
		計	4,616	2,286	
解除	水源かん養保安林	会 津	3	3	
		南 会 津	1	1	
		計	4	4	
	土砂流出防備保安林	会 津	5	3	
		南 会 津	1	1	
		計	6	4	
	防風保安林	会 津	1	1	
		南 会 津	-	-	
		計	1	1	
	なだれ防止保安林	会 津	3	2	
		南 会 津	1	1	
		計	4	3	
	落石防止保安林	会 津	-	-	
		南 会 津	1	1	
		計	1	1	
	合 計	会 津	12	9	
		南 会 津	4	4	
		計	16	13	

(注)「-」は該当なしを示す。

指定/ 解除	種類	森林の所在		面	積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半5年分		
指定	水源かん養 保安林	会津若松市	157-166	150	70	水源の ^{かん} 涵養	
		喜多方市(喜多方)	26-27	100	50		
		喜多方市(熱塩加納)	31,83-85	115	55		
		喜多方市(山都)	11,12,46	90	30		
		北塩原村	42	30	12		
		西会津町	17-20,39	215	96		
		猪苗代町	134-143	150	70		
		柳津町	101-108	150	70		
		三島町	2,3,30,60,62, 67,68	224	112		
		金山町	45-47	310	150		
		昭和村	32	35	10		
		会津美里町(会津高田)	80,91-93	76	47		
		小計		1,645	772		
	土砂流出 防備保安林	会津若松市	20,167-169	118	58	土砂の流出の防 備	
		喜多方市(喜多方)	3,5,8,9	82	45		
		喜多方市(熱塩加納)	25,32	98	48		
		喜多方市(山都)	6,38,78	96	46		
		西会津町	42,106	82	32		
		猪苗代町	96-98,187	87	65		
		会津坂下町	6	59	29		
		柳津町	19-21,82,83	90	30		
		三島町	22,23,43,44, 58,59	87	37		
		金山町	33,35,36,81	51	23		
		昭和村	24	32	10		
		会津美里町(会津高田)	20,21,138	54	47		
		小計		936	470		
	土砂崩壊 防備保安林	西会津町	107	7	3	土砂の崩壊の防 備	
		金山町	33	3	1		
		小計		10	4		
	なだれ防止 保安林	西会津町	96	3	1	なだれの危険の 防止	
		三島町	62	10	4		
		小計		13	5		
	合 計				2,604	1,251	

指定/ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半5年分		
解除	水源かん養 保安林	喜多方市(喜多方)	13	1	1	道路用地	
		金山町	100	1	1		
		会津美里町(会津高田)	96,97	1	1		
		小計		3	3		
	土砂流出 防備保安林	喜多方市(喜多方)	7	1	1	道路用地	
		喜多方市(山都)	3,15,41	1			
		三島町	56	1			
		金山町	21,100	1	1		
		会津美里町(会津高田)	101	1	1		
		小計		5	3		
	防風保安林	猪苗代町	118,124,125	1	1	道路用地	
		小計		1	1		
	なだれ防止 保安林	喜多方市(山都)	15	1	1	道路用地	
		金山町	57,77	1	1		
		三島町	4	1	1		
		小計		3	2		
	合 計				12	9	

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4以下のものは1で示している。
しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

指定/ 解除	種類	森林の所在		面 積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半5年分		
指定	水源かん養 保安林	下郷町	9	14		水源の ^{かん} 涵養	
		只見町	24,64,67,68	534	253		
		南会津町(田島)	54,55,56,57, 58	133	133		
		南会津町(南郷)	20,57	236	135		
		小計		917	521		
	土砂流出 防備保安林	下郷町	245,266, 248,268	48	24	土砂の流出の防 備	
		只見町	5,7,20,30,44, 45,46,47,53, 130,153	569	265		
		南会津町(田島)	21,59,102, 260,346	199	75		
		南会津町(舘岩)	80,87,89	13			
		南会津町(伊南)	4,28,50,55	185	109		
		南会津町(南郷)	4,35	46	8		
		檜枝岐村	18,19	1	1		
		小計		1,061	482		
	土砂崩壊 防備保安林	只見町	47,125	4	2	土砂の崩壊の防 備	
		小計		4	2		
	なだれ防止 保安林	檜枝岐村	18	30	30	なだれの危険の 防止	
		小計		30	30		
	合 計				2,012	1,035	
解除	水源かん養 保安林	南会津町	73,74,75	1	1	道路用地	
		小計		1	1		
	土砂流出 防備保安林	下郷町	26,81	1	1	道路用地,水道施 設用地	
		小計		1	1		
	なだれ防止 保安林	南会津町	53	1	1	道路用地	
		小計		1	1		
	落石防止 保安林	下郷町	70	1	1	道路用地	
		小計		1	1		
	合 計				4	4	

注) 小数点以下四捨五入とする。ただし、個別箇所毎の欄については、0より大きく1.4以下のものは1で示している。
しかし、小計や合計欄は実数の近似値を示すため0と示されていることから合計が一致しない場合がある。

別表6 実施すべき治山事業の数量

会津農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
会津若松市		11	5		
(会津若松)	平潟(21) 黒岩(97) 上三寄(115,122,123) 高川(145,148) 上小塩(156,157) 大川(161) 御山(107,108) 芦ノ牧(170,177)	(11)	(5)	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
喜多方市		33	18		
(喜多方)	慶徳(3,4,6,8,9) 上三宮(10,12,15) 岩月(20,26,46) 関柴(56) 熊倉(61,62)	(8)	(4)	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
(熱塩加納)	板沢(2,3) 宮川(18) 加納(30-34) 相田(38,42,48,49,52,53) 熱塩(63,65,72,73,86)	(10)	(5)	溪間工 山腹工 地下水排除工 本数調整伐等	地すべり防止事業
(塩川)	常世(3) 金橋(8)	(2)	(1)	山腹工 本数調整伐等	
(山都)	木幡(23,24) 早稲谷(30,33,38) 相川(30,41,60) 一ノ木(48) 朝倉(64,68-71) 小舟寺(77,78)	(9)	(7)	溪間工 山腹工	地すべり防止事業
(高郷)	磐見(21,22) 上郷(30) 揚津(10,12)	(4)	(1)	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
北塩原村	北山(1) 大塩(11,19-21,27) 檜原(57)	3	2	溪間工 山腹工	

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
西会津町	奥川(18,24,27,29,30,33, 34-37,39,40) 登世島(84) 睦合(96-98,100,101) 下谷(103-105,107-109, 112,113) 野沢(90,122-124,129, 130,134,151) 宝坂(185) 上野尻(167,168)	20	13	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
磐梯町	大谷(10) 磐梯(18) 更科(26)	3	1	本数調整伐等	
猪苗代町	若宮(24) 沼尻(48,49) 蚕養(82-84) 三郷(96-98,101,102) 川桁(109-112) 関都(113-115,117) 山神原(187)	10	5	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
会津坂下町	束松(3,6-8) 見明(19)	5	3	溪間工	地すべり防止事業
柳津町	飯谷(5-8,12,15-17) 細八(44-46) 柳津(49) 軽井沢(60-62) 郷戸(74) 久保田(81,82,87-91) 牧沢(92,93,96,97,99) 大成沢(133-136) 五畳敷(150) 湯八木沢(154) 塩野(63)	16	8	溪間工 山腹工 本数調整伐等 地下水排除工	地すべり防止事業
三島町	滝谷(1,2,4) 大谷(22) 浅岐(31) 間方(40,41,43) 大石田(61,62,64,65) 西方(58) 早戸(69,70) 宮下(53)	10	6	溪間工 山腹工 本数調整伐等	

会津農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
金山町	太郎布(8) 大栗山(13,16) 水沼(18,19,20) 中川(21) 大志(30,31) 川口(33,35-38) 小栗山(39,40) 八町(42) 玉梨(46) 西谷(52-55) 本名(75,77) 越川(78,81) 山入(92,93) 滝沢(100) 大塩(101-105)	26	14	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
昭和村	両原(11) 喰丸(12) 野尻(31,32) 松山(34,35) 下中津川(24)	5	2	溪間工	
会津美里町		15	8		
(会津高田)	東尾岐(27,41,54,69) 松坂(97,98) 宮川(104) 西尾(113) 吉田(122) 蛇喰(123,124) 八木沢(137,138) 寺入(11,12)	(11)	(6)	溪間工 本数調整伐等	
(会津本郷)	瀬戸町(28)	(2)	(1)	山腹工 本数調整伐等	
(新鶴)	佐賀瀬川(4,6,7) 上平(11)	(2)	(1)	溪間工 山腹工	
合 計		157	85		

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
下郷町	小沼崎(1) 中山(248) 枝松(58-62) 音金(148,153,157, 162,163,179,180) 澳田(80,90-94,96) 三ツ井(265,266) 高隲(30,33,41,45,46, 49-51,55,66) 南倉沢(129,138-140) 白岩(70) 湯野上(9,10) 栄富(230,245)	42	12	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
檜枝岐村	帝釈山(4) 葎ヶ平(1)	2		山腹工 本数調整伐等	
只見町	塩ノ岐(166) 長浜(61-64) 檜戸(114,118) 布沢(130,136,139) 石伏(30) 叶津(15,16,20) 塩沢(5) 朝倉(64,68-71) 小川(45-47) 黒沢(44)	20	4	溪間工 本数調整伐等	

南会津農林事務所

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
南会津町		53	7		
(田島)	金井沢(329) 糸沢(135,146-148,164) 長野(21,22,31) 針生(232,234,242,260, 289,290) 静川(259,322) 滝ノ原(193,194,198) 水無(90) 塩江(346) 中荒井(102) 藤生(256)	(24)	(6)	溪間工 山腹工 本数調整伐等	
(館岩)	湯ノ花(67,72,73,78) 塩ノ原(83,84,87,89) 田ノ瀬(80)	(9)	(1)	溪間工	
(伊南)	白沢(10-12,24) 宮沢(8) 小塩(37) 青柳(35,40-42) 多々石(4) 浜野(28)	(12)		溪間工	
(南郷)	宮床(2,4) 東(20) 鵜巢(35) 和泉田(52,53,54) 下山(57)	(8)		溪間工	
合 計		117	23		

別表 7 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

別表8 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	会津若松市 (会津若松)	65,66,67,68,69,70,71,72,73,74,75,76,77,78,82,83,84,85,86,87,88,101,102,103,106,107,109,110,112,122,140,141,142,143,144,145,146,147,148,173,174,175,176,177,178,179,180	2,543.43	皆伐		
		102,107	4.95	択伐		
		82,83,87,146,148,180	61.52	その他		
	喜多方市 (喜多方)	13,14,15,29,30,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,55,60,61,62	1,199.52	皆伐		34林班0.06ha 砂防指定地と重複 34林班60.99ha 国立公園普通地域と重複 35林班1.45ha 砂防指定地と重複 35林班104.69ha 国立公園普通地域と重複 36林班63.74ha 国立公園普通地域と重複 37林班60.02ha 国立公園普通地域と重複 38林班2.21ha 砂防指定地と重複 38林班68.51ha 国立公園普通地域と重複 39林班1.88ha 砂防指定地と重複 39林班13.00ha 国立公園普通地域と重複 40林班29.18ha 国立公園普通地域と重複 41林班97.04ha 国立公園普通地域と重複 42林班97.00ha 国立公園普通地域と重複 46林班0.80ha 砂防指定地と重複 60林班1.82ha 国立公園普通地域と重複 61林班64.59ha 国立公園普通地域と重複 62林班30.17ha 保健保安林と重複 62林班30.73ha 国立公園普通地域と重複
		15,46,61,62	220.76	択伐		61林班124.21ha 国立公園普通地域と重複 62林班7.43ha 保健保安林と重複 62林班82.50ha 国立公園普通地域と重複
		14,15,35,36,37,39,40,61	33.33	その他		35林班1.92ha 国立公園普通地域と重複 36林班11.37ha 国立公園普通地域と重複 37林班5.65ha 国立公園普通地域と重複 39林班0.28ha 国立公園普通地域と重複 40林班9.46ha 国立公園普通地域と重複 61林班4.12ha 国立公園普通地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	(熱塩加納)	5,6,7,17,21,22,23,24,26,27,28,29,30,31,32,33,34,42,43,44,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,87,88	5,351.46	皆伐		28林班53.09ha 砂防指定地と重複 47林班3.66ha 砂防指定地と重複 48林班2.08ha 砂防指定地と重複 49林班3.79ha 砂防指定地と重複 50林班1.95ha 砂防指定地と重複 51林班0.22ha 砂防指定地と重複 52林班4.51ha 砂防指定地と重複 53林班4.48ha 砂防指定地と重複 59林班3.24ha 砂防指定地と重複 74林班10.66ha 砂防指定地と重複 88林班0.53ha 保健保安林と重複
		17,29,31,33,42,63,65,73,78,88	133.92	択伐		33林班0.15ha 土砂流出防備保安林と重複 65林班30.76ha 砂防指定地と重複 73林班1.67ha 砂防指定地と重複 78林班0.19ha 砂防指定地と重複 88林班19.70ha 保健保安林と重複
		22,34,49,50,63,65,66,68,70,75,76,77,88	101.85	その他		65林班0.11ha 砂防指定地と重複 88林班0.42ha 保健保安林と重複
	(塩川)	3	68.95	皆伐		3林班63.88ha 保健保安林と重複 3林班63.88ha 国立公園普通地域と重複
		3	39.33	禁伐		3林班1.90ha 保健保安林と重複 3林班1.90ha 国立公園普通地域と重複
	(山都)	2,9,10,13,33,34,46,55,72,76,77,78,80,81	669.87	皆伐		55林班165.73ha 国立公園第三種特別地域と重複 77林班5.41ha 土砂流出防備保安林と重複
		76,81	7.17	択伐		
		76,77	0.12	その他		
	北塩原村	14,15,32,33,43,44,47,50,51,62,63	714.74	皆伐		43林班37.88ha 国立公園第三種特別地域と重複 44林班11.62ha 国立公園第三種特別地域と重複 47林班15.87ha 国立公園第三種特別地域と重複 50林班34.45ha 国立公園普通地域と重複 51林班132.60ha 国立公園第二種特別地域と重複 51林班16.18ha 国立公園第三種特別地域と重複 51林班148.78ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 62林班186.60ha 国立公園第二種特別地域と重複 63林班22.56ha 国立公園第三種特別地域と重複
		50	1.77	択伐		50林班1.33ha 国立公園第二種特別地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	西会津町	18,19,20,70,71,108,109,110,111,123,124,126,137,138,151,152,153,154,155,156,157,170,196,197,198,199,200,201,202,203,204,205,206,209,210,211	2,756.88	皆伐		124林班0.15ha 保健保安林と重複 126林班14.47ha 干害防備保安林と重複 152林班0.96ha 県自然環境保全地区普通地域と重複 153林班84.66ha 県自然環境保全地区普通地域と重複 154林班20.74ha 県自然環境保全地区普通地域と重複 157林班0.27ha 県自然環境保全地区普通地域と重複
		105,108,123,124,153,157	28.41	択伐		105林班1.15ha 土砂流出防備保安林と重複 123林班4.20ha 保健保安林と重複 124林班16.87ha 保健保安林と重複 153林班1.31ha 県自然環境保全地区特別地区と重複 157林班0.33ha 県自然環境保全地区普通地域と重複
		156	0.20	禁伐		156林班0.20ha 文化財保護法による史跡名勝と重複
	磐梯町	3,10,17,18,19,20,24,25,26,27,28,30,33	977.87	皆伐		10林班89.29ha 国立公園第三種特別地域と重複 17林班1.89ha 国立公園第三種特別地域と重複 18林班79.06ha 国立公園第三種特別地域と重複 19林班14.54ha 国立公園第三種特別地域と重複 25林班166.07ha 国立公園第三種特別地域と重複 26林班190.77ha 国立公園第三種特別地域と重複 27林班151.73ha 国立公園第三種特別地域と重複 28林班43.29ha 国立公園第三種特別地域と重複 33林班27.81ha 国立公園第三種特別地域と重複
		18,28	110.45	択伐		18林班5.50ha 国立公園第三種特別地域と重複 28林班104.95ha 保健保安林と重複 28林班104.95ha 国立公園第三種特別地域と重複
		28,29	97.42	禁伐		28林班30.88ha 国立公園特別地区と重複 29林班66.54ha 国立公園特別地区と重複
		17	0.17	その他		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	猪苗代町	6,13,14,16,26,27,45,47,48,49,82,83,84,85,86,118,121,145,184,185,186	1,286.88	皆伐		6林班64.54ha 国立公園第二種特別地域と重複 13林班17.05ha 国立公園第三種特別地域と重複 14林班40.81ha 国立公園第三種特別地域と重複 16林班73.55ha 国立公園普通地域と重複 45林班17.54ha 国立公園普通地域と重複 47林班82.78ha 国立公園第三種特別地域と重複 48林班88.95ha 国立公園第三種特別地域と重複 49林班3.00ha 国立公園第三種特別地域と重複 85林班1.20ha 砂防指定地と重複 86林班0.09ha 砂防指定地と重複 184林班58.04ha 国立公園第二種特別地域と重複 184林班122.94ha 国立公園第三種特別地域と重複 185林班33.07ha 国立公園第二種特別地域と重複 185林班12.38ha 国立公園第三種特別地域と重複 186林班18.88ha 国立公園第二種特別地域と重複
		45,46	22.80	択伐		45林班0.30ha 国立公園普通地域と重複 46林班22.50ha 国立公園第二種特別地域と重複
		49,83	0.67	その他		
	柳津町	1,2,3,4,5,6,22,63,114,115,118,119,120,147,149	1,082.53	皆伐		3林班7.00ha 保健保安林と重複
		5	0.01	択伐		
		115	0.14	禁伐		
		5	0.42	その他		
	三島町	12,30,31,35,38,39,40,42,43,44,45,62,64	818.87	皆伐		31林班1.80ha 砂防指定地と重複
		31,63	484.01	択伐		31林班0.07ha 砂防指定地と重複 63林班10.70ha 保健保安林と重複
		31,44,45	3.41	その他		
	金山町	8,26,27,29,30,52,53,54,60,61,62,63,66,67,68,69,70,71,74,75,92,93,97,98,99,100	2,048.99	皆伐		8林班85.21ha 国定公園普通地域と重複 26林班9.46ha 国定公園普通地域と重複 27林班105.32ha 国定公園普通地域と重複 29林班6.75ha 国定公園普通地域と重複 30林班11.80ha 国定公園普通地域と重複 60林班1.36ha 砂防指定地と重複 63林班1.44ha 砂防指定地と重複 99林班16.40ha 国定公園普通地域と重複 100林班0.18ha 国定公園普通地域と重複
		8,26,27,53,63,99,100	86.82	択伐		8林班1.26ha 国定公園普通地域と重複 26林班50.63ha 国定公園普通地域と重複 27林班22.32ha 国定公園普通地域と重複
		8,26,67,98,100	24.20	その他		8林班0.31ha 国定公園普通地域と重複 26林班0.15ha 国定公園普通地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	昭和村	39	24.34	皆伐		
	会津美里町 (会津高田)	6,7,11,12,13,14,15, 16,27,28,29,32,33,3 4,35,36,37,38,39,40 ,41,42,43,44,45,46, 47,48,49,50,51,54,5 5,63,78,79,81,82,83 ,84,85,86,87,88,89, 90,96,97,98,99,100, 101,104,105,106,10 7,109,110,111,112,1 13,123,124,125,126, 127,129,130,132,13 3	5,879.69	皆伐		82林班72.93ha 保健保安林と重複 83林班176.57ha 保健保安林と重複 84林班99.41ha 保健保安林と重複 85林班151.12ha 保健保安林と重複 86林班135.60ha 保健保安林と重複 87林班105.71ha 保健保安林と重複 88林班129.88ha 保健保安林と重複 89林班131.86ha 保健保安林と重複 123林班26.72ha 土砂流出防備保安林と重複 126林班0.10ha 砂防指定地と重複
		7,39,99,100,104	78.24	択伐		
		7	0.04	その他		
	(会津本郷)	28	4.34	皆伐		28林班3.52ha 土砂流出防備保安林と重複 28林班4.34ha 保健保安林と重複 28林班0.82ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
		28	43.05	択伐		28林班18.20ha 土砂流出防備保安林と重複 28林班43.05ha 保健保安林と重複 28林班2.37ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 28林班22.48ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
	(新鶴)	15,16,17,18	83.54	皆伐		
		16	4.04	択伐		
	下郷町	39,40,41,42,43,44,4 5,46,47,48,49,50,51 ,52,53,54,55,56,58, 59,60,63,64,73,81,8 2,83,84,96,109,114, 121,213,218,219,22 0,221,228,276,277,2 78,279,280,281,283, 284	3,036.77	皆伐		41林班3.32ha 県立自然公園普通地域と重複 56林班21.98ha 県立自然公園普通地域と重複 58林班30.49ha 県立自然公園普通地域と重複 59林班45.64ha 県立自然公園普通地域と重複 60林班46.52ha 県立自然公園普通地域と重複 64林班39.34ha 県立自然公園普通地域と重複 281林班1.80ha 砂防指定地と重複
		59,283,284	0.25	禁伐		59林班0.07ha 県立自然公園普通地域と重複
		42,43,44,45,46,47,5 0,53,56,59,83,84	50.75	その他		59林班0.15ha 県立自然公園普通地域と重複
	檜枝岐村	19	6.41	択伐		19林班1.55ha 国立公園第二種特別地域と重複 19林班4.86ha 国立公園第三種特別地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	只見町	6,7,8,51,55,59,61,6 9,71,72,73,74,75,76 ,77,78,79,80,81,82, 83,84,85,86,87,88,8 9,92,93,94,95,96,97 ,98,99,100,101,108, 109,110,111,112,11 3,114,137,141,164,1 66,170	5,194.17	皆伐		7林班34.01ha 土砂流出防備保安林と重複 71林班0.07ha 砂防指定地と重複 72林班5.44ha 砂防指定地と重複 73林班2.01ha 砂防指定地と重複 74林班0.90ha 砂防指定地と重複 79林班33.14ha 砂防指定地と重複 93林班129.87ha 国定公園第二種特別地域と重複 99林班133.30ha 砂防指定地と重複 100林班103.93ha 砂防指定地と重複 101林班11.90ha 土砂流出防備保安林と重複 101林班129.91ha 砂防指定地と重複
		51,101	47.20	択伐		101林班0.36ha 土砂流出防備保安林と重複 101林班0.36ha 砂防指定地と重複
		89	4.42	禁伐		89林班4.42ha 国定公園特別地区と重複
		7,8,87,100,101	12.12	その他		100林班0.18ha 砂防指定地と重複 101林班0.60ha 砂防指定地と重複
	南会津町 (田島)	4,6,7,13,17,22,31,3 2,33,34,35,36,40,41 ,42,43,44,45,48,49, 58,60,61,62,63,64,6 5,66,67,68,69,70,71 ,72,73,74,75,76,77, 78,79,80,81,82,86,8 7,88,89,90,95,104,1 05,107,108,109,115, 116,117,118,125,12 6,127,135,139,140,1 46,147,148,149,150, 151,152,154,155,15 6,157,158,159,160,1 61,162,163,164,165, 166,167,168,174,17 5,176,177,180,181,1 82,183,184,185,186, 187,188,189,190,19 1,192,193,194,196,1 97,198,199,230,232, 233,234,242,245,25 6,259,260,261,262,2 64,265,266,267,268, 269,270,271,272,27 3,274,275,276,277,2 78,285,286,287,290, 293,294,300,301,30 2,303,304,305,306,3 07,308,311,313,322, 327,333,334,335,33 6,337,338,339,342,3 45,348,349,350,351, 352,353,357,358	11,129.72	皆伐		35林班54.93ha 砂防指定地と重複 40林班11.03ha 砂防指定地と重複 41林班63.54ha 砂防指定地と重複 42林班94.86ha 砂防指定地と重複 43林班119.51ha 砂防指定地と重複 44林班94.15ha 砂防指定地と重複 45林班106.59ha 砂防指定地と重複 48林班0.21ha 砂防指定地と重複 49林班38.30ha 砂防指定地と重複 58林班19.74ha 砂防指定地と重複 60林班96.34ha 砂防指定地と重複 61林班111.64ha 砂防指定地と重複 62林班95.62ha 砂防指定地と重複 63林班81.11ha 砂防指定地と重複 77林班95.14ha 砂防指定地と重複 78林班60.40ha 砂防指定地と重複 79林班50.38ha 砂防指定地と重複 80林班61.66ha 砂防指定地と重複 81林班59.36ha 砂防指定地と重複 82林班79.42ha 砂防指定地と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						95林班10.65ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 107林班5.23ha 砂防指定地と重複 108林班2.77ha 砂防指定地と重複 109林班6.34ha 砂防指定地と重複 115林班66.03ha 砂防指定地と重複 116林班29.44ha 砂防指定地と重複 117林班85.19ha 砂防指定地と重複 139林班63.13ha 土砂流出防備保安林と重複 147林班17.09ha 砂防指定地と重複 161林班26.95ha 土砂流出防備保安林と重複 180林班0.64ha 砂防指定地と重複 181林班0.05ha 砂防指定地と重複 182林班1.75ha 砂防指定地と重複 194林班11.48ha 砂防指定地と重複 197林班0.25ha 砂防指定地と重複 198林班2.76ha 砂防指定地と重複 199林班4.32ha 砂防指定地と重複 233林班1.38ha 県自然環境保全地区特別地区と重複 234林班1.45ha 県自然環境保全地区普通地域と重複 242林班5.15ha 県自然環境保全地区普通地域と重複 265林班34.60ha 県自然環境保全地区普通地域と重複 266林班27.48ha 県自然環境保全地区普通地域と重複 267林班29.12ha 県自然環境保全地区普通地域と重複 268林班64.00ha 県自然環境保全地区普通地域と重複 269林班41.22ha 県自然環境保全地区普通地域と重複 301林班10.35ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 302林班1.28ha 砂防指定地と重複 303林班4.63ha 砂防指定地と重複 303林班30.24ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 304林班3.86ha 砂防指定地と重複 305林班1.36ha 砂防指定地と重複 338林班1.09ha 砂防指定地と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	南会津町 (田島)	86,87,89,90,95,107, 126,146,147,162,23 2,233,234,265,266,2 67,301,303	250.50	択伐		95林班20.30ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 107林班26.45ha 土砂流出防備保安林と重複 146林班0.51ha 砂防指定地と重複 147林班0.73ha 砂防指定地と重複 232林班0.90ha 県自然環境保全地区特別地区と重複 233林班58.86ha 県自然環境保全地区特別地区と重複 234林班32.10ha 県自然環境保全地区特別地区と重複 265林班19.32ha 県自然環境保全地区特別地区と重複 266林班31.04ha 県自然環境保全地区特別地区と重複 267林班8.30ha 県自然環境保全地区特別地区と重複 301林班8.81ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 303林班12.15ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複
		105,278	4.03	禁伐		105林班0.03ha 保安施設地区と重複 278林班3.97ha 県自然環境保全地区特別地区と重複
		22,70,71,95,147,148 ,264,286,327	37.57	その他		95林班0.51ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 95林班0.51ha その他と重複 147林班4.19ha 砂防指定地と重複
	(舘岩)	1,2,3,4,5,6,9,12,16, 17,18,23,25,26,29,3 0,31,32,33,34,35,41 ,42,43,44,45,46,47, 48,49,50,51,52,53,5 4,55,56,57,58,59,60 ,67,72,73,74,75,76, 77,78,79,80,83,84,8 6,96,97	5,813.15	皆伐		25林班1.98ha 砂防指定地と重複
		1,74,75,76,77	323.41	択伐		74林班51.10ha 国立公園第二種特別地域と重複 75林班125.41ha 国立公園第二種特別地域と重複 75林班8.23ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 76林班62.46ha 国立公園第二種特別地域と重複 76林班16.68ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 77林班73.00ha 国立公園第二種特別地域と重複
		32	5.63	その他		
	(伊南)	8,9,10,11,12,13,22, 23,24,25,29,30,32,3 3,35,36,37,40,41,42 ,43,53,59,60,61,62, 63	1,569.26	皆伐		41林班1.30ha 砂防指定地と重複 42林班0.30ha 砂防指定地と重複 62林班44.10ha 保健保安林と重複 63林班0.76ha 保健保安林と重複
		7,8,12,29,30,56,62, 63	194.93	択伐		62林班56.62ha 保健保安林と重複 63林班127.32ha 保健保安林と重複
		23,33	1.27	その他		
	(南郷)	8,9,30,60,61,62,79, 80,81,82,83	1,046.96	皆伐		79林班2.45ha 砂防指定地と重複 83林班7.35ha 県自然環境保全地区普通地域と重複
		61	39.56	択伐		61林班39.56ha 保健保安林と重複
	計		55,869.20			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林	会津若松市 (会津若松)	35,54,56,59,93,106, 107,114,115,116,11 7,118,121,122,123,1 26,129,130,136,156, 157,159,162,167,16 8,170,171,172,173,1 74,184	411.78	皆伐		121林班0.63ha 文化財保護法による史跡名勝と重複 122林班0.73ha 文化財保護法による史跡名勝と重複 170林班0.13ha 砂防指定地と重複 171林班23.02ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 184林班0.38ha 県立自然公園普通地域と重複
		46,51,62,97,106,114 ,115,121,123,124,12 6,129,130,136,156,1 57,167,170,171,184	118.46	択伐		46林班1.85ha その他と重複 51林班1.78ha その他と重複 97林班63.17ha その他と重複 170林班2.41ha 砂防指定地と重複 171林班8.11ha 砂防指定地と重複 171林班8.11ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 184林班4.18ha 県立自然公園普通地域と重複
		111	6.01	禁伐		
		49,123,171,174	3.18	その他		49林班0.37ha その他と重複 171林班1.83ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
	喜多方市 (喜多方)	5,8,9,10,29,32,33,3 4,39,46,53,54,55,56	535.52	皆伐		32林班1.78ha 砂防指定地と重複 32林班7.32ha 国立公園普通地域と重複 33林班0.86ha 砂防指定地と重複 33林班0.86ha 国立公園普通地域と重複 34林班0.28ha 砂防指定地と重複 34林班9.35ha 国立公園普通地域と重複 39林班1.92ha 砂防指定地と重複 39林班54.73ha 国立公園普通地域と重複
		3,4,5,6,8,9,10,15,47 ,53,56	131.87	択伐		47林班2.48ha 砂防指定地と重複
		5,32,39	1.05	その他		39林班0.22ha 国立公園普通地域と重複
		(熱塩加納)	1,14,16,17,18,19,33 ,35,37,38,42,43,45, 60,61	170.75	皆伐	45林班0.18ha 砂防指定地と重複
		1,2,15,17,18,19,20, 25,31,32,33,34,36,3 8,41,42,45	157.05	択伐		1林班0.91ha 砂防指定地と重複 33林班0.15ha 水源かん養保安林と重複
		42	0.27	その他		
		(山都)	3,10,24,25,26,31,32 ,39,40,41,42,48,59, 60,61,62,64,65,66,6 7,68,75,76,77,78,82	240.23	皆伐	42林班0.12ha 砂防指定地と重複 64林班3.06ha 砂防指定地と重複 76林班0.21ha 砂防指定地と重複 77林班5.41ha 水源かん養保安林と重複
		9,10,15,20,21,22,24 ,30,32,33,39,40,41, 48,50,54,60,61,62,6 4,68,69,71,76,77,78 ,83	168.10	択伐		41林班1.39ha 砂防指定地と重複 54林班0.06ha 国立公園第三種特別地域と重複 64林班1.74ha 砂防指定地と重複
		10,20,40,62,65,66	2.42	その他		
		(高郷)	1,2,6,7,10,11,22,23, 25,30,31,37,38,39	180.96	皆伐	2林班1.60ha 国立公園普通地域と重複
		6,10,25,26,31,38	27.62	択伐		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	北塩原村	18,19,20,27,38	9.27	皆伐		
		3,4,7,8,11,12,16,18,27	24.39	択伐		4林班4.54ha 風致保安林と重複
		57	66.32	禁伐		57林班49.95ha 国立公園特別地区と重複 57林班16.37ha 国立公園第一種特別地域と重複 57林班66.32ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複
	西会津町	2,12,24,27,29,32,33,34,35,36,37,39,41,43,49,50,67,78,87,89,90,95,98,101,103,105,106,111,112,113,122,127,129,130,134,146,147,158,162,164,184	1,162.66	皆伐		95林班0.93ha 雪崩防止保安林と重複 158林班71.40ha 県自然環境保全地区普通地域と重複
		20,33,34,35,39,40,41,46,54,55,56,65,73,75,78,84,87,89,90,98,99,100,101,103,105,106,113,122,132,135,150,157,158,164,165,167,194	592.80	択伐		33林班0.90ha 雪崩防止保安林と重複 34林班2.98ha 雪崩防止保安林と重複 34林班0.08ha 砂防指定地と重複 35林班1.96ha 雪崩防止保安林と重複 39林班15.44ha 雪崩防止保安林と重複 105林班1.15ha 水源かん養保安林と重複 132林班57.38ha 保健保安林と重複 135林班0.21ha 風致保安林と重複 157林班0.52ha 県自然環境保全地区普通地域と重複 158林班3.62ha 県自然環境保全地区特別地区と重複
	猪苗代町	1,2,3,4,24,92,95,96,97,98,101,102,103,104,109,110,111,112,114,115,173,175,176,177,178,187	1,467.39	皆伐		173林班68.90ha 国立公園第二種特別地域と重複 175林班40.15ha 国立公園第二種特別地域と重複 176林班60.09ha 国立公園第二種特別地域と重複 177林班5.17ha 国立公園第二種特別地域と重複 177林班31.00ha 国立公園第三種特別地域と重複 178林班9.80ha 国立公園第三種特別地域と重複 187林班12.56ha 国立公園第二種特別地域と重複
		5,6,96,97,98,113,114,115,176,178	102.91	択伐		5林班23.42ha 国立公園第二種特別地域と重複 6林班1.60ha 国立公園第二種特別地域と重複 176林班2.38ha 国立公園第二種特別地域と重複 178林班5.19ha 国立公園第二種特別地域と重複
		111	0.31	禁伐		111林班0.31ha 保安施設地区と重複
		6,109,110,112,114	1.83	その他		6林班0.83ha 国立公園第二種特別地域と重複
	会津坂下町	10,13,16,22,28	11.69	皆伐		10林班0.41ha 国立公園普通地域と重複
		8,13,16,19,22,24,26,28,29,30	19.87	択伐		
		10	0.20	その他		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	柳津町	8,11,12,15,16,29,30,31,33,36,43,44,45,48,50,51,53,56,59,60,61,63,64,66,72,74,76,80,82,83,84,85,87,88,89,90,92,93,94,96,97,98,99,106,109,112,113,115,121,133,139,141,146,147,149,151,154	626.61	皆伐		11林班7.22ha 国定公園普通地域と重複 44林班0.49ha 国定公園普通地域と重複 83林班1.15ha 砂防指定地と重複 88林班0.44ha 砂防指定地と重複 149林班1.99ha 国定公園普通地域と重複 151林班2.17ha 国定公園普通地域と重複
		12,15,20,43,49,50,51,53,62,63,64,66,72,74,76,80,81,82,83,85,87,88,89,90,91,92,93,94,97,99,100,104,106,109,112,113,133,141,148,152,154	489.48	択伐		148林班1.79ha 国定公園普通地域と重複 152林班1.85ha 国定公園普通地域と重複
		56	0.10	禁伐		
	三島町	30,31,60,61,82	3.86	その他		
		1,2,16,21,22,24,25,26,27,28,31,56,57,61,66,71	177.00	皆伐		1林班0.40ha 国定公園普通地域と重複 2林班0.06ha 国定公園普通地域と重複 16林班3.00ha 国定公園普通地域と重複 27林班0.95ha 雪崩防止保安林と重複 57林班1.88ha 国定公園普通地域と重複
		1,2,14,16,21,22,24,25,26,27,31,56,61,63,66,70	43.30	択伐		2林班1.37ha 国定公園普通地域と重複 16林班0.24ha 国定公園普通地域と重複 61林班0.23ha 干害防備保安林と重複 63林班6.70ha 保健保安林と重複
		1,22,28	1.37	その他		
	金山町	14,18,20,21,30,31,32,33,34,36,37,38,39,40,41,42,43,44,49,50,52,53,54,55,56,57,65,76,80,81,82,83,84,85,86,87,89,90,92,94,101,104,105	831.54	皆伐		14林班0.92ha 国定公園普通地域と重複 20林班18.43ha 国定公園普通地域と重複 21林班17.69ha 国定公園普通地域と重複 30林班31.96ha 国定公園普通地域と重複 31林班0.92ha 国定公園普通地域と重複 32林班0.29ha 国定公園普通地域と重複 33林班0.13ha 国定公園普通地域と重複 34林班0.01ha 国定公園普通地域と重複 36林班4.43ha 国定公園普通地域と重複 37林班12.36ha 国定公園普通地域と重複 38林班5.61ha 国定公園普通地域と重複 39林班1.61ha 国定公園普通地域と重複 40林班0.36ha 国定公園普通地域と重複 41林班0.61ha 国定公園普通地域と重複 42林班0.35ha 国定公園普通地域と重複 43林班0.43ha 国定公園普通地域と重複 44林班11.02ha 国定公園普通地域と重複 49林班81.50ha 国定公園普通地域と重複 50林班63.60ha 国定公園普通地域と重複 52林班27.28ha 国定公園普通地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						55林班79.21ha 国定公園普通地域と重複 56林班1.52ha 国定公園普通地域と重複 86林班0.60ha 国定公園普通地域と重複 101林班1.44ha 国定公園普通地域と重複
		11,13,18,19,20,21,2 9,30,31,32,33,34,35 ,36,38,39,40,41,42, 43,44,46,47,49,50,5 3,54,55,56,65,81,82 ,84,85,87,90,94,98, 99,101,104,105	285.56	択伐		11林班4.55ha 国定公園普通地域と重複 13林班18.45ha 国定公園普通地域と重複 18林班8.58ha 国定公園普通地域と重複 19林班6.65ha 国定公園普通地域と重複 20林班13.46ha 国定公園普通地域と重複 21林班0.82ha 国定公園普通地域と重複 29林班0.41ha 国定公園普通地域と重複 30林班0.58ha 国定公園普通地域と重複 31林班17.18ha 国定公園普通地域と重複 32林班0.87ha 国定公園普通地域と重複 33林班0.81ha 国定公園普通地域と重複 34林班0.15ha 国定公園普通地域と重複 35林班10.32ha 国定公園普通地域と重複 36林班10.90ha 国定公園普通地域と重複 38林班8.96ha 国定公園普通地域と重複 39林班25.90ha 国定公園普通地域と重複 40林班5.07ha 国定公園普通地域と重複 41林班10.93ha 国定公園普通地域と重複 42林班1.45ha 国定公園普通地域と重複 43林班2.41ha 国定公園普通地域と重複 44林班6.75ha 国定公園普通地域と重複 46林班1.14ha 国定公園普通地域と重複 47林班0.60ha 国定公園普通地域と重複 49林班5.51ha 国定公園普通地域と重複 50林班1.02ha 国定公園普通地域と重複 55林班3.19ha 国定公園普通地域と重複 56林班4.44ha 国定公園普通地域と重複 90林班0.63ha 保安施設地区と重複 101林班6.28ha 国定公園普通地域と重複
		56,86,87	0.38	禁伐		56林班0.07ha 国定公園普通地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		18,19,20,21,32,33,35,36,38,39,43,50,53,55,56,57,65,84,86,87,105	9.29	その他		18林班1.20ha 国定公園普通地域と重複 19林班0.27ha 国定公園普通地域と重複 20林班0.32ha 国定公園普通地域と重複 21林班0.24ha 国定公園普通地域と重複 32林班0.08ha 国定公園普通地域と重複 33林班0.05ha 国定公園普通地域と重複 35林班0.20ha 国定公園普通地域と重複 36林班0.17ha 国定公園普通地域と重複 38林班2.02ha 国定公園普通地域と重複 39林班0.13ha 国定公園普通地域と重複 43林班0.13ha 国定公園普通地域と重複 50林班0.23ha 国定公園普通地域と重複 55林班0.46ha 国定公園普通地域と重複 56林班0.14ha 国定公園普通地域と重複
	昭和村	10,23,46,47	59.21	皆伐		
		1,9,11,23,31,34,38,46,47	27.60	択伐		
	会津美里町 (会津高田)	11,12,27,33,56,61,67,73,75,76,77,92,99,100,101,102,103,113,116,118,119,120,121,122,123,124,125,134,135,138,139	1,049.54	皆伐		67林班0.18ha 砂防指定地と重複 92林班0.09ha 砂防指定地と重複 101林班0.38ha 砂防指定地と重複 113林班0.96ha 砂防指定地と重複 123林班26.72ha 水源かん養保安林と重複
		11,12,80,113,114,116,136,138	18.01	択伐		113林班0.10ha 砂防指定地と重複
	(会津本郷)	22,28	4.04	皆伐		28林班3.52ha 水源かん養保安林と重複 28林班3.52ha 保健保安林と重複
		1,22,28	31.51	択伐		1林班3.79ha 県立自然公園普通地域と重複 28林班18.20ha 水源かん養保安林と重複 28林班22.92ha 保健保安林と重複 28林班1.46ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
	(新鶴)	1,5,7,10,27	29.97	皆伐		
		4,10,11,13,22,26,27	25.38	択伐		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	下郷町	2,3,5,6,9,10,11,16,17,18,21,22,24,25,26,29,30,32,33,34,35,38,57,59,60,62,66,67,68,69,70,74,80,85,86,87,88,89,90,91,92,93,94,107,108,115,116,117,118,119,124,125,126,127,128,137,145,146,147,148,149,152,153,154,155,156,157,158,159,160,162,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173,174,175,176,177,178,179,180,181,182,183,184,185,186,228,230,231,232,265,267,268	4,977.55	皆伐		2林班1.02ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 3林班30.72ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 3林班0.65ha 県立自然公園普通地域と重複 5林班20.10ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 6林班4.32ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 9林班0.41ha 県立自然公園普通地域と重複 10林班28.96ha 県立自然公園普通地域と重複 11林班1.06ha 砂防指定地と重複 11林班54.46ha 県立自然公園普通地域と重複 16林班7.82ha 県立自然公園普通地域と重複 17林班0.99ha 砂防指定地と重複 17林班28.34ha 県立自然公園普通地域と重複 18林班0.17ha 砂防指定地と重複 18林班0.97ha 県立自然公園普通地域と重複 25林班11.99ha 県立自然公園普通地域と重複 26林班0.36ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 29林班72.99ha 県立自然公園普通地域と重複 30林班6.18ha 県立自然公園普通地域と重複 32林班11.71ha 砂防指定地と重複 32林班0.26ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 32林班17.59ha 県立自然公園普通地域と重複 33林班0.13ha 砂防指定地と重複 33林班23.53ha 県立自然公園普通地域と重複 34林班29.38ha 砂防指定地と重複 35林班61.14ha 県立自然公園普通地域と重複 38林班62.29ha 県立自然公園普通地域と重複 57林班14.64ha 県立自然公園普通地域と重複 59林班2.10ha 県立自然公園普通地域と重複 60林班0.36ha 砂防指定地と重複 60林班0.36ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 62林班8.15ha 県立自然公園普通地域と重複 66林班2.99ha 県立自然公園普通地域と重複 67林班0.98ha 県立自然公園普通地域と重複 68林班22.02ha 県立自然公園普通地域と重複 69林班45.38ha 県立自然公園普通地域と重複 70林班0.43ha 県立自然公園普通地域と重複 115林班0.05ha 砂防指定地と重複 125林班14.35ha 国立公園普通地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						126林班80.76ha 国立公園普通地域と重複 127林班1.03ha 保健保安林と重複 127林班1.03ha 国立公園第三種特別地域と重複 128林班19.12ha 砂防指定地と重複 128林班19.12ha 国立公園第三種特別地域と重複 137林班0.13ha 国立公園普通地域と重複 145林班56.70ha 国立公園第三種特別地域と重複 146林班87.70ha 国立公園第三種特別地域と重複 147林班43.72ha 国立公園第三種特別地域と重複 148林班39.85ha 保健保安林と重複 148林班39.85ha 国立公園第三種特別地域と重複 149林班73.18ha 国立公園第三種特別地域と重複 152林班88.21ha 国立公園普通地域と重複 154林班118.50ha 砂防指定地と重複 154林班118.50ha 国立公園第三種特別地域と重複 158林班33.19ha 砂防指定地と重複 159林班70.74ha 砂防指定地と重複 160林班53.84ha 砂防指定地と重複 162林班75.19ha 砂防指定地と重複 163林班132.93ha 砂防指定地と重複 164林班69.50ha 砂防指定地と重複 165林班73.15ha 砂防指定地と重複 166林班63.46ha 砂防指定地と重複 167林班47.60ha 砂防指定地と重複 168林班68.79ha 砂防指定地と重複 169林班62.89ha 砂防指定地と重複 170林班62.15ha 砂防指定地と重複 171林班50.47ha 砂防指定地と重複 178林班86.64ha 砂防指定地と重複 179林班64.33ha 砂防指定地と重複 180林班61.98ha 砂防指定地と重複 181林班56.67ha 砂防指定地と重複 182林班65.46ha 砂防指定地と重複 183林班78.59ha 砂防指定地と重複 184林班57.34ha 砂防指定地と重複 185林班120.32ha 砂防指定地と重複 186林班34.30ha 砂防指定地と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		1,2,3,4,5,6,9,10,14, 18,19,24,25,26,32,3 3,58,59,60,61,66,67 ,68,69,76,77,103,10 5,106,110,111,113,1 14,121,123,127,128, 129,130,131,132,13 3,135,137,138,139,1 40,141,142,143,148, 151,188,191,192,22 5,228,232,243,248,2 65,274,276	1,846.00	択伐		1林班86.05ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 2林班1.83ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 3林班1.02ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 3林班0.53ha 県立自然公園普通地域と重複 4林班93.49ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 5林班21.61ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 6林班0.14ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 9林班2.28ha 県立自然公園普通地域と重複 10林班2.01ha 砂防指定地と重複 10林班115.08ha 県立自然公園普通地域と重複 18林班9.42ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 19林班1.16ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 25林班0.07ha 県立自然公園普通地域と重複 26林班24.46ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 32林班20.41ha 砂防指定地と重複 32林班20.41ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 33林班0.53ha 県立自然公園普通地域と重複 58林班34.62ha 県立自然公園普通地域と重複 59林班0.43ha 県立自然公園普通地域と重複 60林班34.56ha 砂防指定地と重複 60林班34.56ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 61林班54.28ha 砂防指定地と重複 61林班54.28ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 66林班3.17ha 県立自然公園普通地域と重複 67林班0.05ha 県立自然公園普通地域と重複 68林班0.28ha 県立自然公園普通地域と重複 69林班6.11ha 県立自然公園普通地域と重複 76林班2.87ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 76林班2.87ha 文化財保護法による史跡名勝と重複 77林班0.54ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 110林班2.14ha 砂防指定地と重複 111林班1.69ha 砂防指定地と重複 113林班1.12ha 砂防指定地と重複 114林班4.11ha 砂防指定地と重複 121林班2.47ha 砂防指定地と重複 123林班11.43ha 砂防指定地と重複 127林班117.11ha 保健保安林と重複 127林班94.60ha 国立公園第三種特別地域と重複 127林班22.51ha 国立公園普通地域と重複 128林班88.93ha 砂防指定地と重複 128林班88.93ha 国立公園第三種特別地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						129林班66.41ha 保健保安林と重複 129林班64.10ha 国立公園第二種特別地域と重複 129林班2.31ha 国立公園第三種特別地域と重複 130林班75.82ha 保健保安林と重複 130林班75.82ha 国立公園第二種特別地域と重複 131林班64.85ha 保健保安林と重複 131林班64.85ha 国立公園第二種特別地域と重複 132林班104.71ha 砂防指定地と重複 132林班73.06ha 国立公園第二種特別地域と重複 132林班31.65ha 国立公園第三種特別地域と重複 133林班86.78ha 砂防指定地と重複 133林班86.78ha 国立公園第三種特別地域と重複 135林班14.36ha 砂防指定地と重複 135林班14.36ha 国立公園普通地域と重複 137林班61.03ha 国立公園普通地域と重複 138林班75.89ha 保健保安林と重複 138林班98.94ha 砂防指定地と重複 138林班19.11ha 国立公園第三種特別地域と重複 138林班3.94ha 国立公園普通地域と重複 139林班94.37ha 保健保安林と重複 139林班94.37ha 国立公園第二種特別地域と重複 140林班98.66ha 保健保安林と重複 140林班43.86ha 国立公園第二種特別地域と重複 140林班54.80ha 国立公園第三種特別地域と重複 141林班64.41ha 保健保安林と重複 141林班44.60ha 国立公園第二種特別地域と重複 141林班19.81ha 国立公園第三種特別地域と重複 142林班62.67ha 保健保安林と重複 142林班43.53ha 国立公園第二種特別地域と重複 142林班19.14ha 国立公園第三種特別地域と重複 143林班22.33ha 保健保安林と重複 143林班15.81ha 国立公園第二種特別地域と重複 143林班6.52ha 国立公園第三種特別地域と重複 148林班25.48ha 保健保安林と重複 148林班25.48ha 国立公園第三種特別地域と重複 151林班79.87ha 砂防指定地と重複 151林班79.87ha 国立公園第三種特別地域と重複 188林班14.04ha 砂防指定地と重複 192林班2.05ha 砂防指定地と重複 243林班0.27ha 県立自然公園普通地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		8,18,131,140,141,142,143,144,145,163	168.56	禁伐		8林班0.15ha 落石防止保安林と重複 8林班0.15ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 18林班0.07ha 県立自然公園普通地域と重複 131林班7.83ha 保健保安林と重複 131林班7.83ha 国立公園第一種特別地域と重複 140林班16.54ha 保健保安林と重複 140林班16.54ha 国立公園第一種特別地域と重複 141林班24.76ha 保健保安林と重複 141林班24.76ha 国立公園第一種特別地域と重複 142林班22.90ha 保健保安林と重複 142林班22.90ha 国立公園第一種特別地域と重複 143林班40.67ha 保健保安林と重複 143林班40.67ha 国立公園第一種特別地域と重複 144林班51.17ha 保健保安林と重複 144林班51.17ha 国立公園第一種特別地域と重複 145林班4.38ha 国立公園第一種特別地域と重複 163林班0.09ha 砂防指定地と重複
		3,35,86,129,130,131,133,139,140,141,142,143,144,145,146,154,155,162,163,167,168,169,170,171,172,173,175,176,178,188	229.06	その他		3林班0.19ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 129林班16.56ha 保健保安林と重複 129林班16.56ha 国立公園第二種特別地域と重複 130林班14.56ha 保健保安林と重複 130林班14.56ha 国立公園第二種特別地域と重複 131林班2.26ha 保健保安林と重複 131林班1.89ha 国立公園第一種特別地域と重複 131林班0.37ha 国立公園第二種特別地域と重複 133林班0.22ha 砂防指定地と重複 133林班0.22ha 国立公園第三種特別地域と重複 139林班2.58ha 保健保安林と重複 139林班2.58ha 国立公園第一種特別地域と重複 140林班19.80ha 保健保安林と重複 140林班19.80ha 国立公園第一種特別地域と重複 141林班8.96ha 保健保安林と重複 141林班8.96ha 国立公園第一種特別地域と重複 142林班11.18ha 保健保安林と重複 142林班11.18ha 国立公園第一種特別地域と重複 143林班14.38ha 保健保安林と重複 143林班11.72ha 国立公園第一種特別地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						143林班2.66ha 国立公園第二種特別地域と重複 144林班28.06ha 保健保安林と重複 144林班28.06ha 国立公園第一種特別地域と重複 145林班18.93ha 国立公園第一種特別地域と重複 146林班6.55ha 国立公園第三種特別地域と重複 154林班8.46ha 砂防指定地と重複 154林班8.46ha 国立公園第三種特別地域と重複 162林班0.47ha 砂防指定地と重複 163林班0.37ha 砂防指定地と重複 167林班9.57ha 砂防指定地と重複 168林班9.52ha 砂防指定地と重複 169林班4.76ha 砂防指定地と重複 170林班3.72ha 砂防指定地と重複 171林班6.57ha 砂防指定地と重複 178林班0.90ha 砂防指定地と重複 188林班0.23ha 砂防指定地と重複
	檜枝岐村	5	21.38	皆伐		
		4,20	32.51	択伐		
		20	0.09	その他		
	只見町	1,2,3,5,7,8,13,16,18,24,25,27,30,41,43,44,45,46,47,50,53,54,56,57,61,68,70,101,102,106,107,119,120,121,123,125,128,139,140,143,144,145,147,149,150,151,158,159,160,161,167,168	2,599.46	皆伐		7林班34.01ha 水源かん養保安林と重複 18林班4.72ha 国定公園普通地域と重複 24林班2.95ha 国定公園普通地域と重複 25林班36.28ha 国定公園普通地域と重複 27林班0.17ha 保健保安林と重複 27林班0.17ha 国定公園普通地域と重複 30林班0.61ha 国定公園普通地域と重複 101林班11.90ha 水源かん養保安林と重複 101林班11.63ha 砂防指定地と重複 150林班0.12ha 砂防指定地と重複 160林班2.31ha 砂防指定地と重複 161林班1.13ha 砂防指定地と重複
		1,11,23,25,26,44,46,47,53,54,56,101,102,106,107,113,119,120,123,124,125,127,128,136,140,143,144,145,149,151,152,163,167,168,173,174	485.46	択伐		1林班5.95ha 国定公園普通地域と重複 11林班60.54ha 保健保安林と重複 11林班34.32ha 国定公園第二種特別地域と重複 11林班26.22ha 国定公園普通地域と重複 23林班0.14ha 国定公園普通地域と重複 25林班10.56ha 保健保安林と重複 25林班12.08ha 国定公園普通地域と重複 26林班5.16ha 保健保安林と重複 26林班5.16ha 国定公園普通地域と重複 101林班0.36ha 水源かん養保安林と重複 101林班0.36ha 砂防指定地と重複 163林班0.21ha 砂防指定地と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		15,24,56,135,143,146	2.89	禁伐		24林班0.22ha 国定公園普通地域と重複
		24,45,46,47,106,119	2.11	その他		24林班0.11ha 国定公園普通地域と重複
	南会津町 (田島)	5,6,18,19,26,28,29,30,36,37,50,51,101,102,105,106,113,122,135,136,139,143,145,154,160,161,164,168,169,171,207,209,210,218,219,220,223,225,226,227,236,258,293,294,322,323,324,328,329,346	1,274.71	皆伐		28林班83.18ha 砂防指定地と重複 29林班65.26ha 砂防指定地と重複 30林班60.62ha 砂防指定地と重複 36林班95.01ha 砂防指定地と重複 37林班59.28ha 砂防指定地と重複 50林班15.47ha 砂防指定地と重複 51林班5.65ha 砂防指定地と重複 113林班2.66ha 砂防指定地と重複 136林班0.51ha 砂防指定地と重複 139林班63.13ha 水源かん養保安林と重複 143林班1.74ha 砂防指定地と重複 145林班2.14ha 砂防指定地と重複 161林班26.95ha 水源かん養保安林と重複
		6,18,19,28,85,102,106,107,119,133,134,136,144,161,209,219,227,258,289,290,291,292	213.36	択伐		28林班11.75ha 砂防指定地と重複 85林班12.53ha 砂防指定地と重複 107林班26.45ha 水源かん養保安林と重複 119林班16.33ha 砂防指定地と重複 136林班0.34ha 砂防指定地と重複 144林班0.60ha 砂防指定地と重複 227林班0.86ha 砂防指定地と重複
		103,255,281,282,283,355	1.48	禁伐		
		51,154,160,209	44.78	その他		51林班5.49ha 砂防指定地と重複
	(館岩)	8,9,10,13,24,63,64,68,69,70,82,89,90,92	295.52	皆伐		
		11,13,14,63,64,68,69,82,85,88,89,91,94	263.91	択伐		88林班0.55ha 砂防指定地と重複
		14,61	0.26	禁伐		
	(伊南)	1,4,15,16,21,26,28,30,31,34,39,42,46,47,53,54,55,56	262.57	皆伐		34林班0.50ha 保健保安林と重複 39林班0.12ha 保健保安林と重複
		1,9,19,21,26,28,34,39,53,56	76.36	択伐		34林班3.60ha 保健保安林と重複 39林班10.01ha 保健保安林と重複
		7,47,50	0.41	禁伐		
	(南郷)	1,2,4,20,26,35,37,39,48,51,52,53,54,55,56,57,73,78	400.69	皆伐		
		2,10,27,35,37,48,49,50,51,52,53	228.66	択伐		
		25,74	0.21	禁伐		
	計		22,756.65			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
土砂崩壊防備保安林	会津若松市 (会津若松)	162	0.48	択伐		
	喜多方市 (喜多方)	6	7.25	皆伐		
		6,9,26	4.21	択伐		
	(熱塩加納)	1,2	1.56	皆伐		
		1,2,15	28.70	択伐		
		2	0.10	その他		
	(山都) (高郷)	62,63	1.15	択伐		
		2	0.12	択伐		
	北塩原村	21	0.46	禁伐		
	西会津町	99	3.16	皆伐		
		1,15,66,77,78,79,99 ,103,126,127,163	129.43	択伐		1林班54.14ha 国定公園普通地域と重複
		99	3.32	禁伐		
	猪苗代町	34,94,187	7.93	択伐		187林班3.23ha 国立公園第二種特別地域と重複
	柳津町	36,151	1.68	皆伐		151林班0.66ha 国定公園普通地域と重複
		21,36	1.00	択伐		21林班0.58ha 国定公園普通地域と重複 36林班0.42ha 防霧保安林と重複
	三島町	2,62	1.19	択伐		2林班0.11ha 国定公園普通地域と重複
		66	0.09	禁伐		66林班0.09ha 国定公園普通地域と重複
	金山町	16,34,46	1.90	皆伐		16林班1.56ha 国定公園普通地域と重複 34林班0.26ha 国定公園普通地域と重複 46林班0.08ha 国定公園普通地域と重複
		12,16,18,21,30,33,3 4,38,46,57,89,102	31.14	択伐		12林班0.93ha 国定公園普通地域と重複 16林班0.91ha 国定公園普通地域と重複 18林班4.76ha 国定公園普通地域と重複 21林班3.78ha 国定公園普通地域と重複 30林班1.19ha 国定公園普通地域と重複 33林班2.19ha 国定公園普通地域と重複 34林班10.82ha 国定公園普通地域と重複 38林班0.82ha 国定公園普通地域と重複 46林班1.18ha 国定公園普通地域と重複 57林班0.30ha 雪崩防止保安林と重複 89林班2.38ha 国定公園普通地域と重複
		36	0.21	禁伐		36林班0.21ha 国定公園普通地域と重複
		18,34,46	0.61	その他		18林班0.30ha 国定公園普通地域と重複 34林班0.27ha 国定公園普通地域と重複 46林班0.04ha 国定公園普通地域と重複
	昭和村	23	0.93	択伐		
		44	1.60	禁伐		
	会津美里町 (新鶴)	9	0.31	択伐		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	下郷町	9,225	1.44	皆伐		9林班0.14ha 県立自然公園普通地域と重複
		38,75,226	3.45	択伐		38林班0.10ha 県立自然公園普通地域と重複 75林班0.21ha 県立自然公園普通地域と重複
		2	7.07	禁伐		2林班7.07ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
	只見町	139	0.17	皆伐		
		128,139,145,172	18.04	択伐		172林班0.21ha 砂防指定地と重複
	南会津町 (田島)	346	0.03	皆伐		
		84,289	0.96	択伐		84林班0.04ha 砂防指定地と重複
	(伊南) (南郷)	27	8.39	択伐		
		36	0.95	択伐		
		57	0.12	禁伐		
	計		269.15			
防風保安林	会津若松市 (会津若松)	5,35	2.58	択伐		5林班0.84ha 国立公園第二種特別地域と重複
		(河東)	8	択伐		8林班2.10ha 保健保安林と重複
	猪苗代町	118	0.04	皆伐		
		118,125,141,143,144,151	40.46	択伐		118林班2.58ha 国立公園第二種特別地域と重複 141林班1.23ha 国立公園第二種特別地域と重複 144林班22.36ha 国立公園第二種特別地域と重複 151林班2.48ha 国立公園第二種特別地域と重複
		144	0.05	その他		
	三島町	68	5.85	皆伐		
	昭和村	11,53	1.88	皆伐		
	計		52.96			
干害防備保安林	喜多方市 (喜多方)	20	8.27	択伐		20林班8.27ha 保健保安林と重複
		(山都)	40	択伐		
	西会津町	126	14.47	皆伐		126林班14.47ha 水源かん養保安林と重複
	柳津町	44	0.94	皆伐		44林班0.94ha 保健保安林と重複
		44	11.70	択伐		44林班11.70ha 保健保安林と重複
	三島町	61,70	49.21	皆伐		
		61,66	1.73	択伐		61林班0.23ha 土砂流出防備保安林と重複
	昭和村	12,30	3.19	皆伐		
	会津美里町 (会津高田)	137,138	36.02	皆伐		137林班27.94ha 保健保安林と重複 138林班7.25ha 保健保安林と重複
		137	1.63	択伐		137林班1.63ha 保健保安林と重複
	下郷町	135	25.80	皆伐		135林班25.80ha 保健保安林と重複 135林班25.80ha 国立公園普通地域と重複
	南会津町 (伊南)	48,49,50	106.72	皆伐		
		48	0.33	択伐		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	(南郷)	77	105.11	択伐		77林班105.11ha 保健保安林と重複 77林班0.62ha 砂防指定地と重複
	計		374.35			
防霧保安林	柳津町	36	0.42	択伐		36林班0.42ha 土砂崩壊防備保安林と重複
	計		0.42			
雪崩防止保安林	喜多方市 (喜多方) (熱塩加納)	56	0.82	択伐		
		14,30,32	1.57	皆伐		
		8,61	9.09	択伐		
		8,9,11,13,14,22,30, 32,61,89	36.51	禁伐		11林班0.03ha 砂防指定地と重複
		11,61	0.38	その他		11林班0.17ha 砂防指定地と重複
	(山都)	10,15	26.02	択伐		
		15	0.30	その他		
	(高郷)	27	14.02	択伐		
		2,7,27,30,31	20.94	禁伐		
	北塩原村	11	0.48	択伐		
		11	1.14	禁伐		
	西会津町	28,95,113,161,162,1 85	1.69	皆伐		95林班0.93ha 土砂流出防備保安林と重複
		24,27,33,34,35,39,9 8,113,160,161,179,1 84,185	184.47	択伐		33林班0.90ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班2.98ha 土砂流出防備保安林と重複 35林班1.96ha 土砂流出防備保安林と重複 39林班15.44ha 土砂流出防備保安林と重複
		5,23,56,64,95,96,97 ,103,107,112,113,12 4,150,162,171,191	71.29	禁伐		
	柳津町	10,15,99,105,113	14.96	皆伐		
		11,15,16,17,49,72	59.66	択伐		11林班3.85ha 国定公園普通地域と重複 49林班0.37ha 国定公園普通地域と重複
		10,36,49,79,107	5.94	禁伐		49林班1.43ha 国定公園普通地域と重複 79林班0.29ha 国定公園普通地域と重複
		17,50,99	0.74	その他		
	三島町	16,27,53	1.09	皆伐		16林班0.08ha 国定公園普通地域と重複 27林班0.95ha 土砂流出防備保安林と重複
		7,8,14,16,27,34,57	6.22	択伐		7林班0.09ha 国定公園普通地域と重複 8林班0.06ha 国定公園普通地域と重複 14林班0.60ha 国定公園普通地域と重複 16林班0.55ha 国定公園普通地域と重複
		4,7,24,37,62	9.20	禁伐		7林班1.06ha 国定公園普通地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	金山町	15,18,19,20,21,38,77,86,99	35.72	皆伐		15林班3.89ha 国定公園第三種特別地域と重複 18林班0.09ha 国定公園普通地域と重複 19林班5.00ha 国定公園普通地域と重複 20林班0.23ha 国定公園普通地域と重複 21林班7.00ha 国定公園普通地域と重複 38林班1.90ha 国定公園普通地域と重複 86林班0.13ha 国定公園普通地域と重複
		16,18,19,20,21,35,57,77,95	51.39	択伐		16林班4.31ha 国定公園普通地域と重複 18林班0.98ha 国定公園普通地域と重複 19林班0.62ha 国定公園普通地域と重複 20林班6.69ha 国定公園普通地域と重複 21林班2.30ha 国定公園普通地域と重複 35林班5.53ha 国定公園普通地域と重複 57林班0.30ha 土砂崩壊防備保安林と重複
		18,19,38,42,75,78,86,92,94,101,102,104,105	59.15	禁伐		19林班31.97ha 国定公園普通地域と重複 38林班0.91ha 国定公園普通地域と重複 42林班0.13ha 国定公園普通地域と重複
		18,19,57,77	2.62	その他		18林班0.08ha 国定公園普通地域と重複 19林班0.60ha 国定公園普通地域と重複
		昭和村	35	1.65	禁伐	
	会津美里町 (新鶴)	13,14	2.59	択伐		
	下郷町	9,275	1.53	択伐		
		2	0.46	禁伐		2林班0.46ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
	檜枝岐村	4,8,19	51.09	択伐		19林班1.30ha 国立公園第二種特別地域と重複 19林班4.16ha 国立公園第三種特別地域と重複
	只見町	6,11,18,20,45,61,67,120,135,164,166,167	23.27	皆伐		11林班0.06ha 保健保安林と重複 11林班1.73ha 国定公園普通地域と重複 18林班3.88ha 国定公園普通地域と重複 20林班7.76ha 国定公園普通地域と重複 164林班0.05ha 砂防指定地と重複
		5,11,20,52,53,54,61,67,101,135,139,151,152,167	73.69	択伐		11林班21.51ha 保健保安林と重複 11林班21.51ha 国定公園第二種特別地域と重複 20林班10.81ha 国定公園普通地域と重複 101林班1.50ha 砂防指定地と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		5,13,15,19,20,23,24,30,44,45,46,53,54,55,61,64,65,120,125,139,143,147,150,151,152,164,166,167,168,172	176.73	禁伐		19林班0.31ha 砂防指定地と重複 19林班2.35ha 国定公園普通地域と重複 20林班6.69ha 国定公園普通地域と重複 23林班1.69ha 国定公園普通地域と重複 24林班11.21ha 国定公園普通地域と重複 30林班2.91ha 国定公園普通地域と重複 164林班2.38ha 砂防指定地と重複
		15,166	0.80	その他		
	南会津町 (田島)	293	1.04	皆伐		293林班0.38ha 砂防指定地と重複
		15,21,100,201,292	53.65	択伐		100林班3.19ha 落石防止保安林と重複 292林班0.86ha 砂防指定地と重複
		293,296,298,299	45.21	禁伐		293林班0.08ha 砂防指定地と重複 296林班1.08ha 砂防指定地と重複 299林班0.12ha 砂防指定地と重複
	(舘岩)	63,65,89	12.29	択伐		
		88	8.77	禁伐		
	(伊南)	20,28	0.36	皆伐		
		1,4,21,28,32,42,44,48,54,55	68.36	択伐		32林班10.38ha 保健保安林と重複
		49,50,53,54	3.17	禁伐		
	(南郷)	23	0.19	皆伐		
		4,5,12,21,23,24,54,56,57	33.93	禁伐		
	計		1,174.19			
落石防止保安林	会津若松市 (会津若松)	50	5.48	択伐		50林班5.48ha その他と重複
		170	1.65	禁伐		
	喜多方市 (塩川) (高郷)	8	1.48	択伐		
		9,10	3.39	択伐		
	猪苗代町	124,125,142,143	56.55	択伐		
	金山町	16	0.98	択伐		16林班0.98ha 国定公園普通地域と重複
	下郷町	5,9,214	0.18	皆伐		5林班0.08ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 9林班0.08ha 県立自然公園普通地域と重複
		5,9,25,214,245,273	36.78	択伐		5林班17.39ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 9林班0.08ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 9林班0.74ha 県立自然公園普通地域と重複 25林班4.06ha 県立自然公園普通地域と重複 245林班6.73ha 県立自然公園普通地域と重複
		8,9	57.26	禁伐		8林班0.15ha 土砂流出防備保安林と重複 8林班35.50ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 8林班0.17ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 9林班21.59ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	南会津町 (田島)	100	3.19	択伐		100林班3.19ha 雪崩防止保安林と重複
	(舘岩)	23	4.05	択伐		
	計		170.99			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
保健保安林	会津若松市 (会津若松)	9	1.04	択伐		9林班1.04ha 国立公園第三種特別地域と重複
		(河東) 8	2.10	択伐		8林班2.10ha 防風保安林と重複
	喜多方市 (喜多方)	62	30.17	皆伐		62林班30.17ha 水源かん養保安林と重複 62林班30.17ha 国立公園普通地域と重複
		20,62	15.70	択伐		20林班8.27ha 干害防備保安林と重複 62林班7.43ha 水源かん養保安林と重複 62林班7.43ha 国立公園普通地域と重複
	(熱塩加納)	88	0.53	皆伐		88林班0.53ha 水源かん養保安林と重複
		86,88	42.85	択伐		88林班19.70ha 水源かん養保安林と重複
		88	0.42	その他		88林班0.42ha 水源かん養保安林と重複
	(塩川)	3	63.88	皆伐		3林班63.88ha 水源かん養保安林と重複 3林班63.88ha 国立公園普通地域と重複
		3	1.90	禁伐		3林班1.90ha 水源かん養保安林と重複 3林班1.90ha 国立公園普通地域と重複
	西会津町	124	0.15	皆伐		124林班0.15ha 水源かん養保安林と重複
		123,124,132	78.45	択伐		123林班4.20ha 水源かん養保安林と重複 124林班16.87ha 水源かん養保安林と重複 132林班57.38ha 土砂流出防備保安林と重複
	磐梯町	28	104.95	択伐		28林班104.95ha 水源かん養保安林と重複 28林班104.95ha 国立公園第三種特別地域と重複
	柳津町	3,44	7.94	皆伐		3林班7.00ha 水源かん養保安林と重複 44林班0.94ha 干害防備保安林と重複
		44	11.70	択伐		44林班11.70ha 干害防備保安林と重複
	三島町	63	17.40	択伐		63林班10.70ha 水源かん養保安林と重複 63林班6.70ha 土砂流出防備保安林と重複
	会津美里町 (会津高田)	82,83,84,85,86,87,88,89,137,138	1,038.27	皆伐		82林班72.93ha 水源かん養保安林と重複 83林班176.57ha 水源かん養保安林と重複 84林班99.41ha 水源かん養保安林と重複 85林班151.12ha 水源かん養保安林と重複 86林班135.60ha 水源かん養保安林と重複 87林班105.71ha 水源かん養保安林と重複 88林班129.88ha 水源かん養保安林と重複 89林班131.86ha 水源かん養保安林と重複 137林班27.94ha 干害防備保安林と重複 138林班7.25ha 干害防備保安林と重複
		137	1.63	択伐		137林班1.63ha 干害防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	(会津本郷)	28	4.34	皆伐		28林班4.34ha 水源かん養保安林と重複 28林班3.52ha 土砂流出防備保安林と重複 28林班0.82ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
		28	53.13	択伐		28林班43.05ha 水源かん養保安林と重複 28林班22.92ha 土砂流出防備保安林と重複 28林班2.37ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 28林班29.30ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
	下郷町	127,135,148	66.68	皆伐		127林班1.03ha 土砂流出防備保安林と重複 127林班1.03ha 国立公園第三種特別地域と重複 135林班25.80ha 干害防備保安林と重複 135林班25.80ha 国立公園普通地域と重複 148林班39.85ha 土砂流出防備保安林と重複 148林班39.85ha 国立公園第三種特別地域と重複
		127,129,130,131,138,139,140,141,142,143,148	768.00	択伐		127林班117.11ha 土砂流出防備保安林と重複 127林班94.60ha 国立公園第三種特別地域と重複 127林班22.51ha 国立公園普通地域と重複 129林班66.41ha 土砂流出防備保安林と重複 129林班64.10ha 国立公園第二種特別地域と重複 129林班2.31ha 国立公園第三種特別地域と重複 130林班75.82ha 土砂流出防備保安林と重複 130林班75.82ha 国立公園第二種特別地域と重複 131林班64.85ha 土砂流出防備保安林と重複 131林班64.85ha 国立公園第二種特別地域と重複 138林班75.89ha 土砂流出防備保安林と重複 138林班75.89ha 砂防指定地と重複 139林班94.37ha 土砂流出防備保安林と重複 139林班94.37ha 国立公園第二種特別地域と重複 140林班98.66ha 土砂流出防備保安林と重複 140林班43.86ha 国立公園第二種特別地域と重複 140林班54.80ha 国立公園第三種特別地域と重複 141林班64.41ha 土砂流出防備保安林と重複 141林班44.60ha 国立公園第二種特別地域と重複 141林班19.81ha 国立公園第三種特別地域と重複 142林班62.67ha 土砂流出防備保安林と重複 142林班43.53ha 国立公園第二種特別地域と重複 142林班19.14ha 国立公園第三種特別地域と重複 143林班22.33ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班15.81ha 国立公園第二種特別地域と重複 143林班6.52ha 国立公園第三種特別地域と重複 148林班25.48ha 土砂流出防備保安林と重複 148林班25.48ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		131,140,141,142,143,144	163.87	禁伐		131林班7.83ha 土砂流出防備保安林と重複 131林班7.83ha 国立公園第一種特別地域と重複 140林班16.54ha 土砂流出防備保安林と重複 140林班16.54ha 国立公園第一種特別地域と重複 141林班24.76ha 土砂流出防備保安林と重複 141林班24.76ha 国立公園第一種特別地域と重複 142林班22.90ha 土砂流出防備保安林と重複 142林班22.90ha 国立公園第一種特別地域と重複 143林班40.67ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班40.67ha 国立公園第一種特別地域と重複 144林班51.17ha 土砂流出防備保安林と重複 144林班51.17ha 国立公園第一種特別地域と重複
		129,130,131,139,140,141,142,143,144	118.34	その他		129林班16.56ha 土砂流出防備保安林と重複 129林班16.56ha 国立公園第二種特別地域と重複 130林班14.56ha 土砂流出防備保安林と重複 130林班14.56ha 国立公園第二種特別地域と重複 131林班2.26ha 土砂流出防備保安林と重複 131林班1.89ha 国立公園第一種特別地域と重複 131林班0.37ha 国立公園第二種特別地域と重複 139林班2.58ha 土砂流出防備保安林と重複 139林班2.58ha 国立公園第一種特別地域と重複 140林班19.80ha 土砂流出防備保安林と重複 140林班19.80ha 国立公園第一種特別地域と重複 141林班8.96ha 土砂流出防備保安林と重複 141林班8.96ha 国立公園第一種特別地域と重複 142林班11.18ha 土砂流出防備保安林と重複 142林班11.18ha 国立公園第一種特別地域と重複 143林班14.38ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班11.72ha 国立公園第一種特別地域と重複 143林班2.66ha 国立公園第二種特別地域と重複 144林班28.06ha 土砂流出防備保安林と重複 144林班28.06ha 国立公園第一種特別地域と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	只見町	11,27	0.23	皆伐		11林班0.06ha 雪崩防止保安林と重複 11林班0.06ha 国定公園普通地域と重複 27林班0.17ha 土砂流出防備保安林と重複 27林班0.17ha 国定公園普通地域と重複
		11,25,26	98.64	択伐		11林班60.54ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班21.51ha 雪崩防止保安林と重複 11林班56.67ha 国定公園第二種特別地域と重複 11林班26.22ha 国定公園普通地域と重複 25林班10.56ha 土砂流出防備保安林と重複 25林班10.59ha 国定公園普通地域と重複 26林班5.16ha 土砂流出防備保安林と重複 26林班5.16ha 国定公園普通地域と重複
	南会津町 (伊南)	34,39,62,63	45.48	皆伐		34林班0.50ha 土砂流出防備保安林と重複 39林班0.12ha 土砂流出防備保安林と重複 62林班44.10ha 水源かん養保安林と重複 63林班0.76ha 水源かん養保安林と重複
		32,34,39,62,63	207.93	択伐		32林班10.38ha 雪崩防止保安林と重複 34林班3.60ha 土砂流出防備保安林と重複 39林班10.01ha 土砂流出防備保安林と重複 62林班56.62ha 水源かん養保安林と重複 63林班127.32ha 水源かん養保安林と重複
	(南郷)	61,77	144.67	択伐		61林班39.56ha 水源かん養保安林と重複 77林班105.11ha 干害防備保安林と重複 77林班0.62ha 砂防指定地と重複
	計		3,090.39			
風致保安林	会津若松市 (会津若松)	51	33.45	択伐		51林班33.45ha その他と重複
		51	19.71	禁伐		51林班19.71ha その他と重複
	(河東)	8	0.81	皆伐		
	喜多方市 (熱塩加納)	85,86	15.62	択伐		
		85,86	0.73	その他		
	北塩原村	4	4.54	択伐		4林班4.54ha 土砂流出防備保安林と重複
	西会津町	135	0.53	択伐		135林班0.21ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		75.39			
保安施設地区	喜多方市 (喜多方) (熱塩加納)	48	0.17	禁伐		
		18	0.07	皆伐		
		18	0.11	択伐		
	西会津町	101,103	0.40	禁伐		
	猪苗代町	111	0.31	禁伐		111林班0.31ha 土砂流出防備保安林と重複
	柳津町	115	0.51	禁伐		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	金山町	38	0.09	皆伐		38林班0.09ha 国定公園普通地域と重複
		90	0.63	択伐		90林班0.63ha 土砂流出防備保安林と重複
		54,100	0.28	禁伐		
		36	0.60	その他		36林班0.60ha 国定公園普通地域と重複
	昭和村	38	0.10	択伐		
	下郷町	12,30,119,120,158,159,234,240,277	6.64	禁伐		12林班0.08ha 県立自然公園普通地域と重複 30林班0.23ha 県立自然公園普通地域と重複
		119,120	0.13	その他		
	檜枝岐村	19	0.17	禁伐		
	只見町	20,58,153	1.25	禁伐		20林班0.28ha 国定公園普通地域と重複 153林班0.23ha 砂防指定地と重複
		13,32,103,105,255,326,354,355	1.18	禁伐		105林班0.03ha 水源かん養保安林と重複
		(館岩)	61	0.05	禁伐	
		(伊南)	1,2	0.15	禁伐	
		(南郷)	37,38,39	0.24	禁伐	
	計		13.08			
砂防指定地	会津若松市 (会津若松)	21,27,28,59,96,113,122,123,162,170,181,183	26.26	皆伐		170林班0.13ha 土砂流出防備保安林と重複 181林班0.13ha 県立自然公園普通地域と重複 183林班2.16ha 県立自然公園普通地域と重複
		49,157,170,171	16.01	択伐		49林班5.41ha その他と重複 170林班2.41ha 土砂流出防備保安林と重複 171林班8.11ha 土砂流出防備保安林と重複 171林班8.11ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	喜多方市 (喜多方)	32,33,34,35,38,39,46,47	17.96	皆伐		32林班1.78ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班1.78ha 国立公園普通地域と重複 33林班0.86ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.86ha 国立公園普通地域と重複 34林班0.06ha 水源かん養保安林と重複 34林班0.28ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班0.34ha 国立公園普通地域と重複 35林班1.45ha 水源かん養保安林と重複 35林班1.45ha 国立公園普通地域と重複 38林班2.21ha 水源かん養保安林と重複 38林班2.21ha 国立公園普通地域と重複 39林班1.88ha 水源かん養保安林と重複 39林班1.92ha 土砂流出防備保安林と重複 39林班3.13ha 国立公園普通地域と重複 46林班0.80ha 水源かん養保安林と重複
		47	2.48	択伐		47林班2.48ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	(熱塩加納)	1,2,11,28,30,45,47,48,49,50,51,52,53,59,74,83,84,85,86,87,88	124.03	皆伐		28林班53.09ha 水源かん養保安林と重複 45林班0.18ha 土砂流出防備保安林と重複 47林班3.66ha 水源かん養保安林と重複 48林班2.08ha 水源かん養保安林と重複 49林班3.79ha 水源かん養保安林と重複 50林班1.95ha 水源かん養保安林と重複 51林班0.22ha 水源かん養保安林と重複 52林班4.51ha 水源かん養保安林と重複 53林班4.48ha 水源かん養保安林と重複 59林班3.24ha 水源かん養保安林と重複 74林班10.66ha 水源かん養保安林と重複
		1,65,73,78	33.53	択伐		1林班0.91ha 土砂流出防備保安林と重複 65林班30.76ha 水源かん養保安林と重複 73林班1.67ha 水源かん養保安林と重複 78林班0.19ha 水源かん養保安林と重複
		11	0.03	禁伐		11林班0.03ha 雪崩防止保安林と重複
		11,65,85,88	0.65	その他		11林班0.17ha 雪崩防止保安林と重複 65林班0.11ha 水源かん養保安林と重複
		6,8,9,10,11,17,20,30,31,41,42,49,50,64,66,74,75,76,82	112.91	皆伐		42林班0.12ha 土砂流出防備保安林と重複 64林班3.06ha 土砂流出防備保安林と重複 76林班0.21ha 土砂流出防備保安林と重複
		41,64	3.13	択伐		41林班1.39ha 土砂流出防備保安林と重複 64林班1.74ha 土砂流出防備保安林と重複
		30,33,41,74,75	0.99	その他		
	北塩原村	3,8,9,21,22,24,25,27	186.87	皆伐		24林班84.68ha 国立公園普通地域と重複 25林班2.55ha 国立公園普通地域と重複
	西会津町	3,18,32,58,75,84,92,93,117,134,150,155,158	43.26	皆伐		58林班2.98ha 国立公園普通地域と重複
		34	0.08	択伐		34林班0.08ha 土砂流出防備保安林と重複
	磐梯町	16	0.39	皆伐		
	猪苗代町	18,30,32,34,50,61,73,76,79,85,86,87,88,91,94,96,97,100,129,143,180	72.23	皆伐		18林班2.23ha 国立公園普通地域と重複 85林班1.20ha 水源かん養保安林と重複 86林班0.09ha 水源かん養保安林と重複
		180	0.78	禁伐		
		100	10.68	その他		
	会津坂下町	27,31	4.51	皆伐		
		27	2.46	禁伐		
	柳津町	22,28,48,49,52,54,55,56,60,62,63,68,69,70,71,73,83,84,88,130,132	82.16	皆伐		83林班1.15ha 土砂流出防備保安林と重複 88林班0.44ha 土砂流出防備保安林と重複
		48,69	0.39	その他		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	三島町	1,2,3,4,17,18,22,23,31,35,41,69	20.44	皆伐		1林班2.39ha 国定公園普通地域と重複 2林班4.08ha 国定公園普通地域と重複 3林班2.81ha 国定公園普通地域と重複 4林班1.67ha 国定公園普通地域と重複 31林班1.80ha 水源かん養保安林と重複
		31	0.07	択伐		31林班0.07ha 水源かん養保安林と重複
		33	0.65	禁伐		
		2,4,23	0.47	その他		2林班0.13ha 国定公園普通地域と重複 4林班0.29ha 国定公園普通地域と重複
	金山町	14,51,60,63,93,101	13.63	皆伐		14林班5.63ha 国定公園第三種特別地域と重複 51林班3.23ha 国定公園普通地域と重複 60林班1.36ha 水源かん養保安林と重複 63林班1.44ha 水源かん養保安林と重複 101林班0.73ha 国定公園普通地域と重複
	昭和村	4,5,12,13,18,20,24,25,27	81.92	皆伐		
		25	0.32	択伐		
		5	0.45	禁伐		
		27	17.45	その他		
	会津美里町 (会津高田)	4,9,17,25,57,67,68,69,70,75,77,92,93,101,113,126,128,132	18.34	皆伐		67林班0.18ha 土砂流出防備保安林と重複 92林班0.09ha 土砂流出防備保安林と重複 101林班0.38ha 土砂流出防備保安林と重複 113林班0.96ha 土砂流出防備保安林と重複 126林班0.10ha 水源かん養保安林と重複
		113	0.10	択伐		113林班0.10ha 土砂流出防備保安林と重複
	(会津本郷)	1,2,3,4,5,6,7,8,24	20.94	皆伐		1林班3.56ha 県立自然公園普通地域と重複
	(新鶴)	5,8,24,25	2.88	皆伐		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	下郷町	3,11,12,17,18,32,33,34,35,37,60,99,103,110,111,114,115,122,123,128,134,136,137,150,154,158,159,160,162,163,164,165,166,167,168,169,170,171,178,179,180,181,182,183,184,185,186,187,188,189,190,191,213,228,266,267,281,282	2,281.07	皆伐		3林班0.50ha 県立自然公園第三種特別地域と重複 11林班1.06ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班1.06ha 県立自然公園普通地域と重複 12林班0.92ha 県立自然公園普通地域と重複 17林班0.99ha 土砂流出防備保安林と重複 17林班3.83ha 県立自然公園普通地域と重複 18林班0.17ha 土砂流出防備保安林と重複 18林班1.54ha 県立自然公園普通地域と重複 32林班11.71ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班0.26ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 32林班11.45ha 県立自然公園普通地域と重複 33林班0.13ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.13ha 県立自然公園普通地域と重複 34林班29.38ha 土砂流出防備保安林と重複 35林班0.06ha 県立自然公園普通地域と重複 37林班0.13ha 県立自然公園普通地域と重複 60林班0.36ha 土砂流出防備保安林と重複 60林班0.36ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 115林班0.05ha 土砂流出防備保安林と重複 128林班19.12ha 土砂流出防備保安林と重複 128林班19.12ha 国立公園第三種特別地域と重複 134林班95.46ha 国立公園普通地域と重複 136林班69.24ha 国立公園普通地域と重複 137林班6.29ha 国立公園普通地域と重複 150林班19.25ha 国立公園第三種特別地域と重複 150林班55.09ha 国立公園普通地域と重複 154林班118.50ha 土砂流出防備保安林と重複 154林班118.50ha 国立公園第三種特別地域と重複 158林班33.19ha 土砂流出防備保安林と重複 159林班70.74ha 土砂流出防備保安林と重複 160林班53.84ha 土砂流出防備保安林と重複 162林班75.19ha 土砂流出防備保安林と重複 163林班132.93ha 土砂流出防備保安林と重複 164林班69.50ha 土砂流出防備保安林と重複 165林班73.15ha 土砂流出防備保安林と重複 166林班63.46ha 土砂流出防備保安林と重複 167林班47.60ha 土砂流出防備保安林と重複 168林班68.79ha 土砂流出防備保安林と重複 169林班62.89ha 土砂流出防備保安林と重複 170林班62.15ha 土砂流出防備保安林と重複 171林班50.47ha 土砂流出防備保安林と重複 178林班86.64ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						179林班64.33ha 土砂流出防備保安林と重複 180林班61.98ha 土砂流出防備保安林と重複 181林班56.67ha 土砂流出防備保安林と重複 182林班65.46ha 土砂流出防備保安林と重複 183林班78.59ha 土砂流出防備保安林と重複 184林班57.34ha 土砂流出防備保安林と重複 185林班120.32ha 土砂流出防備保安林と重複 186林班34.30ha 土砂流出防備保安林と重複 281林班1.80ha 水源かん養保安林と重複
		10,32,37,60,61,110, 111,113,114,115,12 1,123,128,132,133,1 35,138,151,188,192	624.18	択伐		10林班2.01ha 土砂流出防備保安林と重複 10林班2.01ha 県立自然公園普通地域と重複 32林班20.41ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班20.41ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 37林班0.11ha 県立自然公園普通地域と重複 60林班34.56ha 土砂流出防備保安林と重複 60林班34.56ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 61林班54.28ha 土砂流出防備保安林と重複 61林班54.28ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 110林班2.14ha 土砂流出防備保安林と重複 111林班1.69ha 土砂流出防備保安林と重複 113林班1.12ha 土砂流出防備保安林と重複 114林班4.11ha 土砂流出防備保安林と重複 121林班2.47ha 土砂流出防備保安林と重複 123林班11.43ha 土砂流出防備保安林と重複 128林班88.93ha 土砂流出防備保安林と重複 128林班88.93ha 国立公園第三種特別地域と重複 132林班104.71ha 土砂流出防備保安林と重複 132林班73.06ha 国立公園第二種特別地域と重複 132林班31.65ha 国立公園第三種特別地域と重複 133林班86.78ha 土砂流出防備保安林と重複 133林班86.78ha 国立公園第三種特別地域と重複 135林班14.36ha 土砂流出防備保安林と重複 135林班14.36ha 国立公園普通地域と重複 138林班98.94ha 土砂流出防備保安林と重複 138林班75.89ha 保健保安林と重複 138林班19.11ha 国立公園第三種特別地域と重複 138林班3.94ha 国立公園普通地域と重複 151林班79.87ha 土砂流出防備保安林と重複 151林班79.87ha 国立公園第三種特別地域と重複 188林班14.04ha 土砂流出防備保安林と重複 192林班2.05ha 土砂流出防備保安林と重複
		163,191	0.14	禁伐		163林班0.09ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		133,154,162,163,167,168,169,170,171,178,188	45.34	その他		133林班0.22ha 土砂流出防備保安林と重複 133林班0.77ha 国立公園第三種特別地域と重複 154林班8.46ha 土砂流出防備保安林と重複 154林班8.46ha 国立公園第三種特別地域と重複 162林班0.47ha 土砂流出防備保安林と重複 163林班0.37ha 土砂流出防備保安林と重複 167林班9.57ha 土砂流出防備保安林と重複 168林班9.52ha 土砂流出防備保安林と重複 169林班4.76ha 土砂流出防備保安林と重複 170林班3.72ha 土砂流出防備保安林と重複 171林班6.57ha 土砂流出防備保安林と重複 178林班0.90ha 土砂流出防備保安林と重複 188林班0.23ha 土砂流出防備保安林と重複
	檜枝岐村	4,11	1.41	皆伐		
	只見町	13,16,18,19,23,24,44,62,63,64,68,71,72,73,74,79,99,100,101,102,103,104,105,113,115,123,125,141,145,146,147,149,150,151,153,158,159,160,161,162,163,164,166,167,171,172	637.51	皆伐		18林班0.47ha 国定公園普通地域と重複 19林班88.70ha 国定公園普通地域と重複 23林班2.53ha 国定公園普通地域と重複 24林班0.29ha 国定公園普通地域と重複 71林班0.07ha 水源かん養保安林と重複 72林班5.44ha 水源かん養保安林と重複 73林班2.01ha 水源かん養保安林と重複 74林班0.90ha 水源かん養保安林と重複 79林班33.14ha 水源かん養保安林と重複 99林班133.30ha 水源かん養保安林と重複 100林班103.93ha 水源かん養保安林と重複 101林班129.91ha 水源かん養保安林と重複 101林班11.63ha 土砂流出防備保安林と重複 150林班0.12ha 土砂流出防備保安林と重複 160林班2.31ha 土砂流出防備保安林と重複 161林班1.13ha 土砂流出防備保安林と重複 164林班0.05ha 雪崩防止保安林と重複
		101,163,172	2.28	択伐		101林班0.36ha 水源かん養保安林と重複 101林班0.36ha 土砂流出防備保安林と重複 101林班1.50ha 雪崩防止保安林と重複 163林班0.21ha 土砂流出防備保安林と重複 172林班0.21ha 土砂崩壊防備保安林と重複
		13,19,24,44,55,153,164	8.10	禁伐		19林班0.31ha 雪崩防止保安林と重複 19林班0.37ha 国定公園普通地域と重複 24林班1.38ha 国定公園普通地域と重複 153林班0.23ha 保安施設地区と重複 164林班2.38ha 雪崩防止保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		13,18,19,64,100,101,123,153	2.81	その他		18林班0.33ha 国定公園普通地域と重複 19林班0.08ha 国定公園普通地域と重複 100林班0.18ha 水源かん養保安林と重複 101林班0.60ha 水源かん養保安林と重複
	南会津町 (田島)	3,9,27,28,29,30,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,77,78,79,80,81,82,83,84,85,86,100,106,107,108,109,112,113,114,115,116,117,119,122,123,130,131,136,138,143,144,145,147,160,169,170,179,180,181,182,194,195,196,197,198,199,204,205,206,227,289,291,292,293,295,299,302,303,304,305,313,314,315,316,330,331,332,338,339,352,353,355	4,344.93	皆伐		28林班83.18ha 土砂流出防備保安林と重複 29林班65.26ha 土砂流出防備保安林と重複 30林班60.62ha 土砂流出防備保安林と重複 35林班54.93ha 水源かん養保安林と重複 36林班95.01ha 土砂流出防備保安林と重複 37林班59.28ha 土砂流出防備保安林と重複 40林班11.03ha 水源かん養保安林と重複 41林班63.54ha 水源かん養保安林と重複 42林班94.86ha 水源かん養保安林と重複 43林班119.51ha 水源かん養保安林と重複 44林班94.15ha 水源かん養保安林と重複 45林班106.59ha 水源かん養保安林と重複 48林班0.21ha 水源かん養保安林と重複 49林班38.30ha 水源かん養保安林と重複 50林班15.47ha 土砂流出防備保安林と重複 51林班5.65ha 土砂流出防備保安林と重複 58林班19.74ha 水源かん養保安林と重複 60林班96.34ha 水源かん養保安林と重複 61林班111.64ha 水源かん養保安林と重複 62林班95.62ha 水源かん養保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						63林班81.11ha 水源かん養保安林と重複 77林班95.14ha 水源かん養保安林と重複 78林班60.40ha 水源かん養保安林と重複 79林班50.38ha 水源かん養保安林と重複 80林班61.66ha 水源かん養保安林と重複 81林班59.36ha 水源かん養保安林と重複 82林班79.42ha 水源かん養保安林と重複 107林班5.23ha 水源かん養保安林と重複 108林班2.77ha 水源かん養保安林と重複 109林班6.34ha 水源かん養保安林と重複 113林班2.66ha 土砂流出防備保安林と重複 115林班66.03ha 水源かん養保安林と重複 116林班29.44ha 水源かん養保安林と重複 117林班85.19ha 水源かん養保安林と重複 136林班0.51ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班1.74ha 土砂流出防備保安林と重複 145林班2.14ha 土砂流出防備保安林と重複 147林班17.09ha 水源かん養保安林と重複 180林班0.64ha 水源かん養保安林と重複 181林班0.05ha 水源かん養保安林と重複 182林班1.75ha 水源かん養保安林と重複 194林班11.48ha 水源かん養保安林と重複 197林班0.25ha 水源かん養保安林と重複 198林班2.76ha 水源かん養保安林と重複 199林班4.32ha 水源かん養保安林と重複 293林班0.38ha 雪崩防止保安林と重複 302林班1.28ha 水源かん養保安林と重複 303林班4.63ha 水源かん養保安林と重複 304林班3.86ha 水源かん養保安林と重複 305林班1.36ha 水源かん養保安林と重複 338林班1.09ha 水源かん養保安林と重複
		28,48,60,84,85,119, 136,144,146,147,22 7,292	52.18	択伐		28林班11.75ha 土砂流出防備保安林と重複 84林班0.04ha 土砂崩壊防備保安林と重複 85林班12.53ha 土砂流出防備保安林と重複 119林班16.33ha 土砂流出防備保安林と重複 136林班0.34ha 土砂流出防備保安林と重複 144林班0.60ha 土砂流出防備保安林と重複 146林班0.51ha 水源かん養保安林と重複 147林班0.73ha 水源かん養保安林と重複 227林班0.86ha 土砂流出防備保安林と重複 292林班0.86ha 雪崩防止保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	(館岩)	10,21,31,293,296,299	10.58	禁伐		293林班0.08ha 雪崩防止保安林と重複 296林班1.08ha 雪崩防止保安林と重複 299林班0.12ha 雪崩防止保安林と重複
		28,37,50,51,52,112,113,147,196,205,355	42.16	その他		51林班5.49ha 土砂流出防備保安林と重複 147林班4.19ha 水源かん養保安林と重複
		7,25,27,60,61,68,79,88	9.92	皆伐		25林班1.98ha 水源かん養保安林と重複
		88	0.55	択伐		88林班0.55ha 土砂流出防備保安林と重複
	(伊南)	70	0.02	禁伐		
		14,20,39,40,41,42,43,44,54,56	41.50	皆伐		41林班1.30ha 水源かん養保安林と重複 42林班0.30ha 水源かん養保安林と重複
	(南郷)	49,50	0.88	禁伐		
		5,10,11,12,13,14,16,19,20,21,24,25,33,34,36,40,41,44,45,47,48,51,58,59,62,63,65,66,67,68,73,77,78,79,84,88,89	68.84	皆伐		79林班2.45ha 水源かん養保安林と重複
		77	0.62	択伐		77林班0.62ha 干害防備保安林と重複 77林班0.62ha 保健保安林と重複
		5	0.28	禁伐		
	計		9,094.75			
国立公園特別地区	北塩原村	56,57,58,59,60,61	801.62	禁伐		56林班4.64ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 57林班49.95ha 土砂流出防備保安林と重複 57林班137.59ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 58林班238.04ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 59林班91.27ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 60林班41.16ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 61林班107.48ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複
	磐梯町	28,29	97.42	禁伐		28林班30.88ha 水源かん養保安林と重複 29林班66.54ha 水源かん養保安林と重複
	猪苗代町	174,186	187.96	禁伐		
	計		1,087.00			
国立公園第一種特別地域	北塩原村	44,55	8.05	皆伐		
		55,65	5.92	択伐		
		42,44,45,49,53,55,56,57,61,64,65	309.97	禁伐		57林班16.37ha 土砂流出防備保安林と重複 57林班26.13ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	下郷町	131,140,141,142,143,144,145	168.25	禁伐		131林班7.83ha 土砂流出防備保安林と重複 131林班7.83ha 保健保安林と重複 140林班16.54ha 土砂流出防備保安林と重複 140林班16.54ha 保健保安林と重複 141林班24.76ha 土砂流出防備保安林と重複 141林班24.76ha 保健保安林と重複 142林班22.90ha 土砂流出防備保安林と重複 142林班22.90ha 保健保安林と重複 143林班40.67ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班40.67ha 保健保安林と重複 144林班51.17ha 土砂流出防備保安林と重複 144林班51.17ha 保健保安林と重複 145林班4.38ha 土砂流出防備保安林と重複
		131,139,140,141,142,143,144,145	103.12	その他		131林班1.89ha 土砂流出防備保安林と重複 131林班1.89ha 保健保安林と重複 139林班2.58ha 土砂流出防備保安林と重複 139林班2.58ha 保健保安林と重複 140林班19.80ha 土砂流出防備保安林と重複 140林班19.80ha 保健保安林と重複 141林班8.96ha 土砂流出防備保安林と重複 141林班8.96ha 保健保安林と重複 142林班11.18ha 土砂流出防備保安林と重複 142林班11.18ha 保健保安林と重複 143林班11.72ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班11.72ha 保健保安林と重複 144林班28.06ha 土砂流出防備保安林と重複 144林班28.06ha 保健保安林と重複 145林班18.93ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		595.31			
	国立公園第二種特別地域					
	会津若松市 (会津若松)	2,3	0.22	皆伐		
		1,2,3,5,9	256.15	択伐		5林班0.84ha 防風保安林と重複
		1	0.04	その他		
	喜多方市 (山都)	56	0.02	皆伐		
		56	9.38	択伐		
	北塩原村	42,45,51,55,62	323.18	皆伐		51林班132.60ha 水源かん養保安林と重複 51林班132.60ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 62林班186.60ha 水源かん養保安林と重複
		42,44,45,47,49,50,52,53,54,55,57,61,62,64,65	1,015.46	択伐		50林班1.33ha 水源かん養保安林と重複
		49,50,64	11.50	禁伐		
		45,47,50,54	1.48	その他		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	猪苗代町	6,50,173,175,176,177,178,184,185,186,187	362.57	皆伐		6林班64.54ha 水源かん養保安林と重複 173林班68.90ha 土砂流出防備保安林と重複 175林班40.15ha 土砂流出防備保安林と重複 176林班60.09ha 土砂流出防備保安林と重複 177林班5.17ha 土砂流出防備保安林と重複 184林班58.04ha 水源かん養保安林と重複 185林班33.07ha 水源かん養保安林と重複 186林班18.88ha 水源かん養保安林と重複 187林班12.56ha 土砂流出防備保安林と重複
		4,5,6,7,8,9,10,11,12,46,50,51,52,118,141,144,145,146,147,148,151,162,163,174,176,177,178,182,184,186,187	1,236.87	択伐		5林班23.42ha 土砂流出防備保安林と重複 6林班1.60ha 土砂流出防備保安林と重複 46林班22.50ha 水源かん養保安林と重複 118林班2.58ha 防風保安林と重複 141林班1.23ha 防風保安林と重複 144林班22.36ha 防風保安林と重複 146林班0.55ha 文化財保護法による史跡名勝と重複 151林班2.48ha 防風保安林と重複 176林班2.38ha 土砂流出防備保安林と重複 178林班5.19ha 土砂流出防備保安林と重複 187林班3.23ha 土砂崩壊防備保安林と重複
		6	0.83	その他		6林班0.83ha 土砂流出防備保安林と重複
	下郷町	129,130,131,132,139,140,141,142,143	520.00	択伐		129林班64.10ha 土砂流出防備保安林と重複 129林班64.10ha 保健保安林と重複 130林班75.82ha 土砂流出防備保安林と重複 130林班75.82ha 保健保安林と重複 131林班64.85ha 土砂流出防備保安林と重複 131林班64.85ha 保健保安林と重複 132林班73.06ha 土砂流出防備保安林と重複 132林班73.06ha 砂防指定地と重複 139林班94.37ha 土砂流出防備保安林と重複 139林班94.37ha 保健保安林と重複 140林班43.86ha 土砂流出防備保安林と重複 140林班43.86ha 保健保安林と重複 141林班44.60ha 土砂流出防備保安林と重複 141林班44.60ha 保健保安林と重複 142林班43.53ha 土砂流出防備保安林と重複 142林班43.53ha 保健保安林と重複 143林班15.81ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班15.81ha 保健保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		129,130,131,143	34.15	その他		129林班16.56ha 土砂流出防備保安林と重複 129林班16.56ha 保健保安林と重複 130林班14.56ha 土砂流出防備保安林と重複 130林班14.56ha 保健保安林と重複 131林班0.37ha 土砂流出防備保安林と重複 131林班0.37ha 保健保安林と重複 143林班2.66ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班2.66ha 保健保安林と重複
	檜枝岐村	18,19	0.91	皆伐		
		19	2.85	択伐		19林班1.55ha 水源かん養保安林と重複 19林班1.30ha 雪崩防止保安林と重複
	南会津町 (舘岩)	74,75,76,77	311.97	択伐		74林班51.10ha 水源かん養保安林と重複 75林班125.41ha 水源かん養保安林と重複 75林班8.23ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 76林班62.46ha 水源かん養保安林と重複 76林班16.68ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 77林班73.00ha 水源かん養保安林と重複
	計		4,087.59			
国立公園第三種特別地域	会津若松市 (会津若松)	9	4.31	皆伐		
		9	1.62	択伐		9林班1.04ha 保健保安林と重複
	喜多方市 (山都)	54,55	187.37	皆伐		55林班165.73ha 水源かん養保安林と重複
		54	0.06	択伐		54林班0.06ha 土砂流出防備保安林と重複
	北塩原村	39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,51,52,53,63	937.60	皆伐		43林班37.88ha 水源かん養保安林と重複 44林班11.62ha 水源かん養保安林と重複 47林班15.87ha 水源かん養保安林と重複 51林班16.18ha 水源かん養保安林と重複 51林班16.18ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複 63林班22.56ha 水源かん養保安林と重複
		48	1.50	択伐		
	磐梯町	9,10,17,18,19,23,25,26,27,28,30,31,33	966.05	皆伐		10林班89.29ha 水源かん養保安林と重複 17林班1.89ha 水源かん養保安林と重複 18林班79.06ha 水源かん養保安林と重複 19林班14.54ha 水源かん養保安林と重複 25林班166.07ha 水源かん養保安林と重複 26林班190.77ha 水源かん養保安林と重複 27林班151.73ha 水源かん養保安林と重複 28林班43.29ha 水源かん養保安林と重複 33林班27.81ha 水源かん養保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		18,28	110.45	択伐		18林班5.50ha 水源かん養保安林と重複 28林班104.95ha 水源かん養保安林と重複 28林班104.95ha 保健保安林と重複
		31	0.27	その他		
	猪苗代町	9,10,11,12,13,14,15,17,18,19,20,21,22,23,42,43,45,47,48,49,52,53,54,157,161,162,164,165,166,168,169,170,171,172,177,178,179,180,181,182,183,184,185	2,663.14	皆伐		13林班17.05ha 水源かん養保安林と重複 14林班40.81ha 水源かん養保安林と重複 47林班82.78ha 水源かん養保安林と重複 48林班88.95ha 水源かん養保安林と重複 49林班3.00ha 水源かん養保安林と重複 177林班31.00ha 土砂流出防備保安林と重複 178林班9.80ha 土砂流出防備保安林と重複 184林班122.94ha 水源かん養保安林と重複 185林班12.38ha 水源かん養保安林と重複
		180	0.04	禁伐		
		10,18,23,45,164,165,166,171,172,179,180	12.88	その他		
	下郷町	127,128,145,146,147,148,149,150,154	459.09	皆伐		127林班1.03ha 土砂流出防備保安林と重複 127林班1.03ha 保健保安林と重複 128林班19.12ha 土砂流出防備保安林と重複 128林班19.12ha 砂防指定地と重複 145林班56.70ha 土砂流出防備保安林と重複 146林班87.70ha 土砂流出防備保安林と重複 147林班43.72ha 土砂流出防備保安林と重複 148林班39.85ha 土砂流出防備保安林と重複 148林班39.85ha 保健保安林と重複 149林班73.18ha 土砂流出防備保安林と重複 150林班19.25ha 砂防指定地と重複 154林班118.50ha 土砂流出防備保安林と重複 154林班118.50ha 砂防指定地と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		127,128,129,132,133,138,140,141,142,143,148,151	529.00	択伐		127林班94.60ha 土砂流出防備保安林と重複 127林班94.60ha 保健保安林と重複 128林班88.93ha 土砂流出防備保安林と重複 128林班88.93ha 砂防指定地と重複 129林班2.31ha 土砂流出防備保安林と重複 129林班2.31ha 保健保安林と重複 132林班31.65ha 土砂流出防備保安林と重複 132林班31.65ha 砂防指定地と重複 133林班86.78ha 土砂流出防備保安林と重複 133林班86.78ha 砂防指定地と重複 138林班19.11ha 土砂流出防備保安林と重複 138林班19.11ha 砂防指定地と重複 140林班54.80ha 土砂流出防備保安林と重複 140林班54.80ha 保健保安林と重複 141林班19.81ha 土砂流出防備保安林と重複 141林班19.81ha 保健保安林と重複 142林班19.14ha 土砂流出防備保安林と重複 142林班19.14ha 保健保安林と重複 143林班6.52ha 土砂流出防備保安林と重複 143林班6.52ha 保健保安林と重複 148林班25.48ha 土砂流出防備保安林と重複 148林班25.48ha 保健保安林と重複 151林班79.87ha 土砂流出防備保安林と重複 151林班79.87ha 砂防指定地と重複
		133,146,154	15.78	その他		133林班0.22ha 土砂流出防備保安林と重複 133林班0.77ha 砂防指定地と重複 146林班6.55ha 土砂流出防備保安林と重複 154林班8.46ha 土砂流出防備保安林と重複 154林班8.46ha 砂防指定地と重複
	檜枝岐村	18,19	100.22	皆伐		
		19	9.02	択伐		19林班4.86ha 水源かん養保安林と重複 19林班4.16ha 雪崩防止保安林と重複
	計		5,998.41			

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
国立公園普通地域	喜多方市 (喜多方)	32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,46,60,61,62	873.71	皆伐		32林班7.32ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班1.78ha 砂防指定地と重複 33林班0.86ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.86ha 砂防指定地と重複 34林班60.99ha 水源かん養保安林と重複 34林班9.35ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班0.34ha 砂防指定地と重複 35林班104.69ha 水源かん養保安林と重複 35林班1.45ha 砂防指定地と重複 36林班63.74ha 水源かん養保安林と重複 37林班60.02ha 水源かん養保安林と重複 38林班68.51ha 水源かん養保安林と重複 38林班2.21ha 砂防指定地と重複 39林班13.00ha 水源かん養保安林と重複 39林班54.73ha 土砂流出防備保安林と重複 39林班3.13ha 砂防指定地と重複 40林班29.18ha 水源かん養保安林と重複 41林班97.04ha 水源かん養保安林と重複 42林班97.00ha 水源かん養保安林と重複 60林班1.82ha 水源かん養保安林と重複 61林班64.59ha 水源かん養保安林と重複 62林班30.73ha 水源かん養保安林と重複 62林班30.17ha 保健保安林と重複
		61,62	206.71	択伐		61林班124.21ha 水源かん養保安林と重複 62林班82.50ha 水源かん養保安林と重複 62林班7.43ha 保健保安林と重複
		35,36,37,39,40,61	33.78	その他		35林班1.92ha 水源かん養保安林と重複 36林班11.37ha 水源かん養保安林と重複 37林班5.65ha 水源かん養保安林と重複 39林班0.28ha 水源かん養保安林と重複 39林班0.22ha 土砂流出防備保安林と重複 40林班9.46ha 水源かん養保安林と重複 61林班4.12ha 水源かん養保安林と重複
		(塩川)	3	皆伐		3林班63.88ha 水源かん養保安林と重複 3林班63.88ha 保健保安林と重複
		北塩原村	10,24,25,31,33,34,50	皆伐		24林班84.68ha 砂防指定地と重複 25林班2.55ha 砂防指定地と重複 50林班34.45ha 水源かん養保安林と重複
		10	3.97	択伐		
		34	2.56	その他		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	猪苗代町	12,15,16,17,18,19,43,44,45	576.97	皆伐		16林班73.55ha 水源かん養保安林と重複 18林班2.23ha 砂防指定地と重複 45林班17.54ha 水源かん養保安林と重複
		45	0.30	択伐		45林班0.30ha 水源かん養保安林と重複
		18,19,43	0.94	その他		
	下郷町	125,126,134,135,136,137,150,152	585.38	皆伐		125林班14.35ha 土砂流出防備保安林と重複 126林班80.76ha 土砂流出防備保安林と重複 134林班95.46ha 砂防指定地と重複 135林班25.80ha 干害防備保安林と重複 135林班25.80ha 保健保安林と重複 136林班69.24ha 砂防指定地と重複 137林班0.13ha 土砂流出防備保安林と重複 137林班6.29ha 砂防指定地と重複 150林班55.09ha 砂防指定地と重複 152林班88.21ha 土砂流出防備保安林と重複
		127,135,137,138	101.84	択伐		127林班22.51ha 土砂流出防備保安林と重複 127林班22.51ha 保健保安林と重複 135林班14.36ha 土砂流出防備保安林と重複 135林班14.36ha 砂防指定地と重複 137林班61.03ha 土砂流出防備保安林と重複 138林班3.94ha 土砂流出防備保安林と重複 138林班3.94ha 砂防指定地と重複
		檜枝岐村	11	皆伐		
	計		3,090.02			
	只見町		4.42	禁伐		89林班4.42ha 水源かん養保安林と重複
	計		4.42			
	只見町		0.32	皆伐		
国定公園特別地区	只見町	36	0.32	皆伐		
		31,32,33,34,35,36,37,38,39	668.23	禁伐		
		計	668.55			
国定公園第一種特別地域	只見町	93	129.87	皆伐		93林班129.87ha 水源かん養保安林と重複
		1,11	68.24	択伐		11林班34.32ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班21.51ha 雪崩防止保安林と重複 11林班56.67ha 保健保安林と重複
		1	25.51	その他		
		計	223.62			
	金山町		89.28	皆伐		14林班5.63ha 砂防指定地と重複 15林班3.89ha 雪崩防止保安林と重複
国定公園第二種特別地域	金山町	15	4.48	択伐		
		15	0.04	その他		
		計	93.80			
国定公園第三種特別地域	喜多方市 (塩川)	3	1.90	禁伐		3林班1.90ha 水源かん養保安林と重複 3林班1.90ha 保健保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	(高郷)	1,2,6,7,9,32,49	42.22	皆伐		2林班1.60ha 土砂流出防備保安林と重複
		6	0.04	その他		
	西会津町	1,2,57,58,59,60,61, 79,80,81,82,83,84,1 44,145,159,160,161, 163,166,169	192.16	皆伐		58林班2.98ha 砂防指定地と重複
		1	54.14	択伐		1林班54.14ha 土砂崩壊防備保安林と重複
		59,80,81,82,145,166	1.24	その他		
	会津坂下町	10,11,15	5.68	皆伐		10林班0.41ha 土砂流出防備保安林と重複
	柳津町	9,10,11,16,17,18,20 ,21,22,26,28,41,42, 43,44,48,49,78,79,8 0,147,148,149,150,1 51,152,153,154,155	563.43	皆伐		11林班7.22ha 土砂流出防備保安林と重複 44林班0.49ha 土砂流出防備保安林と重複 149林班1.99ha 土砂流出防備保安林と重複 151林班2.17ha 土砂流出防備保安林と重複 151林班0.66ha 土砂崩壊防備保安林と重複
		11,15,17,21,49,148, 152	8.80	択伐		11林班3.85ha 雪崩防止保安林と重複 21林班0.58ha 土砂崩壊防備保安林と重複 49林班0.37ha 雪崩防止保安林と重複 148林班1.79ha 土砂流出防備保安林と重複 152林班1.85ha 土砂流出防備保安林と重複
		49,79	1.72	禁伐		49林班1.43ha 雪崩防止保安林と重複 79林班0.29ha 雪崩防止保安林と重複
		11,21,22,28,79,148, 150,151,152,154	7.46	その他		
	三島町	1,2,3,4,5,7,8,9,14,1 6,17,53,56,57,58,66 ,67,68,69,70	417.07	皆伐		1林班0.40ha 土砂流出防備保安林と重複 1林班2.39ha 砂防指定地と重複 2林班0.06ha 土砂流出防備保安林と重複 2林班4.08ha 砂防指定地と重複 3林班2.81ha 砂防指定地と重複 4林班1.67ha 砂防指定地と重複 16林班3.00ha 土砂流出防備保安林と重複 16林班0.08ha 雪崩防止保安林と重複 57林班1.88ha 土砂流出防備保安林と重複
		2,7,8,14,16,66	5.78	択伐		2林班1.37ha 土砂流出防備保安林と重複 2林班0.11ha 土砂崩壊防備保安林と重複 7林班0.09ha 雪崩防止保安林と重複 8林班0.06ha 雪崩防止保安林と重複 14林班0.60ha 雪崩防止保安林と重複 16林班0.24ha 土砂流出防備保安林と重複 16林班0.55ha 雪崩防止保安林と重複
		7,66	1.15	禁伐		7林班1.06ha 雪崩防止保安林と重複 66林班0.09ha 土砂崩壊防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		1,2,3,4,5,8,16,17,56	2.73	その他		2林班0.13ha 砂防指定地と重複 4林班0.29ha 砂防指定地と重複
	金山町	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10, 11,12,13,14,15,16,1 7,18,19,20,21,22,24 ,25,26,27,29,30,31, 32,33,34,35,36,37,3 8,39,40,41,42,43,44 ,45,46,47,48,49,50, 51,52,54,55,56,76,7 7,86,97,98,99,100,1 01,105	4,015.71	皆伐		8林班85.21ha 水源かん養保安林と重複 14林班0.92ha 土砂流出防備保安林と重複 16林班1.56ha 土砂崩壊防備保安林と重複 18林班0.09ha 雪崩防止保安林と重複 19林班5.00ha 雪崩防止保安林と重複 20林班18.43ha 土砂流出防備保安林と重複 20林班0.23ha 雪崩防止保安林と重複 21林班17.69ha 土砂流出防備保安林と重複 21林班7.00ha 雪崩防止保安林と重複 26林班9.46ha 水源かん養保安林と重複 27林班105.32ha 水源かん養保安林と重複 29林班6.75ha 水源かん養保安林と重複 30林班11.80ha 水源かん養保安林と重複 30林班31.96ha 土砂流出防備保安林と重複 31林班0.92ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班0.29ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.13ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班0.01ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班0.26ha 土砂崩壊防備保安林と重複 34林班0.04ha その他と重複 36林班4.43ha 土砂流出防備保安林と重複 37林班12.36ha 土砂流出防備保安林と重複 38林班5.61ha 土砂流出防備保安林と重複 38林班1.90ha 雪崩防止保安林と重複 38林班0.09ha 保安施設地区と重複 39林班1.61ha 土砂流出防備保安林と重複 40林班0.36ha 土砂流出防備保安林と重複 41林班0.61ha 土砂流出防備保安林と重複 42林班0.35ha 土砂流出防備保安林と重複 43林班0.43ha 土砂流出防備保安林と重複 44林班11.02ha 土砂流出防備保安林と重複 46林班0.08ha 土砂崩壊防備保安林と重複 49林班81.50ha 土砂流出防備保安林と重複 50林班63.60ha 土砂流出防備保安林と重複 51林班3.23ha 砂防指定地と重複 52林班27.28ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						55林班79.21ha 土砂流出防備保安林と重複 56林班1.52ha 土砂流出防備保安林と重複 86林班0.60ha 土砂流出防備保安林と重複 86林班0.13ha 雪崩防止保安林と重複 99林班16.40ha 水源かん養保安林と重複 100林班0.18ha 水源かん養保安林と重複 101林班1.44ha 土砂流出防備保安林と重複 101林班0.73ha 砂防指定地と重複
		4,7,8,11,12,13,14,15,16,18,19,20,21,26,27,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,49,50,54,55,56,89,101,105	365.75	択伐		8林班1.26ha 水源かん養保安林と重複 11林班4.55ha 土砂流出防備保安林と重複 12林班0.93ha 土砂崩壊防備保安林と重複 13林班18.45ha 土砂流出防備保安林と重複 16林班0.91ha 土砂崩壊防備保安林と重複 16林班4.31ha 雪崩防止保安林と重複 16林班0.98ha 落石防止保安林と重複 18林班8.58ha 土砂流出防備保安林と重複 18林班4.76ha 土砂崩壊防備保安林と重複 18林班0.98ha 雪崩防止保安林と重複 19林班6.65ha 土砂流出防備保安林と重複 19林班0.62ha 雪崩防止保安林と重複 20林班13.46ha 土砂流出防備保安林と重複 20林班6.69ha 雪崩防止保安林と重複 21林班0.82ha 土砂流出防備保安林と重複 21林班3.78ha 土砂崩壊防備保安林と重複 21林班2.30ha 雪崩防止保安林と重複 26林班50.63ha 水源かん養保安林と重複 27林班22.32ha 水源かん養保安林と重複 29林班0.41ha 土砂流出防備保安林と重複 30林班0.58ha 土砂流出防備保安林と重複 30林班1.19ha 土砂崩壊防備保安林と重複 31林班17.18ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班0.87ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.81ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班2.19ha 土砂崩壊防備保安林と重複 34林班0.15ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班10.82ha 土砂崩壊防備保安林と重複 35林班10.32ha 土砂流出防備保安林と重複 35林班5.53ha 雪崩防止保安林と重複 36林班10.90ha 土砂流出防備保安林と重複 38林班8.96ha 土砂流出防備保安林と重複

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
						38林班0.82ha 土砂崩壊防備保安林と重複 39林班25.90ha 土砂流出防備保安林と重複 40林班5.07ha 土砂流出防備保安林と重複 41林班10.93ha 土砂流出防備保安林と重複 42林班1.45ha 土砂流出防備保安林と重複 43林班2.41ha 土砂流出防備保安林と重複 44林班6.75ha 土砂流出防備保安林と重複 46林班1.14ha 土砂流出防備保安林と重複 46林班1.18ha 土砂崩壊防備保安林と重複 47林班0.60ha 土砂流出防備保安林と重複 49林班5.51ha 土砂流出防備保安林と重複 50林班1.02ha 土砂流出防備保安林と重複 55林班3.19ha 土砂流出防備保安林と重複 56林班4.44ha 土砂流出防備保安林と重複 89林班2.38ha 土砂崩壊防備保安林と重複 101林班6.28ha 土砂流出防備保安林と重複
		19,34,36,38,42,56	33.60	禁伐		19林班31.97ha 雪崩防止保安林と重複 34林班0.31ha その他と重複 36林班0.21ha 土砂崩壊防備保安林と重複 38林班0.91ha 雪崩防止保安林と重複 42林班0.13ha 雪崩防止保安林と重複 56林班0.07ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		7,8,12,14,16,18,19,20,21,22,24,25,26,29,30,31,32,33,34,35,36,38,39,40,41,42,43,45,46,48,49,50,51,55,56,98	75.33	その他		8林班0.31ha 水源かん養保安林と重複 18林班1.20ha 土砂流出防備保安林と重複 18林班0.30ha 土砂崩壊防備保安林と重複 18林班0.08ha 雪崩防止保安林と重複 19林班0.27ha 土砂流出防備保安林と重複 19林班0.60ha 雪崩防止保安林と重複 20林班0.32ha 土砂流出防備保安林と重複 21林班0.24ha 土砂流出防備保安林と重複 26林班0.15ha 水源かん養保安林と重複 32林班0.08ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.05ha 土砂流出防備保安林と重複 34林班0.27ha 土砂崩壊防備保安林と重複 35林班0.20ha 土砂流出防備保安林と重複 36林班0.17ha 土砂流出防備保安林と重複 36林班0.60ha 保安施設地区と重複 38林班2.02ha 土砂流出防備保安林と重複 39林班0.13ha 土砂流出防備保安林と重複 43林班0.13ha 土砂流出防備保安林と重複 46林班0.04ha 土砂崩壊防備保安林と重複 50林班0.23ha 土砂流出防備保安林と重複 55林班0.46ha 土砂流出防備保安林と重複 56林班0.14ha 土砂流出防備保安林と重複
	只見町	1,8,11,14,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30	1,140.46	皆伐		11林班1.73ha 雪崩防止保安林と重複 11林班0.06ha 保健保安林と重複 18林班4.72ha 土砂流出防備保安林と重複 18林班3.88ha 雪崩防止保安林と重複 18林班0.47ha 砂防指定地と重複 19林班88.70ha 砂防指定地と重複 20林班7.76ha 雪崩防止保安林と重複 23林班2.53ha 砂防指定地と重複 24林班2.95ha 土砂流出防備保安林と重複 24林班0.29ha 砂防指定地と重複 25林班36.28ha 土砂流出防備保安林と重複 27林班0.17ha 土砂流出防備保安林と重複 27林班0.17ha 保健保安林と重複 30林班0.61ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		1,11,20,23,25,26	66.95	択伐		1林班5.95ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班26.22ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班26.22ha 保健保安林と重複 20林班10.81ha 雪崩防止保安林と重複 23林班0.14ha 土砂流出防備保安林と重複 25林班12.08ha 土砂流出防備保安林と重複 25林班10.59ha 保健保安林と重複 26林班5.16ha 土砂流出防備保安林と重複 26林班5.16ha 保健保安林と重複
		19,20,23,24,30	26.79	禁伐		19林班2.35ha 雪崩防止保安林と重複 19林班0.37ha 砂防指定地と重複 20林班6.69ha 雪崩防止保安林と重複 20林班0.28ha 保安施設地区と重複 23林班1.69ha 雪崩防止保安林と重複 24林班0.22ha 土砂流出防備保安林と重複 24林班11.21ha 雪崩防止保安林と重複 24林班1.38ha 砂防指定地と重複 30林班2.91ha 雪崩防止保安林と重複
		1,14,18,19,21,24,25,27,30	3.32	その他		18林班0.33ha 砂防指定地と重複 19林班0.08ha 砂防指定地と重複 24林班0.11ha 土砂流出防備保安林と重複
	計		7,033.43			
県立自然公園第一種特別地域	金山町	12	0.57	皆伐		
	計		0.57			
県立自然公園第二種特別地域	会津若松市 (会津若松)	181	0.37	皆伐		
		171,181	28.86	択伐		171林班8.11ha 土砂流出防備保安林と重複 171林班8.11ha 砂防指定地と重複
	会津美里町 (会津本郷)	28	1.13	皆伐		28林班0.81ha 文化財保護法による史跡名勝と重複
		28	14.49	択伐		28林班2.37ha 水源かん養保安林と重複 28林班2.37ha 保健保安林と重複 28林班10.22ha 文化財保護法による史跡名勝と重複
	下郷町	8,18,19,26,32,60	1.93	皆伐		26林班0.36ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班0.26ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班0.26ha 砂防指定地と重複 60林班0.36ha 土砂流出防備保安林と重複 60林班0.36ha 砂防指定地と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		8,9,12,18,19,20,26,31,32,60,61,70,75,76,77	302.32	択伐		9林班0.08ha 落石防止保安林と重複 18林班9.42ha 土砂流出防備保安林と重複 18林班0.17ha 文化財保護法による史跡名勝と重複 19林班1.16ha 土砂流出防備保安林と重複 19林班0.22ha 文化財保護法による史跡名勝と重複 26林班24.46ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班20.41ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班20.41ha 砂防指定地と重複 60林班34.56ha 土砂流出防備保安林と重複 60林班34.56ha 砂防指定地と重複 61林班54.28ha 土砂流出防備保安林と重複 61林班54.28ha 砂防指定地と重複 76林班2.87ha 土砂流出防備保安林と重複 76林班2.87ha 文化財保護法による史跡名勝と重複 77林班0.54ha 土砂流出防備保安林と重複
		8,9	57.09	禁伐		8林班0.15ha 土砂流出防備保安林と重複 8林班35.50ha 落石防止保安林と重複 9林班21.59ha 落石防止保安林と重複
	計		406.19			
	会津若松市 (会津若松)	171,181	88.30	皆伐		171林班23.02ha 土砂流出防備保安林と重複
県立自然公園第三種特別地域		171	1.83	その他		171林班1.83ha 土砂流出防備保安林と重複
	会津美里町 (会津本郷)	28	47.03	皆伐		28林班0.82ha 水源かん養保安林と重複 28林班0.82ha 保健保安林と重複 28林班4.62ha 文化財保護法による史跡名勝と重複
		28	29.30	択伐		28林班22.48ha 水源かん養保安林と重複 28林班1.46ha 土砂流出防備保安林と重複 28林班29.30ha 保健保安林と重複
		28	0.86	その他		
	下郷町	2,3,4,5,6,7,8,26,27	412.32	皆伐		2林班1.02ha 土砂流出防備保安林と重複 3林班30.72ha 土砂流出防備保安林と重複 3林班0.50ha 砂防指定地と重複 5林班20.10ha 土砂流出防備保安林と重複 5林班0.08ha 落石防止保安林と重複 6林班4.32ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		1,2,3,4,5,6	224.38	択伐		1林班86.05ha 土砂流出防備保安林と重複 2林班1.83ha 土砂流出防備保安林と重複 3林班1.02ha 土砂流出防備保安林と重複 4林班93.49ha 土砂流出防備保安林と重複 5林班21.61ha 土砂流出防備保安林と重複 5林班17.39ha 落石防止保安林と重複 6林班0.14ha 土砂流出防備保安林と重複
		2,8	9.85	禁伐		2林班7.07ha 土砂崩壊防備保安林と重複 2林班0.46ha 雪崩防止保安林と重複 8林班0.17ha 落石防止保安林と重複
		3,8	0.22	その他		3林班0.19ha 土砂流出防備保安林と重複
		計	814.09			
県立自然公園普通地域	会津若松市 (会津若松)	181,182,183,184	276.08	皆伐		181林班0.13ha 砂防指定地と重複 183林班2.16ha 砂防指定地と重複 184林班0.38ha 土砂流出防備保安林と重複 184林班1.21ha その他と重複
		184	4.18	択伐		184林班4.18ha 土砂流出防備保安林と重複
		181,182,183,184	1.70	その他		
	西会津町	161	0.19	皆伐		
	会津美里町 (会津本郷)	1	47.88	皆伐		1林班3.56ha 砂防指定地と重複
		1	3.79	択伐		1林班3.79ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	下郷町	3,6,7,8,9,10,11,12,16,17,18,19,20,21,22,24,25,27,28,29,30,31,32,33,35,37,38,39,41,56,57,58,59,60,62,64,65,66,67,68,69,70,75,76,77,95,99,242,243,244,245	2,053.95	皆伐		3林班0.65ha 土砂流出防備保安林と重複 9林班0.41ha 土砂流出防備保安林と重複 9林班0.14ha 土砂崩壊防備保安林と重複 9林班0.08ha 落石防止保安林と重複 10林班28.96ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班54.46ha 土砂流出防備保安林と重複 11林班1.06ha 砂防指定地と重複 12林班0.92ha 砂防指定地と重複 16林班7.82ha 土砂流出防備保安林と重複 17林班28.34ha 土砂流出防備保安林と重複 17林班3.83ha 砂防指定地と重複 18林班0.97ha 土砂流出防備保安林と重複 18林班1.54ha 砂防指定地と重複 25林班11.99ha 土砂流出防備保安林と重複 29林班72.99ha 土砂流出防備保安林と重複 30林班6.18ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班17.59ha 土砂流出防備保安林と重複 32林班11.45ha 砂防指定地と重複 33林班23.53ha 土砂流出防備保安林と重複 33林班0.13ha 砂防指定地と重複 35林班61.14ha 土砂流出防備保安林と重複 35林班0.06ha 砂防指定地と重複 37林班0.13ha 砂防指定地と重複 38林班62.29ha 土砂流出防備保安林と重複 41林班3.32ha 水源かん養保安林と重複 56林班21.98ha 水源かん養保安林と重複 57林班14.64ha 土砂流出防備保安林と重複 58林班30.49ha 水源かん養保安林と重複 59林班45.64ha 水源かん養保安林と重複 59林班2.10ha 土砂流出防備保安林と重複 60林班46.52ha 水源かん養保安林と重複 62林班8.15ha 土砂流出防備保安林と重複 64林班39.34ha 水源かん養保安林と重複 66林班2.99ha 土砂流出防備保安林と重複 67林班0.98ha 土砂流出防備保安林と重複 68林班22.02ha 土砂流出防備保安林と重複 69林班45.38ha 土砂流出防備保安林と重複 70林班0.43ha 土砂流出防備保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
		3,9,10,12,25,33,37, 38,58,59,62,66,67,6 8,69,75,243,245	189.64	択伐		3林班0.53ha 土砂流出防備保安林と重複 9林班2.28ha 土砂流出防備保安林と重複 9林班0.74ha 落石防止保安林と重複 10林班115.08ha 土砂流出防備保安林と重複 10林班2.01ha 砂防指定地と重複 25林班0.07ha 土砂流出防備保安林と重複 25林班4.06ha 落石防止保安林と重複 33林班0.53ha 土砂流出防備保安林と重複 37林班0.11ha 砂防指定地と重複 38林班0.10ha 土砂崩壊防備保安林と重複 58林班34.62ha 土砂流出防備保安林と重複 59林班0.43ha 土砂流出防備保安林と重複 66林班3.17ha 土砂流出防備保安林と重複 67林班0.05ha 土砂流出防備保安林と重複 68林班0.28ha 土砂流出防備保安林と重複 69林班6.11ha 土砂流出防備保安林と重複 75林班0.21ha 土砂崩壊防備保安林と重複 243林班0.27ha 土砂流出防備保安林と重複 245林班6.73ha 落石防止保安林と重複
		12,18,30,59	0.45	禁伐		12林班0.08ha 保安施設地区と重複 18林班0.07ha 土砂流出防備保安林と重複 30林班0.23ha 保安施設地区と重複 59林班0.07ha 水源かん養保安林と重複
		21,59,70,95	2.16	その他		59林班0.15ha 水源かん養保安林と重複
	南会津町 (伊南)	12	3.16	皆伐		
	計		2,583.19			
鳥獣保護区特別保護地区	北塩原村	51	148.78	皆伐		51林班148.78ha 水源かん養保安林と重複 51林班132.60ha 国立公園第二種特別地域と重複 51林班16.18ha 国立公園第三種特別地域と重複
		56,57,58,59,60,61	646.31	禁伐		56林班4.64ha 国立公園特別地区と重複 57林班66.32ha 土砂流出防備保安林と重複 57林班137.59ha 国立公園特別地区と重複 57林班26.13ha 国立公園第一種特別地域と重複 58林班238.04ha 国立公園特別地区と重複 59林班91.27ha 国立公園特別地区と重複 60林班41.16ha 国立公園特別地区と重複 61林班107.48ha 国立公園特別地区と重複
	南会津町 (田島)	95,301,303	51.31	皆伐		95林班10.65ha 水源かん養保安林と重複 301林班10.35ha 水源かん養保安林と重複 303林班30.24ha 水源かん養保安林と重複

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	(館岩)	95,301,303	41.26	択伐		95林班20.30ha 水源かん養保安林と重複 301林班8.81ha 水源かん養保安林と重複 303林班12.15ha 水源かん養保安林と重複
		95	0.51	その他		95林班0.51ha 水源かん養保安林と重複 95林班0.51ha その他と重複
		75,76	24.91	択伐		75林班8.23ha 水源かん養保安林と重複 75林班8.23ha 国立公園第二種特別地域と重複 76林班16.68ha 水源かん養保安林と重複 76林班16.68ha 国立公園第二種特別地域と重複
	計		913.08			
文化財保護法による史跡名勝	会津若松市 (会津若松)	1,121,122	22.31	皆伐		121林班0.63ha 土砂流出防備保安林と重複 122林班0.73ha 土砂流出防備保安林と重複
		1,121	1.71	その他		
	(河東)	7	0.25	皆伐		
	喜多方市 (喜多方)	4	1.59	皆伐		
	西会津町	155,156	0.39	禁伐		155林班0.19ha 県自然環境保全地区特別地区と重複 156林班0.20ha 水源かん養保安林と重複
	猪苗代町	146	0.55	択伐		146林班0.55ha 国立公園第二種特別地域と重複
	会津美里町 (会津本郷)	28	5.43	皆伐		28林班0.81ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 28林班4.62ha 県立自然公園第三種特別地域と重複
		28	10.22	択伐		28林班10.22ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	下郷町	18,19,76	3.26	択伐		18林班0.17ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 19林班0.22ha 県立自然公園第二種特別地域と重複 76林班2.87ha 土砂流出防備保安林と重複 76林班2.87ha 県立自然公園第二種特別地域と重複
	計		45.71			
県自然環境保全地区特別地区	西会津町	131,153,155,158	97.15	択伐		153林班1.31ha 水源かん養保安林と重複 158林班3.62ha 土砂流出防備保安林と重複
		155	0.19	禁伐		155林班0.19ha 文化財保護法による史跡名勝と重複
	磐梯町	41	1.51	皆伐		
		41	0.48	択伐		
	柳津町	133	4.83	皆伐		
		101,102,133	17.84	択伐		
	昭和村	39	0.62	択伐		
	会津美里町 (会津高田)	117	7.66	皆伐		
		117,120	2.63	択伐		

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
	南会津町 (田島)	233	7.36	皆伐		233林班1.38ha 水源かん養保安林と重複
		232,233,234,265,266,267	150.52	択伐		232林班0.90ha 水源かん養保安林と重複 233林班58.86ha 水源かん養保安林と重複 234林班32.10ha 水源かん養保安林と重複 265林班19.32ha 水源かん養保安林と重複 266林班31.04ha 水源かん養保安林と重複 267林班8.30ha 水源かん養保安林と重複
		278	3.97	禁伐		278林班3.97ha 水源かん養保安林と重複
		計	294.76			
	西会津町	152,153,154,157,158	178.03	皆伐		152林班0.96ha 水源かん養保安林と重複 153林班84.66ha 水源かん養保安林と重複 154林班20.74ha 水源かん養保安林と重複 157林班0.27ha 水源かん養保安林と重複 158林班71.40ha 土砂流出防備保安林と重複
		157	0.85	択伐		157林班0.33ha 水源かん養保安林と重複 157林班0.52ha 土砂流出防備保安林と重複
		155,157	112.79	その他		
	南会津町 (田島)	234,242,265,266,267,268,269	203.02	皆伐		234林班1.45ha 水源かん養保安林と重複 242林班5.15ha 水源かん養保安林と重複 265林班34.60ha 水源かん養保安林と重複 266林班27.48ha 水源かん養保安林と重複 267林班29.12ha 水源かん養保安林と重複 268林班64.00ha 水源かん養保安林と重複 269林班41.22ha 水源かん養保安林と重複
		(南郷) 3,83	32.80	皆伐		83林班7.35ha 水源かん養保安林と重複
		3	4.87	択伐		
	計		532.36			
	昭和村	39	9.77	皆伐		
		39	4.02	択伐		
	南会津町 (田島)	145	1.18	皆伐		
	計		14.97			
緑地保全地区						

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域		伐採方法	その他	
その他	会津若松市 (会津若松)	38,44,45,46,47,48,53,95,184	10.16	皆伐		184林班1.21ha 県立自然公園普通地域と重複
		38,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,95,97	688.38	択伐		46林班1.85ha 土砂流出防備保安林と重複 49林班5.41ha 砂防指定地と重複 50林班5.48ha 落石防止保安林と重複 51林班1.78ha 土砂流出防備保安林と重複 51林班33.45ha 風致保安林と重複 97林班63.17ha 土砂流出防備保安林と重複
		51,52	49.25	禁伐		51林班19.71ha 風致保安林と重複
		43,49	3.30	その他		49林班0.37ha 土砂流出防備保安林と重複
	西会津町	103	0.04	禁伐		
	三島町	41	0.39	皆伐		
	金山町	34	0.04	皆伐		34林班0.04ha 国定公園普通地域と重複
		34	0.31	禁伐		34林班0.31ha 国定公園普通地域と重複
	昭和村	29	0.77	皆伐		
	檜枝岐村	5,17	0.78	禁伐		
	南会津町 (田島)	26,95	0.53	その他		95林班0.51ha 水源かん養保安林と重複 95林班0.51ha 鳥獣保護区特別保護地区と重複
	計		753.95			

別記 1 (砂防指定地の施業方法)

伐採にあたっては、福島県砂防指定地等管理条例に基づき知事の許可が必要である。

別記 2 (急傾斜地崩壊危険区域の施業方法)

伐採にあたっては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき知事の許可が必要である。

別記 3 (国立公園第一種特別地域の施業方法)

ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。原則として禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。

イ 単木択伐の伐期齢は、本計画区で定める標準伐期齢に10年以上を加えたものとする。

ウ 択伐率は、現在材積の10%以内とする。

別記 4 (国立公園第二種特別地域の施業方法)

ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。伐採は択伐によるものとする。

ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐によることができる。

イ 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐による。

ウ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。

エ 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。

オ 皆伐による場合

(ア) 一伐区の面積は2ha以内とし、保残木を極力残すようつとめること。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合、又は車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。

(イ) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても伐区はつとめて分散させなければならない。

別記 5 (国立公園第三種特別地域及び県立公園第三種特別地域の施業方法)

伐採にあたっては知事の許可が必要である。全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別記 6 (国定公園第一種特別地域の施業方法)

ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。原則として、禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。

イ 単木択伐の伐期齢は、本計画区で定める標準伐期齢以上に10年以上を加えたものとする。

ウ 択伐率は、現在材積の10%以内とする。

別記 7 (国定公園第二種特別地域の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。伐採は択伐によるものとする。ただし風致維持に支障のない場合に限り、皆伐によることができる。
- イ 国定公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐による。
- ウ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。
- エ 択伐率は用材林においては現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とする。
- オ 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。
 - (ア) 一伐区の面積は 2 ha 以内とし、保残木を極力残すようにつとめること。ただし、疎密度 3 より多く保残木を残す場合、又は車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。
 - (イ) 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。

別記 8 (県立自然公園第一種特別地域の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。原則として禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐によることができる。
- イ 単木択伐の伐期齢は本計画区で定める標準伐期齢に 10 年以上を加えたものとする。
- ウ 択伐率は、現在材積の 10%以内とする。

別記 9 (県立自然公園第二種特別地域の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。伐採の方法は択伐によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り皆伐によることができる。
- イ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。
- ウ 森林の最小区分ごとに択伐率を算定し、その率は用材林においては現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とする。
- エ 皆伐による場合は、その伐区は次のとおりとする。
 - (ア) 一伐区の面積は 2 ha 以内とし、保残木を極力残すようにつとめること。ただし、疎密度 3 より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。
 - (イ) 伐区は更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても伐区はつとめて分散させなければならない。
- オ 知事は許可に際し、風致上特に必要と認める場合は、伐区、樹種、林型の変更をする場合がある。
- カ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。

別記 1 0 (鳥獣保護区特別保護地区の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可を必要とする。伐採種は、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあっては、伐採種は定めない。
- イ 地域森林計画の初年度以降 5 年間に当該計画に係る特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除した面積の 5 倍とする。
- ウ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

別記 1 1 (文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる森林の施業方法)

- 伐採にあたっては、あらかじめ文化財保護法に基づく許可を要する。

別記 1 2 (県自然環境保全地域特別地区の施業方法)

- ア 伐採にあたっては、知事の許可が必要である。高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林及び人為によって影響を受けやすい野生動植物保護地区又は極相の状態を厳正に維持する必要があるもの等特に学術的価値の高い森林については禁伐。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（択伐率現在材積の 1 0 %以内）を行うことができる。
- イ 上記以外の地域においては択伐（択伐率現在蓄積の 3 0 %以内）とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐（1 伐区的面積は 2 ha以内、伐区はつとめて分散させる）を行うことができる。
- ウ 保安林の指定されている地域においては、崩壊地の周辺で放置すれば崩壊の拡大が予想される場合等保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する必要が現に生じている場合又は 1 0 年以内に生ずると見込まれる場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招く恐れのない場合には、上記アの単木択伐（択伐率現在蓄積の 1 0 %以内）を森林法施業規則第 2 2 条の 3 に規定する択伐率による択伐（均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ha未満とすること）とすることができるものとする。

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	(一) 主伐に係るもの イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 (二) 間伐に係るもの イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として伐採を禁止する。
2 伐採の限度	(一) 主伐に係るもの イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちのその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。 ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

3 植 栽	(二) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。 (一) 方法に係るもの 満一年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 (二) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 (三) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。
-------	---

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別紙２ 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養保安林 (１号)	１ 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐 ２ その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
土砂流出 防備保安林 (２号)	１ 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 ２ 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 ３ その他の森林にあっては、択伐
土砂崩壊 防備保安林 (３号)	１ 保安施設事業の施行地の森林で地盤の安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 ２ その他の森林にあっては、択伐
飛砂防備保安林 (４号)	１ 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 ２ その地表が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 ３ その他の森林にあっては、択伐
防 風 保 安 林 防 霧 保 安 林 (５号)	１ 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね２０メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね１０メートル未満のものをいうものとする。））にあっては、禁伐 ２ その他の森林にあっては、伐採種を定めない。
水害防備保安林 潮害防備保安林 防 雪 保 安 林 (５号)	１ 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 ２ その他の森林にあっては、択伐
干害防備保安林 (５号)	１ 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐 ２ その他の森林にあっては、伐採種を定めない。

保安林の種類	伐 採 の 方 法
なだれ防止保安林 落石防止保安林 (6号)	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれ が比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐 2 その他の森林にあつては、禁伐
防火保安林 (7号)	禁 伐
魚つき保安林 (8号)	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあつては、禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐 採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
航行目標保安林 (9号)	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
保健保安林 (10号)	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれ があると認められる森林にあつては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施 設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めな い。 3 その他の森林にあつては、択伐
風致保安林 (11号)	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、 禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐

(注) 保安林の種類覧の () 書きは、森林法第25条第1項の目的の号数。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha 比率:%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100	備考
		総数②	国有林	民有林		
総 数	542,031	447,063	205,776	241,287	82	
会津農 林事 務所	会津若松市	38,297	21,002	5,704	15,299	55
	喜多方市	55,463	38,586	14,349	24,236	70
	北塩原村	23,408	20,190	13,857	6,333	86
	西会津町	29,818	25,539	5,110	20,430	86
	磐梯町	5,977	3,807	428	3,379	64
	猪苗代町	39,485	27,135	11,515	15,620	69
	会津坂下町	9,159	3,067	589	2,478	33
	湯川村	1,637	—	—	—	—
	柳津町	17,582	15,214	3,560	11,654	87
	三島町	9,081	7,956	1,469	6,487	88
	金山町	29,392	27,033	16,865	10,168	92
	昭和村	20,946	19,426	14,523	4,904	93
	会津美里町	27,633	20,137	1,167	18,970	73
計		307,878	229,093	89,136	139,957	74
南会津農 林事 務所	下郷町	31,704	27,618	6,172	21,446	87
	檜枝岐村	39,046	38,197	36,370	1,827	98
	只見町	74,756	70,270	49,154	21,116	94
	南会津町	88,647	81,884	24,943	56,941	92
	計	234,153	217,970	116,640	101,330	93

(注) 区域面積: 令和8年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)

国有林: 関東森林管理局資料

民有林: 令和8年度地域森林計画編成調査(森林計画課)

※四捨五入の関係で、計と内訳は必ずしも一致しない。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	市町村	気 温(℃)			年 間 降水量 (mm)	最 深 積雪量 (cm)	主風の方 向	備 考
		最 高	最 低	年平均				
若 松	会津若松市	30.8	-3.5	12.0	1,253.0	59	西北西	
西会津	西会津町	29.7	-4.1	11.3	1,786.0	96	—	
猪苗代	猪苗代町	27.7	-5.8	10.0	1,263.0	90	—	
田 島	南会津町	28.4	-6.9	9.6	1,318.1	88	—	
南 郷	南会津町	28.8	-6.1	9.9	1,492.1	166	—	
只 見	只見町	29.5	-4.6	10.3	2,445.9	231	—	

(注) 気象統計情報(気象庁)

※ 平年値(統計期間1991年～2020年)

イ 地 勢

「Ⅰ 計画の大綱 1 森林計画区の概況 (2) 自然的背景」のとおり

ウ 地質、土壌等

「Ⅰ 計画の大綱 1 森林計画区の概況 (2) 自然的背景」のとおり

(3) 土地利用の現況

単位 面積:ha

区 分		総 数	森 林	農 地			そ の 他	
				総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総 数		542,031	447,063	27,505	23,592	3,486	67,463	7,454
会津農林事務所	会津若松市	38,297	15,299	5,979	5,236	540	17,019	2,280
	喜多方市	55,463	24,236	6,571	5,769	780	24,656	1,465
	北塩原村	23,408	6,333	207	169	37	16,868	143
	西会津町	29,818	20,430	708	539	167	8,680	230
	磐梯町	5,977	3,379	636	496	136	1,962	174
	猪苗代町	39,485	15,620	2,722	2,501	218	21,143	594
	会津坂下町	9,159	2,478	3,101	2,687	365	3,580	507
	湯川村	1,637	—	960	908	52	677	114
	柳津町	17,582	11,654	404	292	110	5,524	111
	三島町	9,081	6,487	57	36	21	2,537	63
	金山町	29,392	10,168	114	94	20	19,110	99
	昭和村	20,946	4,904	338	279	59	15,704	58
	会津美里町	27,633	18,970	3,349	2,859	364	5,314	633
計		307,878	139,957	25,146	21,865	2,869	142,775	6,471
南会津農林事務所	下郷町	31,704	21,446	615	370	237	9,643	227
	檜枝岐村	39,046	1,827	5	—	5	37,214	16
	只見町	74,756	21,116	397	358	38	53,243	159
	南会津町	88,647	56,941	1,342	999	337	30,364	581
	計	234,153	217,970	2,359	1,727	617	13,824	983

(注) 農地:2025農林業センサス

宅地:第139回福島県統計年鑑2025(固定資産概要調書(土地))

※四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない

※農地総数には樹園地が含まれるので、田と畑の計とは一致しない

(4) 産業別生産額

単位 金額:百万円

区 分		総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			総 額	農 業	林 業	水産業		
総 数		996,141	25,057	23,157	1,780	120	264,566	701,177
会津農林事務所	会津若松市	464,896	4,377	4,252	124	0	101,074	356,953
	喜多方市	158,182	5,232	5,084	148	0	46,951	105,152
	北塩原村	12,519	303	245	37	21	1,949	10,200
	西会津町	21,545	894	709	185	0	6,231	14,304
	磐梯町	38,050	791	723	67	0	28,265	8,790
	猪苗代町	47,897	1,844	1,622	179	44	7,829	37,966
	会津坂下町	53,108	2,628	2,614	14	0	13,226	36,970
	湯川村	10,396	658	658	0	0	3,581	6,102
	柳津町	13,689	730	644	86	0	3,388	9,498
	三島町	8,075	259	207	52	0	1,669	6,104
	金山町	15,112	343	271	72	0	3,292	11,396
	昭和村	4,239	281	243	38	0	1,510	2,425
	会津美里町	45,320	3,288	3,117	172	0	11,476	30,313
	計	893,029	21,627	20,388	1,173	66	230,441	636,173
南会津農林事務所	下郷町	21,368	1,022	861	120	42	9,085	11,147
	檜枝岐村	5,502	23	13	7	3	747	4,702
	只見町	18,679	459	398	52	9	5,472	12,648
	南会津町	57,563	1,925	1,497	428	0	18,821	36,509
	計	103,112	3,430	2,769	607	54	34,125	65,004

(注) 福島県市町村民経済計算年報(令和5(2023)年度版、福島県統計課)

※総生産額は帰属利子等を控除した額なので内訳とは一致しない。

※四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数:人

区 分		人 口	就業者総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
				計	農 業	林 業	水産業		
総 数		229,501	125,909	12,529	11,988	541	23	32,478	77,727
会津農林事務所	会津若松市	107,916	55,742	2,474	2,362	109	3	13,737	37,089
	喜多方市	40,103	22,149	3,081	3,025	53	3	6,445	12,344
	北塩原村	2,204	1,506	202	198	4	－	294	997
	西会津町	4,871	2,917	489	456	33	－	984	1,441
	磐梯町	2,949	1,632	232	231	1	－	442	920
	猪苗代町	11,847	6,713	835	777	52	6	1,304	4,486
	会津坂下町	13,295	8,034	1,154	1,137	15	2	2,205	4,659
	湯川村	2,788	1,650	361	354	7	－	401	865
	柳津町	2,567	1,552	253	246	7	－	431	842
	三島町	1,170	623	61	55	6	－	170	389
	金山町	1,615	766	91	87	3	1	175	497
	昭和村	1,049	574	187	182	5	－	99	287
	会津美里町	16,750	9,738	1,459	1,407	52	－	2,504	5,668
	計	209,124	113,596	10,879	10,517	362	15	29,191	70,484
南会津農林事務所	下郷町	4,324	2,659	368	346	16	6	779	1,506
	檜枝岐村	471	293	6	3	2	1	13	274
	只見町	3,370	2,051	303	268	34	1	602	1,105
	南会津町	12,212	7,310	973	854	119	－	1,893	4,358
	計	20,377	12,313	1,650	1,471	179	8	3,287	7,243

(注) 人口:福島県現住人口調査月報(R8.7.1福島県統計課)

産業別人口:令和2年国勢調査

※分類不能の産業があるため、総数と内訳は必ずしも一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

(単位 面積:ha 材積:m³ 竹林:束)

区 分			立 木 地				
			総 数	人工林	天 然 林		
					総 数	利活用	利活用以外
総 数	面 積	236,890	56,364	180,526	6,569	173,956	
	材 積	54,203,327	31,114,728	23,088,599	843,423	22,245,176	
	成長量	420,879	285,811	135,068	3,983	131,085	
1 齢級	面 積	373	30	344	1	343	
	材 積	-	-	-	-	-	
	成長量	-	-	-	-	-	
2 齢級	面 積	942	31	911	7	905	
	材 積	6,044	5	6,039	29	6,010	
	成長量	1,247	-	1,247	6	1,241	
3 齢級	面 積	974	61	913	16	897	
	材 積	24,648	3,797	20,851	195	20,656	
	成長量	3,022	647	2,375	24	2,351	
4 齢級	面 積	1,614	64	1,550	4	1,546	
	材 積	65,893	10,907	54,986	132	54,854	
	成長量	5,370	1,029	4,341	11	4,330	
5 齢級	面 積	1,969	269	1,701	0	1,701	
	材 積	172,261	77,900	94,361	5	94,356	
	成長量	9,689	4,605	5,084	-	5,084	
6 齢級	面 積	3,186	885	2,300	34	2,267	
	材 積	474,337	316,840	157,497	2,071	155,426	
	成長量	20,324	13,878	6,446	89	6,357	
7 齢級	面 積	4,523	1,063	3,460	60	3,400	
	材 積	748,961	463,252	285,709	5,099	280,610	
	成長量	23,066	14,726	8,341	140	8,201	
8 齢級	面 積	8,096	2,320	5,776	101	5,675	
	材 積	1,640,366	1,090,526	549,840	9,498	540,342	
	成長量	37,386	25,897	11,489	200	11,289	
9 齢級	面 積	9,638	4,194	5,444	112	5,332	
	材 積	2,750,360	2,187,902	562,458	11,894	550,564	
	成長量	49,621	39,079	10,541	219	10,322	
10 齢級	面 積	9,602	5,723	3,879	50	3,829	
	材 積	3,406,194	2,995,989	410,205	5,863	404,342	
	成長量	47,951	42,688	5,264	74	5,190	
11 齢級	面 積	11,878	6,640	5,238	67	5,171	
	材 積	4,016,186	3,449,826	566,360	7,758	558,602	
	成長量	43,170	38,345	4,825	55	4,770	
12 齢級	面 積	13,385	7,927	5,457	310	5,147	
	材 積	4,658,494	4,028,786	629,708	33,098	596,610	
	成長量	40,392	35,626	4,766	260	4,506	
13 齢級	面 積	18,634	7,478	11,156	623	10,533	
	材 積	5,363,834	3,972,748	1,391,086	76,239	1,314,847	
	成長量	37,239	27,105	10,134	573	9,561	
14 齢級	面 積	31,238	7,567	23,671	989	22,682	
	材 積	7,389,384	4,254,322	3,135,062	123,947	3,011,115	
	成長量	36,113	20,491	15,622	648	14,974	
15 齢級	面 積	38,026	5,163	32,862	1,195	31,667	
	材 積	7,634,227	3,227,234	4,406,993	153,952	4,253,041	
	成長量	30,728	12,391	18,337	681	17,656	

区 分			立 木 地				
			総 数	人工林	天 然 林		
					総 数	利活用	利活用以外
16 齢級	面 積	24,583	2,113	22,470	910	21,559	
	材 積	4,487,028	1,440,539	3,046,489	128,835	2,917,654	
	成長量	14,380	4,511	9,869	384	9,485	
17 齢級	面 積	15,901	1,279	14,622	563	14,059	
	材 積	2,958,857	928,049	2,030,808	75,651	1,955,157	
	成長量	7,342	1,763	5,579	223	5,356	
18 齢級	面 積	10,855	1,019	9,836	368	9,469	
	材 積	2,155,465	750,701	1,404,764	49,045	1,355,719	
	成長量	4,418	1,361	3,057	104	2,953	
19 齢級	面 積	10,502	815	9,687	356	9,331	
	材 積	1,985,293	606,732	1,378,561	40,333	1,338,228	
	成長量	3,242	707	2,535	86	2,449	
20 齢級	面 積	5,101	614	4,487	122	4,365	
	材 積	1,143,611	461,073	682,538	18,083	664,455	
	成長量	1,483	457	1,026	20	1,006	
21 齢級	面 積	4,913	416	4,497	178	4,319	
	材 積	1,053,070	315,827	737,243	24,121	713,122	
	成長量	1,626	206	1,420	30	1,390	
22 齢級	面 積	2,418	255	2,162	113	2,050	
	材 積	543,448	196,029	347,419	16,828	330,591	
	成長量	654	114	540	21	519	
23 齢級	面 積	1,726	173	1,553	71	1,482	
	材 積	360,559	134,504	226,055	11,181	214,874	
	成長量	423	62	361	30	331	
24 齢級	面 積	1,536	109	1,427	101	1,326	
	材 積	299,882	81,770	218,112	14,600	203,512	
	成長量	440	46	394	24	370	
25 齢級	面 積	1,039	72	967	44	922	
	材 積	210,070	55,587	154,483	6,485	147,998	
	成長量	331	31	300	6	294	
26 齢級	面 積	806	37	769	53	716	
	材 積	136,862	28,683	108,179	7,421	100,758	
	成長量	257	16	241	13	228	
27 齢級	面 積	632	23	609	6	603	
	材 積	109,449	17,068	92,381	635	91,746	
	成長量	132	14	118	-	118	
28 齢級	面 積	393	7	385	36	349	
	材 積	58,548	5,019	53,529	3,828	49,701	
	成長量	74	1	73	6	67	
29 齢級	面 積	1,024	5	1,019	58	960	
	材 積	173,091	3,796	169,295	7,835	161,460	
	成長量	323	3	320	12	308	
30 齢級	面 積	786	2	784	0	784	
	材 積	81,194	1,370	79,824	21	79,803	
	成長量	249	1	248	-	248	
31 齢級以上	面 積	597	9	588	20	568	
	材 積	95,711	7,947	87,764	8,741	79,023	
	成長量	186	11	175	44	131	

竹 林		無 立 木 地			更新困難地	森 林 合 計			
面 積	束 数	総 数	伐採跡地	未立木地	面 積	面 積	材 積	成長量	
4	3180	3,676	808	2,868	717	241,287	54,203,327	420,879	

(注) 森林計画課資料

注 1 利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

(2)制限林普通林別森林資源表

(単位 面積:ha 材積:m3 竹林:束)

区 分		総 数			普 通 林			制 限 林		
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数		241,287	54,203,327	420,879	144,791	36,280,009	275,491	93,988	17,923,318	145,388
立 木 地	総 数	236,890	54,203,327	420,879	143,596	36,280,009	275,491	93,294	17,923,318	145,388
	人 工 林	56,364	31,114,728	285,811	38,722	22,568,794	193,513	17,642	8,545,934	92,298
	総 数	180,526	23,088,599	135,068	104,874	13,711,215	81,978	75,652	9,377,384	53,090
	天 然 林	6,569	843,423	3,983	2,196	277,990	1,630	4,373	565,433	2,353
利 活 用 総 数		173,956	22,245,176	131,085	102,677	13,433,225	80,348	71,279	8,811,951	50,737
利活用以外										
竹 林		4	3,180	-	4	2,952	-	0	228	-
無 立 木 地	総 数	3,676	-	-	1,864	-	-	1,812	-	-
	伐 採 跡 地	808	-	-	652	-	-	156	-	-
	未 立 木 地	2,868	-	-	1,212	-	-	1,656	-	-
	更 新 困 難 地	717	-	-	276	-	-	441	-	-

(注)森林計画課資料

注1 利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

(3)市町村別森林資源表

(単位 面積:ha 材積:m³ 竹林:束)

区 分		立 木 地					竹 林	無立木地			更新 困難地	
		総数	人工林	天 然 林				総 数	伐 採 跡 地	未 立 木 地		
				総数	利活用	利活用以外						
総 数		面積	236,890	56,364	180,526	6,569	173,956	4	3,676	808	2,868	717
		材積	54,203,327	31,114,728	23,088,599	843,423	22,245,176	3,180	-	-	-	-
会津農林事務所	総 数	面積	138,383	35,140	103,244	3,659	99,585	3	1,153	309	844	417
		材積	34,358,804	20,866,189	13,492,615	480,566	13,012,049	2,700	-	-	-	-
	会津若松市	面積	15,275	3,267	12,008	561	11,447	2	14	-	14	7
		材積	3,448,796	1,910,745	1,538,051	76,382	1,461,669	1,800	-	-	-	-
	喜多方市	面積	23,884	5,766	18,119	544	17,575	0	136	70	66	216
		材積	6,040,294	3,579,770	2,460,524	68,417	2,392,107	72	-	-	-	-
	北塩原村	面積	6,287	1,144	5,143	479	4,664	0	45	41	4	1
		材積	1,330,324	669,988	660,336	61,127	599,209	64	-	-	-	-
	西会津町	面積	20,290	3,993	16,296	449	15,848	0	136	-	136	4
		材積	4,478,638	2,309,982	2,168,656	69,626	2,099,030	28	-	-	-	-
	磐梯町	面積	3,305	1,067	2,238	65	2,173	0	27	20	7	47
		材積	995,957	669,387	326,570	9,003	317,567	80	-	-	-	-
	猪苗代町	面積	15,448	5,366	10,082	575	9,507	0	103	94	9	68
		材積	3,825,167	2,584,320	1,240,847	62,310	1,178,537	88	-	-	-	-
	会津坂下町	面積	2,437	562	1,875	25	1,850	0	30	25	5	11
		材積	617,413	348,696	268,717	3,252	265,465	40	-	-	-	-
	柳津町	面積	11,605	3,620	7,984	84	7,900	-	46	9	38	3
		材積	3,181,217	2,216,433	964,784	10,861	953,923	-	-	-	-	-
	三島町	面積	6,454	1,788	4,666	174	4,492	-	29	5	24	3
		材積	1,969,436	1,296,790	672,646	29,490	643,156	-	-	-	-	-
	金山町	面積	9,598	2,702	6,896	327	6,569	-	519	0	518	52
		材積	2,646,200	1,724,970	921,230	43,173	878,057	-	-	-	-	-
	昭和村	面積	4,855	675	4,179	190	3,989	-	49	35	14	-
		材積	922,577	397,397	525,180	23,835	501,345	-	-	-	-	-
	会津美里町	面積	18,946	5,189	13,757	187	13,570	1	19	10	10	4
		材積	4,902,785	3,157,711	1,745,074	23,090	1,721,984	528	-	-	-	-
南会津農林事務所	総 数	面積	98,506	21,225	77,282	2,910	74,372	1	2,523	499	2,024	300
		材積	19,844,523	10,248,539	9,595,984	362,857	9,233,127	480	-	-	-	-
	下郷町	面積	20,763	4,561	16,203	809	15,393	0	408	174	234	274
		材積	4,379,926	2,387,191	1,992,735	96,230	1,896,505	320	-	-	-	-
	檜枝岐村	面積	1,822	215	1,606	4	1,603	-	5	-	5	-
		材積	324,987	89,071	235,916	535	235,381	-	-	-	-	-
	只見町	面積	19,368	2,299	17,069	325	16,744	-	1,727	1	1,725	22
		材積	2,817,569	1,118,807	1,698,762	36,487	1,662,275	-	-	-	-	-
	南会津町	面積	56,553	14,149	42,404	1,772	40,632	0	384	324	59	4
		材積	12,322,041	6,653,470	5,668,571	229,605	5,438,966	160	-	-	-	-

(注)森林計画課資料

注1 利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

(4) 所有形態別森林資源表

(単位 面積:ha 材積:m3 竹林:束)

区 分		総数	立 木 地					竹林	無 立 木 地			更新 困難地
			総数	人工林	天 然 林				総数	伐採 跡地	未立 木地	
					総数	利活用	利活用以外					
総数	面積	241,287	236,890	56,364	180,526	6,569	173,956	4	3,676	808	2,868	717
	材積	54,203,327	54,203,327	31,114,728	23,088,599	843,423	22,245,176	3,180	－	－	－	－
個人	面積	70,290	69,723	22,404	47,320	1,222	46,098	2	478	264	214	87
	材積	20,409,829	20,409,829	13,996,115	6,413,714	162,477	6,251,237	1,988	－	－	－	－
森林組合	面積	3,717	3,595	414	3,180	217	2,963		105		105	17
	材積	663,229	663,229	250,375	412,854	24,910	387,944		－		－	－
会社	面積	8,550	8,374	1,022	7,352	540	6,812		101	16	84	75
	材積	1,370,736	1,370,736	454,502	916,234	71,365	844,869		－	－	－	－
団体	面積	1,965	1,911	341	1,571	163	1,407		46	18	29	7
	材積	337,445	337,445	151,267	186,178	21,505	164,673		－	－	－	－
学校	面積	3	3	2	1	1	0		－			
	材積	1,691	1,691	1,586	105	67	38		－			
社寺	面積	1,748	1,647	275	1,372	52	1,320	0	91	1	90	10
	材積	344,529	344,529	169,902	174,627	8,146	166,481	152	－	－	－	－
県有	面積	3,237	3,218	1,235	1,982	153	1,829		19	13	6	
	材積	884,794	884,794	560,782	324,012	19,586	304,426		－	－	－	
市町村有	面積	27,361	25,996	3,170	22,826	1,010	21,816	0	1,177	54	1,124	188
	材積	3,954,126	3,954,126	1,387,971	2,566,155	127,690	2,438,465	7	－	－	－	－
財産区有	面積	12,889	12,400	1,936	10,465	364	10,101		470	84	386	19
	材積	2,140,302	2,140,302	856,742	1,283,560	35,803	1,247,757		－	－	－	－
その他公	面積	197	196	28	168	1	167	0	0		0	1
	材積	43,985	43,985	15,947	28,038	287	27,751	5	－		－	－
部落有	面積	5,863	5,746	919	4,827	117	4,710	0	114	87	27	3
	材積	1,057,788	1,057,788	460,882	596,906	14,762	582,144	320	－	－	－	－
共有	面積	88,054	86,689	10,015	76,674	2,704	73,970	1	1,065	268	797	299
	材積	15,639,000	15,639,000	5,805,445	9,833,555	353,579	9,479,976	709	－	－	－	－
公社	面積	10,967	10,961	9,689	1,272	5	1,266		3	1	2	4
	材積	4,926,596	4,926,596	4,769,536	157,060	538	156,522		－	－	－	－
センター	面積	6,216	6,204	4,853	1,351	3	1,347		5	2	3	7
	材積	2,385,392	2,385,392	2,207,059	178,333	464	177,869		－	－	－	－
その他	面積	230	229	63	166	17	149		1	0	1	
	材積	43,885	43,885	26,617	17,268	2,244	15,024		－	－		

(注)森林計画課資料

注1 利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

(5) 制限林の種類別面積(その1)

単位 面積:ha

区分	保安林										自然公園					
	水源	土砂流出	土砂崩壊	その他の	計	国立公園				小計	国定公園				小計	小計
	かん養 保安林	防備 保安林	防備 保安林	保安林		特別保護 地区	第一種 特別地区	第二種 特別地区	第三種 特別地区		特別保護 地区	第一種 特別地区	第二種 特別地区	第三種 特別地区		
総数	(0.00) 56,915.17	(217.95) 22,942.74	(0.00) 271.76	(3183.63) 1,874.52	(3401.57) 82,004.19	(147.37) 950.43	(319.38) 307.57	(1677.35) 2,451.26	(2567.40) 3,431.17	(4711.50) 7,140.43	(4.42) -	(0.00) 678.16	(186.54) 62.17	(9.52) 84.41	(200.48) 824.74	
総数	(0.00) 27,260.28	(55.15) 9,368.98	(0.00) 230.55	(1491.16) 978.74	(1546.30) 37,838.55	(147.37) 939.63	(16.37) 307.57	(770.57) 2,450.35	(1554.55) 3,330.91	(2488.86) 7,028.46	(0.00) -	(0.00) -	(0.00) -	(9.52) 84.41	(9.52) 84.41	
会津若松市	- 2,609.90	- 541.84	- 0.43	(2.10) 66.83	(2.10) 3,219.05	- -	- -	(0.84) 255.58	(1.04) 4.90	(1.88) 260.48	- -	- -	- -	- -	- -	- -
喜多方市	- 7,852.47	(5.56) 1,612.63	- 43.09	(132.30) 171.81	(137.86) 9,680.00	- -	- -	(0.00) 9.40	(165.79) 21.64	(165.79) 31.04	- -	- -	- -	- -	- -	- -
北塩原村	- 716.51	- 99.98	- 0.46	(4.54) 1.62	(4.54) 818.57	(49.95) 751.67	(16.37) 307.57	(320.53) 1,034.30	(104.11) 834.99	(490.96) 2,928.53	- -	- -	- -	- -	- -	- -
西会津町	- 2,841.25	(1.15) 1,773.18	- 137.15	(115.47) 235.57	(116.62) 4,987.15	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
磐梯町	- 1,185.91	- -	- -	(104.95) -	(104.95) 1,185.91	(97.42) -	- -	- -	(874.90) 201.87	(972.32) 201.87	- -	- -	- -	- -	- -	- -
猪苗代町	- 1,311.69	- 1,572.44	- 7.93	- 97.10	(0.00) 2,989.16	- 187.96	- -	(449.20) 1,151.07	(408.71) 2,267.51	(857.91) 3,606.54	- -	- -	- -	- -	- -	- -
会津坂下町	- -	- 31.79	- -	- -	(0.00) 31.79	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
湯川村	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
柳津町	- 1,090.09	- 1,120.57	- 2.68	(20.06) 93.94	(20.06) 2,307.28	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
三島町	- 1,316.61	- 223.20	- 1.28	(18.58) 72.24	(18.58) 1,613.33	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
金山町	- 2,218.57	- 1,194.49	- 34.64	(0.30) 186.47	(0.30) 3,634.17	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
昭和村	- 24.34	- 88.52	- 2.53	- 6.72	(0.00) 122.11	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
会津美里町	- 6,092.94	(48.44) 1,110.34	- 0.31	(1092.85) 46.44	(1141.29) 7,250.03	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
総数	- 29,654.88	(162.80) 13,573.76	- 41.21	(1692.47) 895.78	(1855.27) 44,165.63	10.80	(303.01) -	(906.78) 0.91	(1012.85) 100.26	(2222.64) 111.97	(4.42) -	678.16	(186.54) 62.17	- -	(190.96) 740.33	
下郷町	- 3,128.44	- 7,379.97	- 12.36	(1191.06) 121.86	(1191.06) 10,642.63	- -	(303.01) -	(591.96) 0.04	(1003.83) 0.04	(1898.80) 0.04	- -	- -	- -	- -	- -	- -
檜枝岐村	- 6.41	- 53.98	- -	- 51.09	(0.00) 111.48	- -	- -	(2.85) 0.91	(9.02) 100.22	(11.87) 101.13	- -	- -	- -	- -	- -	- -
只見町	- 6,098.91	(46.27) 3,191.50	- 18.40	(98.48) 278.04	(144.75) 9,586.85	- -	- -	- -	- -	- -	(4.42) -	678.16	(186.54) 62.17	- -	(190.96) 740.33	
南会津町	- 20,421.12	(116.53) 2,948.31	- 10.45	(402.93) 444.79	(519.46) 23,824.67	- 10.80	- -	(311.97) -	- -	(311.97) 10.80	- -	- -	- -	- -	- -	- -

(注) ()内の面積は他制限林(該当制限林より左に記載してある制限林)との重複面積で、内数

森林計画課資料

(5) 制限林の種類別面積(その2)

単位 面積:ha

区分	自然公園					保安施設 地区	砂防 指定地	ばた山崩壊 防止区域	急傾斜地 崩壊危険 区域	鳥獣保護法 による特別 保護地区	都市計画法 による風致 地区	林業種苗法 による特別 母樹林	文化財保護 法による史 跡名勝天然 記念物に係 る指定地等	都市緑地法 による特別 緑地保全地 区	自然環境保 全法による 原生自然環 境保全地域	自然環境保 全法による 自然環境保 全地域の特 別地区	県自然環境 保全地域特 別地区	合計
	県立自然公園			計														
	第一種 特別地域	第二種 特別地域	第三種 特別地域		小計													
総数	(0.00) 0.57	(10.48) 34.37	(54.97) 112.50	(65.45) 147.44	(2563.83) 7,260.31	(0.94) 2.33	(163.68) 765.87	- 24.69	(1.56) 1.20	(795.09) -	- -	- -	(2.11) 24.69	(13.79) (13.79)	- -	- -	(19.20) 135.93	(5106.51) 46,028.87
総数	-	(10.48) 34.37	(54.97) 112.50	(65.45) 147.44	(2563.83) 7,260.31	(0.94) 2.33	(163.68) 765.87	- -	(1.56) 1.20	(795.09) -	- -	- -	(2.11) 24.69	(13.79) -	- -	- -	(19.20) 135.93	(5106.51) 46,028.87
会津若松市	0.57	(8.11) 21.12	(24.85) 65.28	(32.96) 86.40	(34.84) 346.87	- -	(10.64) 31.63	- -	(1.21) -	- -	- -	- -	(1.36) 22.90	- -	- -	- -	- -	(50.16) 3,620.46
喜多方市	-	-	-	-	(165.79) 31.04	- 0.35	(143.60) 153.89	- -	- -	- -	- -	- -	(0.00) 1.59	- -	- -	- -	- -	(447.25) 9,866.87
北塩原村	-	-	-	-	(490.96) 2,928.53	- -	186.87 -	- -	- -	(795.09) -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	(1290.59) 3,933.97
西会津町	-	-	-	-	(0.00) -	- 0.40	(0.08) 43.26	- -	0.04 -	- -	- -	- -	(0.20) 0.19	- -	- -	- -	(19.20) 100.36	(136.09) 5,131.41
磐梯町	-	-	-	-	(972.32) 201.87	- -	0.39 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- 1.99	(1077.27) 1,390.16
猪苗代町	-	-	-	-	(857.91) 3,606.54	(0.31) -	(1.29) 82.40	- -	- -	- -	- -	- -	(0.55) -	- -	- -	- -	- -	(860.06) 6,678.10
会津坂下町	-	-	-	-	- -	- -	- 6.97	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	(0.00) 38.76
湯川村	-	-	-	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
柳津町	-	-	-	-	- -	- 0.51	(1.59) 81.60	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- 22.67	(21.65) 2,412.06
三島町	-	-	-	-	- -	- -	- 19.76	- -	- 0.39	(1.87) -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	(20.45) 1,633.48
金山町	0.57	-	-	-	(9.52) 84.98	(0.63) 0.97	(2.80) 10.83	- -	(0.35) -	(2.80) -	- -	- -	(0.35) -	- -	- -	- -	- -	(13.60) 3,730.95
昭和村	-	-	-	-	- -	- 0.10	107.82 -	- -	- 0.77	- -	- -	- -	- -	(13.79) -	- -	- -	- 0.62	(13.79) 231.42
会津美里町	-	(2.37) 13.25	(30.12) 47.22	(32.49) 60.47	(32.49) 60.47	- -	(1.81) 40.45	- -	(1.81) -	- -	- -	- -	(1.81) -	- -	- -	- -	- 10.29	(1175.59) 7,361.24
総数	-	-	-	-	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
下郷町	-	(214.81) 160.00	(286.97) 361.12	(501.78) 521.12	(2400.58) 521.12	- 6.77	(2411.35) 614.01	- -	- -	(3.26) -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	(6006.25) 11,784.57
檜枝岐村	-	-	-	-	(11.87) 101.13	- 0.17	- 1.41	- -	- 0.78	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	(11.87) 214.97
只見町	-	-	-	-	(190.96) 740.33	- 1.25	(420.44) 243.15	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	(756.15) 10,571.58
南会津町	-	-	-	-	(311.97) 10.80	(0.03) 1.59	(2094.10) 2,478.57	- -	- -	(128.72) 0.07	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	(155.87) 11.95
南会津町	-	-	-	-	10.80	1.59	2,478.57	-	-	0.07	-	-	-	-	-	-	-	(3210.15) 26,327.65

森林計画課資料

(注) ()内の面積は他制限林(該当制限林より左に記載してある制限林)との重複面積で、内数

(6) 樹種別材積表

単位 材積:千m3

区 分		総 数	人工林	天然林
針葉樹	スギ	27,340	27,249	91
	ヒノキ	24	24	—
	アカマツ・クロマツ	2,707	1,397	1,310
	カラマツ	2,278	2,278	—
	ヒバ	216	—	216
	ヒメコマツ	249	—	249
	モミ	3	—	3
	その他	68	7	61
	小 計	32,884	30,956	1,929
広葉樹	クリ	6	6	—
	クヌギ	0	0	0
	ブナ	405	—	405
	ナラ	274	—	274
	その他	20,532	51	20,481
	小 計	21,218	58	21,160
	特殊樹種	101	—	—
合 計		54,203	31,014	23,089

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積:ha

市町村	特定保安林					要整備森林		備 考
	番号	面積				箇所数	面 積	
		総 数	人工林	天然林	その他			
該当なし								

(8) 荒廃林地等の面積

単位 面積：ha

区分		荒廃林地			荒廃危険地 (概成)	計
		崩壊地	地すべり地	小計		
総数		4,536	3,483	8,019	1,937	9,956
会津農林事務所	会津若松市	173	104	277	31	308
	喜多方市	498	810	1,308	452	1,760
	北塩原村	55	18	74	37	110
	西会津町	349	430	779	323	1,101
	磐梯町	14	0	14	2	16
	猪苗代町	196	0	196	11	207
	会津坂下町	58	0	58	15	73
	湯川村	0	0	0	0	0
	柳津町	188	625	813	141	954
	三島町	158	0	158	19	177
	金山町	206	271	477	68	545
	昭和村	77	0	77	12	89
	会津美里町	221	109	330	247	578
	計	2,196	2,367	4,563	1,357	5,919
南会津農林事務所	下郷町	497	150	647	121	768
	檜枝岐村	112	0	112	26	138
	只見町	494	526	1,020	102	1,121
	南会津町	1,238	441	1,678	331	2,010
	計	2,340	1,116	3,457	580	4,037

(注) 森林保全課資料(令和7年度)

注1 「荒廃林地等」とは、山腹崩壊地、はげ山、浸食されたり異常な堆積をしている溪流及び地すべり地などの荒廃林地や荒廃の兆しがある荒廃危険地をいう。

注2 「崩壊地」とは、台風や豪雨、地震、火山活動等により、崩壊が発生した山腹斜面、土石流などにより、溪岸が浸食されたり流出土砂が異常に堆積している溪流及び植生が衰退化したことによるはげ山などをいう。

注3 「地すべり地」とは、地下水が原因となり、山地や丘陵地の土地の一部がすべり面を境に移動する現象が発生している斜面をいう。

注4 「荒廃危険地」とは、台風や豪雨、地震、火山活動等により、荒廃の兆しが見られ、崩壊地に移行するおそれが高い箇所などをいう。

注5 「概成」とは、治山工事において荒廃地の復旧などを目的として計画した一連の工事が完了した場合をいう。

注6 四捨五入の関係で、計と内訳は必ずしも一致しない。

(9) 森林の被害

(単位) 面積 : ha、ただし病虫獣害は材積 : m3

種 類		風害			水害			雪害			干害			凍害			松くい虫		
年 度		R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7
総 数		-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	236	287	483
会津農林事務所	会津若松市																38	16	64
	喜多方市																84	47	51
	北塩原村									2								21	21
	西会津町																		
	磐梯町																		
	猪苗代町																	2	150
	会津坂下町																4	4	3
	湯川村																		
	柳津町																80	94	94
	三島町																		
	金山町																		
	昭和村																		
	会津美里町																30	103	100
計		-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	236	287	483
南会津農林事務所	下郷町																		
	檜枝岐村																		
	只見町																		
	南会津町																		
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 森林保全課資料

注1 被害量は整数止め (0.5未満は0と表示)

(単位) 面積 : ha、ただし病虫獣害は材積 : m3

種 類	カシノガキイムシ			ツキノワグマ			その他病虫獣害			林野火災			その他森林被害		
	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7
総 数	7,178	15,091	11,130	397	8	476	4	-	5	1	-	-	-	-	-
会津農林事務所	会津若松市	7	19	43											
	喜多方市	12	4	4						1	0				
	北塩原村		9												
	西会津町														
	磐梯町														
	猪苗代町			10						0					
	会津坂下町	0													
	湯川村														
	柳津町	50	50	100											
	三島町	30	90	21											
	金山町	9	197	373		...									
	昭和村	1,192	3,317	2,554											
	会津美里町	8	450	444								0			
	計	1,308	4,136	3,549	-	...	-	-	-	1	0	0	-	-	-
南会津農林事務所	下郷町	76	127	218	397		476	4		5					
	檜枝岐村														
	只見町	5,244	9,357	2,809		8									
	南会津町	550	1,471	4,554											
	計	5,870	10,955	7,581	397	8	476	4	-	5	-	-	-	-	-

(注) 森林保全課資料

注1 被害量は整数止め (0.5未満は0、詳細不明は…と表示)

注2 林野火災は暦年で集計

(1 0) 山火事防止施設の整備状況 ※該当なし

区分		予防資機材					初期消火機材					防火 管理 道 (m)
		自 音 警 機	動 声 報 機	予 立 防 看 板	標 板	警 報 旗	防 火 ポ ス ト	可 搬 式 消 火 ポン プ	水 の う 付 手 動 ポン プ	背 負 式 消 化 器	携 帯 用 火 防 セ ット	
総数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
会津農林事務所	会津若松市											
	喜多方市											
	北塩原村											
	西会津町											
	磐梯町											
	猪苗代町											
	会津坂下町											
	湯川村											
	柳津町											
	三島町											
	金山町											
	昭和村											
	会津美里町											
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南会津農林事務所	下郷町											
	檜枝岐村											
	只見町											
	南会津町											
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 予防資機材、初期消火機材 (森林保全課資料)
防火管理道 (森林整備課資料)

3 林業の動向

(1) 林家数

単位 戸数：戸

区 分		総 数
総 数		6,268
会津農林事務所	会津若松市	664
	喜多方市	854
	北塩原村	105
	西会津町	470
	磐梯町	152
	猪苗代町	415
	会津坂下町	226
	湯川村	1
	柳津町	261
	三島町	143
	金山町	222
	昭和村	125
	会津美里町	41
	計	3,679
南会津農林事務所	下郷町	560
	檜枝岐村	54
	只見町	268
	南会津町	1,707
	計	2,589

(注) 2025年農林業センサス

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 人数：人、面積：ha

区 分		総 数		公有林		私有林		備考
		人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総 数		117	28,847	17	2,254	104	26,592	
会津農林事務所	会津若松市	12	1,239	4	593	12	646	
	喜多方市	5	3,198	1	173	4	3,025	
	北塩原村	1	88			1	88	
	西会津町	25	7,217			25	7,217	
	磐梯町	3	983			3	983	
	猪苗代町	7	1,825			7	1,825	
	会津坂下町	1	14			1	14	
	湯川村							
	柳津町	1	623			1	623	
	三島町	1	202			1	202	
	金山町	1	461			1	461	
	昭和村	1	182			1	182	
	会津美里町	11	2,314			11	2,314	
計		69	18,347	5	766	68	17,580	
南会津農林事務所	下郷町	10	2,123			10	2,123	
	檜枝岐村							
	只見町	3	686			3	686	
	南会津町	35	7,692	12	1,488	23	6,204	
	計	48	10,500	12	1,488	36	9,012	

(注) 森林計画課資料

※令和8年3月31日時点で有効な計画について記載している。

※件数については重複があるため、内訳と計が必ずしも一致しない。

※面積については四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：ha

市町村別		経営管理権		経営管理実施権		備考
		件数	面積	件数	面積	
総 数		8	78	0	0	
会津農林事務所	会津若松市	8	78			
	喜多方市					
	北塩原村					
	西会津町					
	磐梯町					
	猪苗代町					
	会津坂下町					
	湯川村					
	柳津町					
	三島町					
	金山町					
	昭和村					
	会津美里町					
	計	8	78	0	0	
南会津農林事務所	下郷町					
	檜枝岐村					
	只見町					
	南会津町					
	計	0	0	0	0	

(注) 森林計画課資料
令和8年3月31日現在

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³ 実行歩合：％

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	612	627	1,239	694	490	1,184	113.4	78.1	95.6
針葉樹	512	627	1,139	540	490	1,030	105.5	78.1	90.4
広葉樹	100	－	100	154	－	154	154.0	－	154.0

(注) 計画欄は、前計画の前半5ヵ年分（R4～R8）に対応する計画量。

実行欄は、前計画の前半5ヵ年分（R4～R8）の実行量。

ただし、本計画の樹立年度（R8）の実行量については見込量。

四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない。

森林計画課資料

(2) 森林施業面積等

単位 面積：h a 実行歩合：％

総数			うち間伐面積		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
－	6,071	－	9,180	5,190	56.5

(注) (1) の注に同じ

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：h a 実行歩合：％

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
3,565	661	18.5	926	318	34.3	2,639	343	13.0

(注) (1) の注に同じ

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 拡張：箇所 実行歩合：％

	開設延長			拡張箇所		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	51.6	21.8	42.2	41	54	131.7
うち林業専用道	21.1	11.4	54.0	0	0	－

(注) (1) の注に同じ

森林整備課資料

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養	1,532	55.27	3.6%	4	0.69	17.3%
災害防備	1,236	91.36	7.4%	5	0.58	11.6%
保健・その他						

(注) 計画欄には、前計画の前半5ヵ年分(R4～R8)に対応する計画量を記載する。

実行欄には、前計画の前半5ヵ年分(R4～R8)の実行量を記載する。

ただし、本計画の樹立年度(R8)の実行量については見込量とする。

森林保全課資料

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

面 積		
計画	実行	実行歩合
-	-	-

(注) (5) アに同じ

ウ 治山事業の数量

単位 地区数：ヵ所、実行歩合：%

種類	治山事業施行地区数		
	計画	実行	実行歩合
治山事業施行地区数	217	72	33%

(注) (5) アに同じ

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

施業区分		計画	実行	実行歩合
造林	総数	-	-	-
	人工造林	-	-	-
	天然更新	-	-	-
保育		-	-	-
伐採	総数	-	-	-
	主伐	-	-	-
	間伐	-	-	-
その他		-	-	-

(注) (5) アに同じ

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位 面積：h a

農 用 地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅, 別荘, 工場等建物敷地及びその附帯地	採石採土地	そ の 他	合 計
0	0	3	2	229	235

（注）面積欄には、前計画の前半5ヵ年に対応する異動面積を記載した。

農用地は、田、畑、樹園地とする。

四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

（2）森林以外より森林への異動

単位 面積：h a

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計
0	0	26	26

（注）面積欄には、前計画の前半5ヵ年に対応する異動面積を記載した。

四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

(単位 材積:千m³ 面積:ha 延長:km)

分期		I	II	III	IV
伐 採 立 木 材 積	総数	1,403	1,600	1,614	1,614
	主伐	980	1,111	1,137	1,137
	間伐	423	489	477	477
総数		4,667	4,850	5,715	5,715
造林面積	人工造林	1,146	1,225	1,445	1,445
	天然更新	3,522	3,625	4,270	4,270
林道開設延長		47.8	43.4		

(注) 森林計画樹立の翌年度から5年間を第Ⅰ分期、次の5年間を第Ⅱ分期、以下同様

※ 四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない。

森林計画課資料

(2) 分期別期首別資源表

単位: 面積ha 材積千m3

区分		面 積											材積
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15・16 齢級	17・18 齢級	19・20 齢級	
前期期首	総数	244,267	2,131	2,608	5,189	12,780	19,402	25,640	51,484	125,033	0	0	55,047
	人工林	56,364	61	125	1,154	3,383	9,917	14,567	15,045	12,113	0	0	31,115
	総 数	187,903	2,070	2,484	4,035	9,397	9,485	11,073	36,439	112,920	0	0	23,932
	天然林	利 活 用	6,569	7	21	34	161	162	377	1,612	4,195	0	843
	利 活 用 以 外	181,333	2,063	2,463	4,001	9,236	9,323	10,695	34,827	108,724	0	0	23,089
後期期首	総数	244,267	4,097	1,939	3,496	7,497	17,626	21,028	32,118	156,464	0	0	61,940
	人工林	54,631	1,174	92	332	1,948	6,490	11,523	14,113	18,958	0	0	32,719
	総 数	189,636	2,923	1,847	3,164	5,549	11,136	9,505	18,005	137,506	0	0	29,221
	天然林	利 活 用	9,386	1,092	23	4	93	226	405	1,431	6,111	0	2,209
	利 活 用 以 外	180,249	1,831	1,824	3,160	5,455	10,909	9,100	16,575	131,395	0	0	27,012
第Ⅲ分期期首	総数	244,267	5,932	2,106	2,477	4,654	12,012	18,866	23,943	50,277	124,001	0	65,612
	人工林	52,848	2,367	61	125	1,154	3,375	9,225	11,850	13,373	11,318	0	34,549
	総 数	191,419	3,565	2,045	2,353	3,499	8,637	9,640	12,093	36,904	112,683	0	31,063
	天然林	利 活 用	12,287	2,216	7	21	34	168	342	1,436	2,246	5,817	2,995
	利 活 用 以 外	179,132	1,349	2,038	2,332	3,466	8,469	9,298	10,657	34,658	106,866	0	28,068
第Ⅳ分期期首	総数	244,267	4,994	4,017	1,879	3,038	6,906	17,352	20,142	30,876	155,062	0	69,475
	人工林	52,286	2,401	1,174	92	332	1,947	6,198	10,239	12,198	17,705	0	37,165
	総 数	191,981	2,593	2,843	1,787	2,706	4,959	11,154	9,902	18,678	137,358	0	32,310
	天然林	利 活 用	13,716	1,486	1,092	23	4	103	259	832	2,173	7,742	3,519
	利 活 用 以 外	178,265	1,107	1,751	1,764	2,702	4,856	10,895	9,070	16,505	129,616	0	28,791
第Ⅴ分期期首	総数	244,267	3,627	5,932	2,046	2,181	4,334	11,872	18,399	23,209	49,530	123,138	73,631
	人工林	51,986	2,339	2,367	61	125	1,153	3,237	8,709	10,775	12,496	10,725	40,306
	総 数	192,281	1,288	3,565	1,985	2,056	3,181	8,635	9,691	12,434	37,034	112,412	33,325
	天然林	利 活 用	14,755	612	2,216	7	21	35	193	411	1,809	2,517	6,933
	利 活 用 以 外	177,526	676	1,349	1,978	2,035	3,146	8,442	9,280	10,625	34,517	105,479	29,392

※ 天然林の天然生林1 齢級には伐採跡地を含む。
 利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。
 四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない。

7 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間) 単位 材積:千m3

主伐(皆伐)上限量の目安
84

第2表 持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率:% 材積:千m3

再造林率	持続的伐採可能量
100	84
90	76
80	67
70	59
60	50
50	42
40	34
30	25
20	17
10	8